第９期

庄原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

令和６(202４)年３月

庄原市

目　次

第１章　計画の基本的事項……1
　１　計画策定の背景……1
　２　計画の法的位置づけ……2
　３　計画の策定方針……3
　４　計画の期間……4
　５　日常生活圏域の設定……4
　６　計画の策定体制……5

第２章　高齢者を取り巻く状況……7
　１　人口の現状と推計……7
　２　世帯の状況……12
　３　高齢者の就労の状況……15
　４　要支援・要介護認定者数の現状と推計……16
　５　日常生活圏域の状況……17

第３章　第８期計画の評価……19
　１　第８期計画の体系……19
　２　基本施策別の評価……20
　３　第８期計画における評価指標の達成状況……41

第４章　今後取り組むべき主な課題……43
　１　健康づくり・介護予防の推進……43
　２　在宅医療・介護連携の推進……43
　３　認知症支援体制の充実……43
　４　介護人材の確保・育成・定着……43

第５章　地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた提言……45

第６章　基本構想……55
　１　基本理念……55
　２　基本目標……55
　３　基本政策……57
　４　計画の体系……58

第７章　基本計画 59
１　具体的な取組 59
２　評価指標一覧 78

第８章　介護サービスの見込みと保険料 79
１　介護保険料算定の流れ 79
２　被保険者数及び要介護等認定者数の推計 80
３　介護サービスの整備 82
４　介護サービス見込量の推計 86
５　保険給付費等に要する費用等の推計 90
６　保険給付費及び地域支援事業費の財源構成 93
７　介護保険料（第１号被保険者）の設定 94
８　令和 12（2030）年度・令和 22（2040）年度の介護保険料の試算 98

第９章　計画の推進に向けて 99
１　推進体制 99
２　計画等の周知 99
３　点検と評価 99

資料 101
１　庄原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定推進委員会設置要綱 101
２　庄原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定推進委員会委員名簿 102
３　計画策定の経緯 103
４　用語解説 104

第１章　計画の基本的事項

第１章　計画の基本的事項

１　計画策定の背景

我が国の65歳以上の高齢者人口は、令和５(2023)年７月１日現在で3,622万人となり、総人口に占める割合(高齢化率)は29.1%となりました。

また、国立社会保障・人口問題研究所が公表した日本の将来推計人口(令和５(2023)年)によると、我が国の高齢化率は、団塊の世代が75歳以上となる令和７(2025)年に29.6%、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年には34.8%と、今後も上昇を続けることが見込まれています。

一方、本市の高齢者数は減少傾向にありますが、令和５(2023)年９月末現在の住民基本台帳人口による高齢者数は14,246人、高齢化率は44.3%であり、国の値を大きく上回り、令和７(2025)年には高齢化率が45.6%、後期高齢者(75歳以上)の割合も28.6%に達すると見込まれ、高齢者１人を15～64歳の市民１人で支えることとなります。

介護保険制度は、平成12(2000)年度に創設されて24年が経過し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で個々の状態に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保された「地域包括ケアシステム」の構築により、高齢者の生活を支える制度として定着してきました。

本市では、令和３(2021)年３月に策定した「第８期庄原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」(以下「第８期計画」という。)において、「“あんしん”が実感できるまち」を基本理念に掲げ、地域包括ケアシステムを深化・推進し、施策・事業に取り組んできました。

こうした経過・背景を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう「第９期庄原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」(以下「第９期計画」という。)を策定するものです。

2　計画の法的位置づけ

第９期計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の８に規定する「市町村老人福祉計画」、介護保険法（平成９年法律第123号）第117条に規定する「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定しています。

また、介護保険法第116条に基づいて国が告示する「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）では、第６期（平成27（2015）～29（2017）年度）以降の市町村介護保険事業計画を「地域包括ケア計画」に位置づけ、地域包括ケアシステムを深化・推進することとしています。

老人福祉法（抜粋）

（市町村老人福祉計画）

第 20 条の８　市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

２　市町村老人福祉計画においては、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。

３　市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、同項の老人福祉事業の量の確保のための方策について定めるよう努めるものとする。

７　市町村老人福祉計画は、介護保険法第 117 条第１項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

介護保険法（抜粋）

（市町村介護保険事業計画）

第 117 条　市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

２　市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（１）　当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

（２）　各年度における地域支援事業の量の見込み

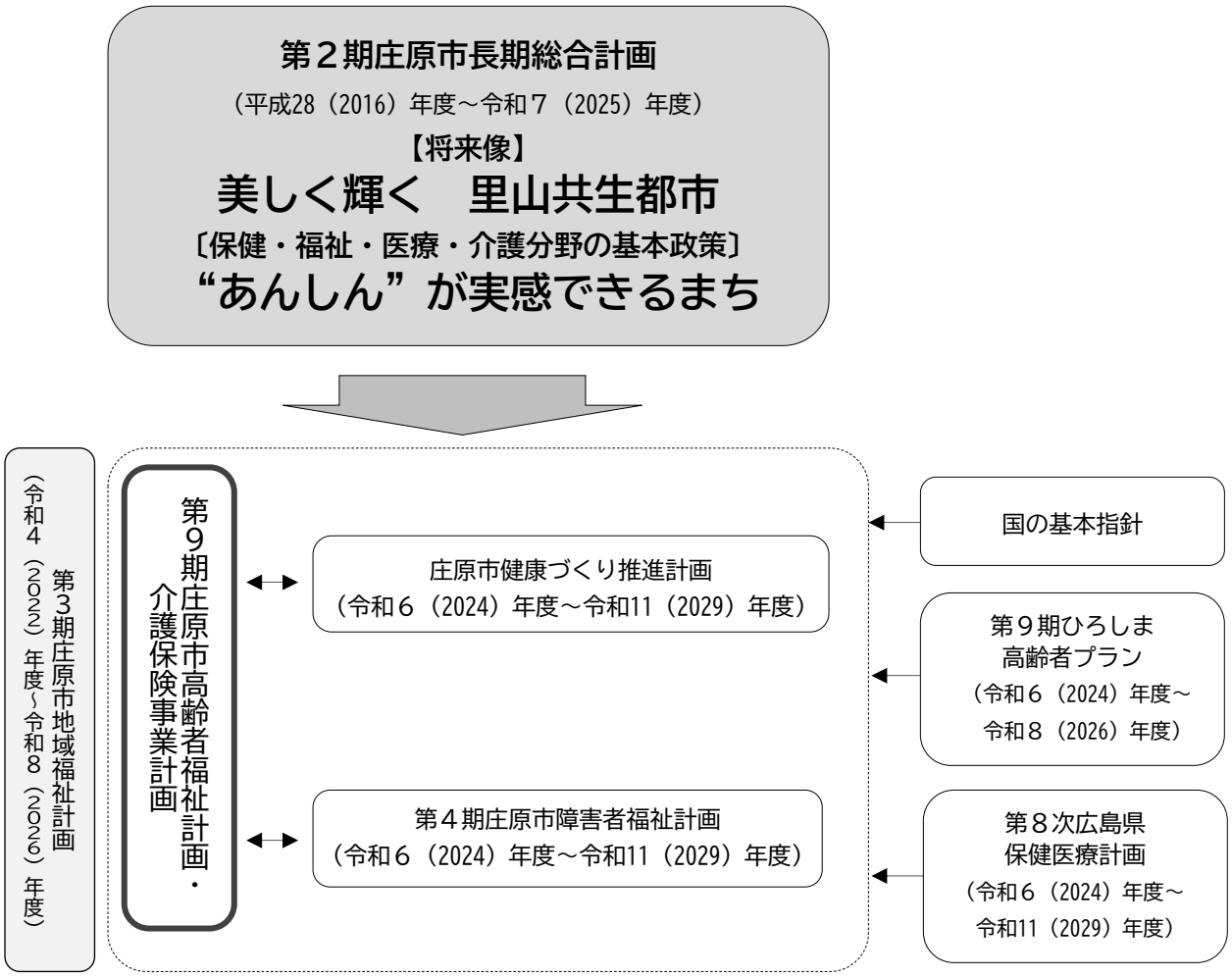
６　市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第 20 条の８第１項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

3　計画の策定方針

第９期計画は、上位計画である「第２期庄原市長期総合計画」の趣旨に沿って策定しています。

また、関連計画である「第３期庄原市地域福祉計画」、「庄原市健康づくり推進計画」、「第４期庄原市障害者福祉計画」との整合を図るとともに、国の基本指針を踏まえて、「第９期ひろしま高齢者プラン」、「第８次広島県保健医療計画」と連携して策定しています。

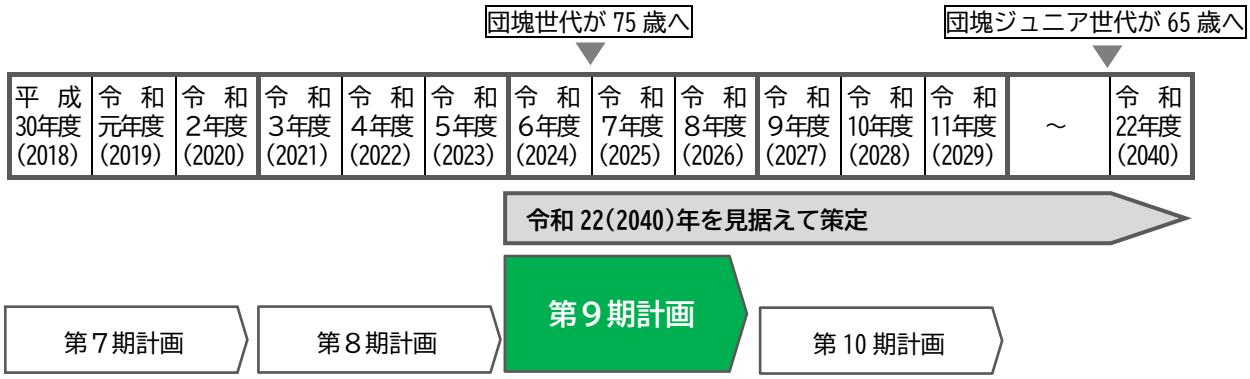
［図：他計画との関係］



4　計画の期間

第９期計画の期間は、令和６(2024)年度を初年度とし、令和８(2026)年度を目標年度とした３年間とします。

[図:計画の期間]

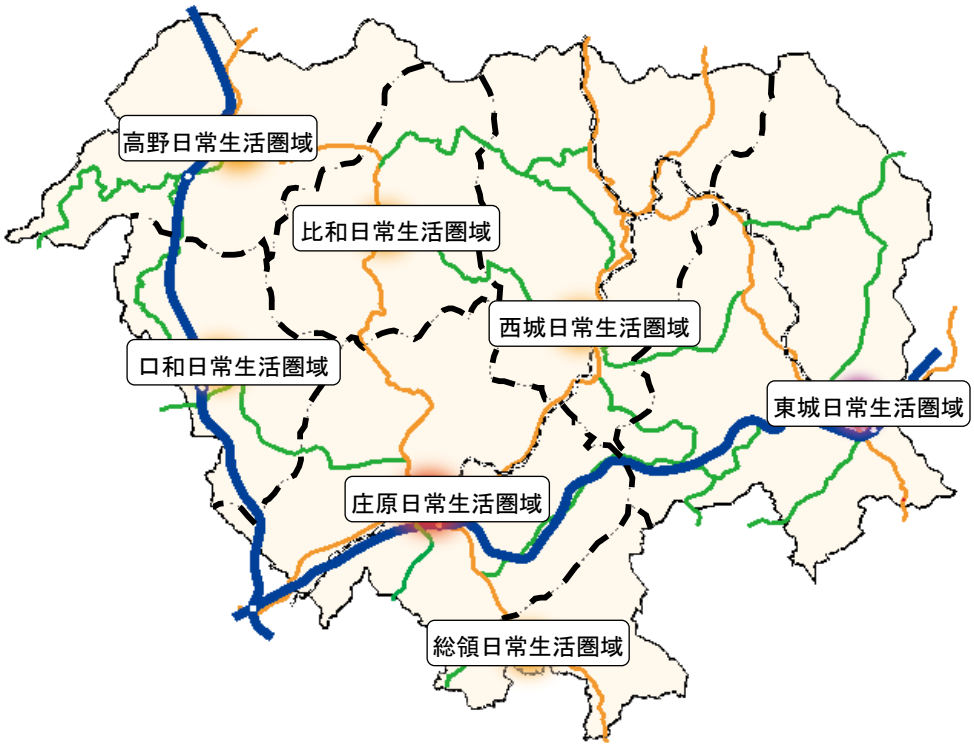


5　日常生活圏域の設定

本市では、旧市町の区域別に日常生活圏域を設定します。

それぞれの圏域において、医療、介護、保健、福祉の関係機関のほか、民生委員・児童委員、地域自治組織や地域住民等が有機的に連携しながら、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいます。

[図:日常生活圏域]



6　計画の策定体制

第９期計画の策定にあたり、庁内検討組織での検討を行うとともに、広く市民の意見を反映するため、庄原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定推進委員会で、協議・検討を行うほか、以下の取組を行いました。

(1) 庄原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定推進委員会での検討

医療、介護、福祉関係者等の代表者、各地域の代表者等を構成員とする市民検討組織「庄原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定推進委員会」を設置し、計画策定に関する協議・検討を行いました。

(2) 地域ケア会議による検討

庄原市地域ケア会議の各会議において、本市の現状、課題を整理、共有し、その解決に向けた検討が行われ、庄原市地域ケア推進会議において、「第９期庄原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に向けた提言」がまとめられました。

(3) アンケート調査の実施

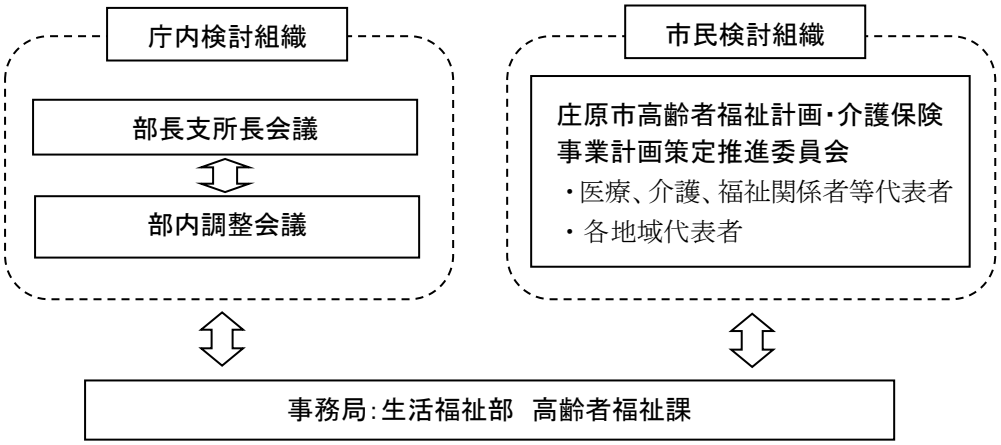
高齢者の日常生活や健康状態などを把握するため、「庄原市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「庄原市在宅介護実態調査」を実施しました。

また、「居宅介護支援事業所の介護支援専門員を対象とした調査」を実施し、居宅サービス等の利用状況や生活実態と、地域での多職種連携等の現状の把握に努めました。

(4) パブリックコメントの実施

第９期庄原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)を公表し、市民から意見を募集するパブリックコメントを実施しました。

[図:策定体制]



第２章　高齢者を取り巻く状況

第２章　高齢者を取り巻く状況

１　人口の現状と推計

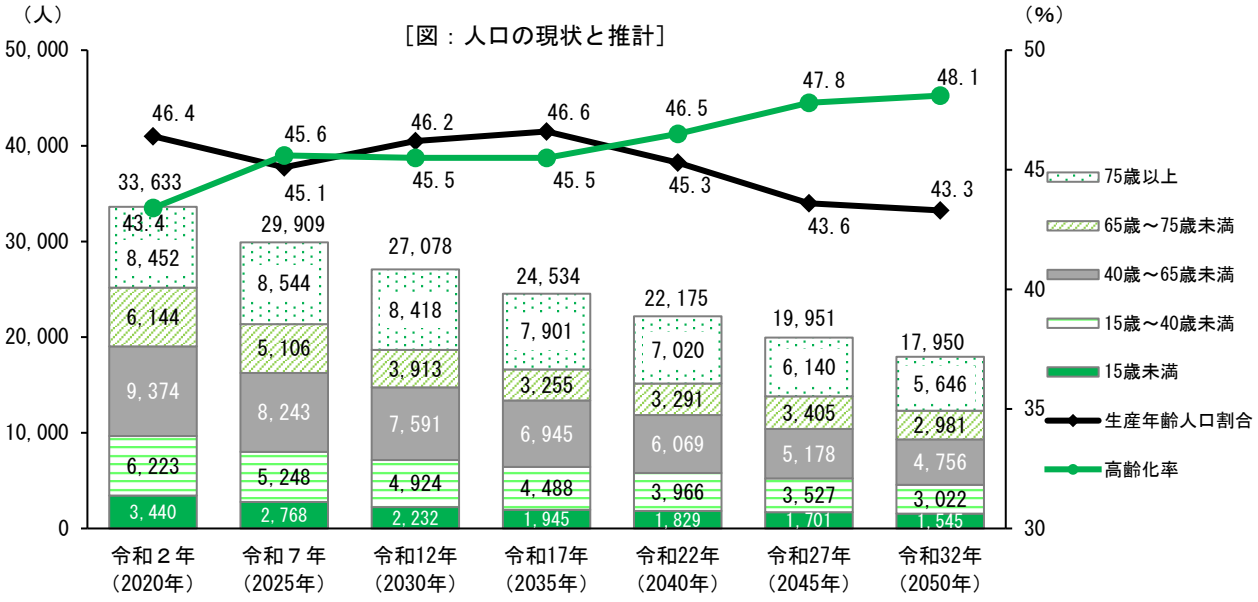
(1) 人口の現状と推計

令和２(2020)年の国勢調査を基にした国立社会保障・人口問題研究所の推計値によると、令和７(2025)年の本市の総人口は29,909人、高齢化率は45.6%、令和22(2040)年の総人口は22,175人、高齢化率は46.5%と推計しています。

[表:人口の現状と推計]

区　分		令和2年（2020年）	令和7年（2025年）	令和12年（2030年）	令和17年（2035年）	令和22年（2040年）	令和27年（2045年）	令和32年（2050年）
人口		33,633人	29,909人	27,078人	24,534人	22,175人	19,951人	17,950人
15歳未満		3,440人	2,768人	2,232人	1,945人	1,829人	1,701人	1,545人
15歳～40歳未満		6,223人	5,248人	4,924人	4,488人	3,966人	3,527人	3,022人
40歳～65歳未満		9,374人	8,243人	7,591人	6,945人	6,069人	5,178人	4,756人
65歳～75歳未満		6,144人	5,106人	3,913人	3,255人	3,291人	3,405人	2,981人
75歳以上		8,452人	8,544人	8,418人	7,901人	7,020人	6,140人	5,646人
85歳以上		3,968人	3,648人	3,238人	3,585人	3,674人	3,323人	2,772人
生産年齢人口		15,597人	13,491人	12,515人	11,433人	10,035人	8,705人	7,778人
高齢者人口		14,596人	13,650人	12,331人	11,156人	10,311人	9,545人	8,627人
生産年齢人口割合		46.4%	45.1%	46.2%	46.6%	45.3%	43.6%	43.3%
高齢化率	庄原市	43.4%	45.6%	45.5%	45.5%	46.5%	47.8%	48.1%
	広島県	29.4%	30.7%	31.5%	32.8%	35.3%	36.7%	37.4%
	全　国	28.6%	29.6%	30.8%	32.3%	34.8%	36.3%	37.1%

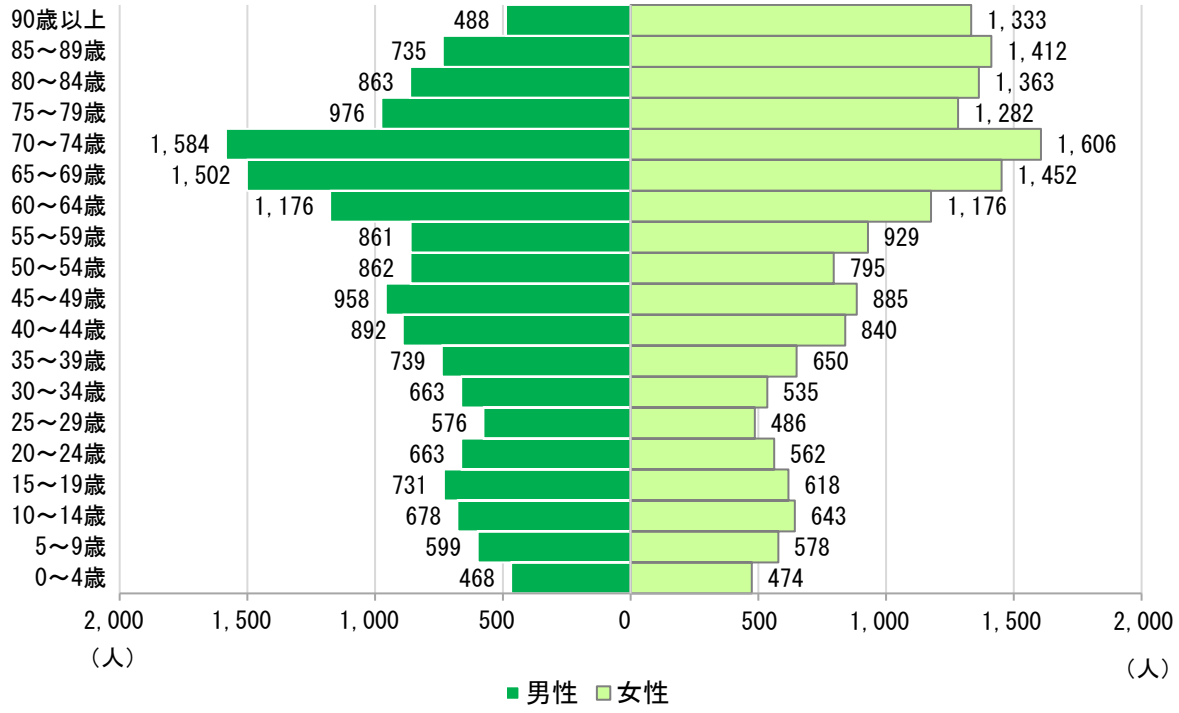
資料:令和2(2020)年は、総務省「国勢調査」
令和7(2025)年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」



資料:令和2(2020)年は、総務省「国勢調査」
令和7(2025)年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」

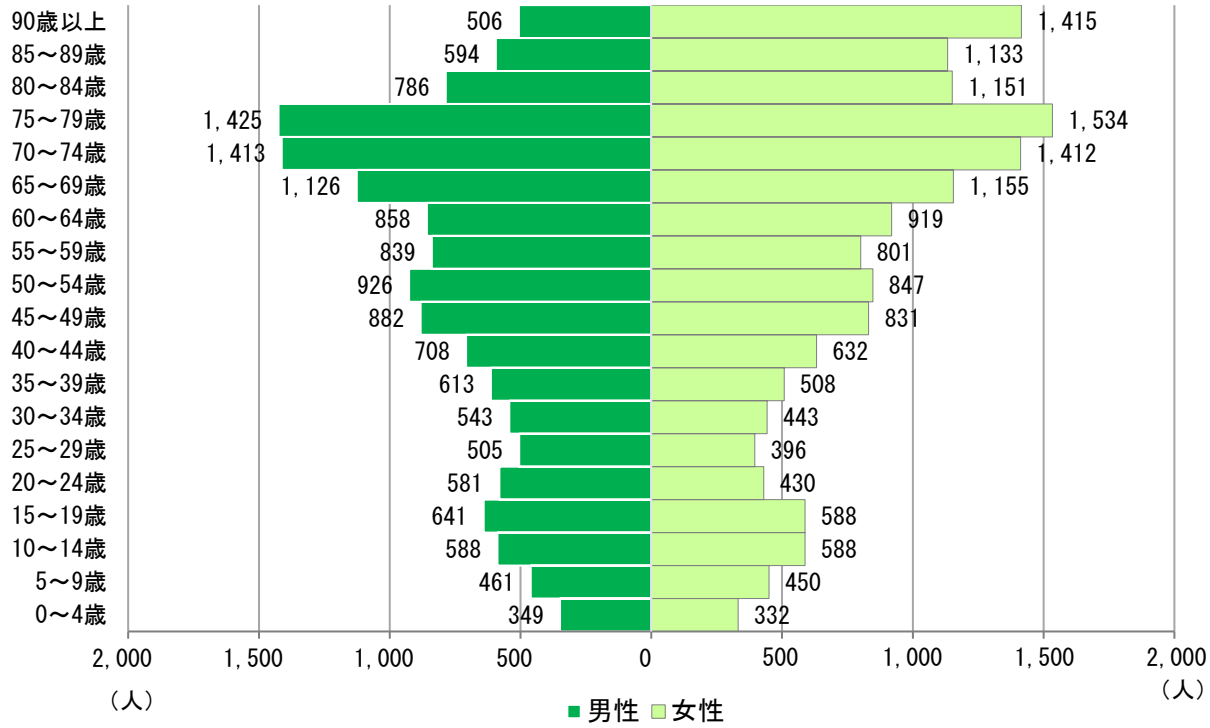
[図：人口ピラミッド]

（令和２（2020）年実績）



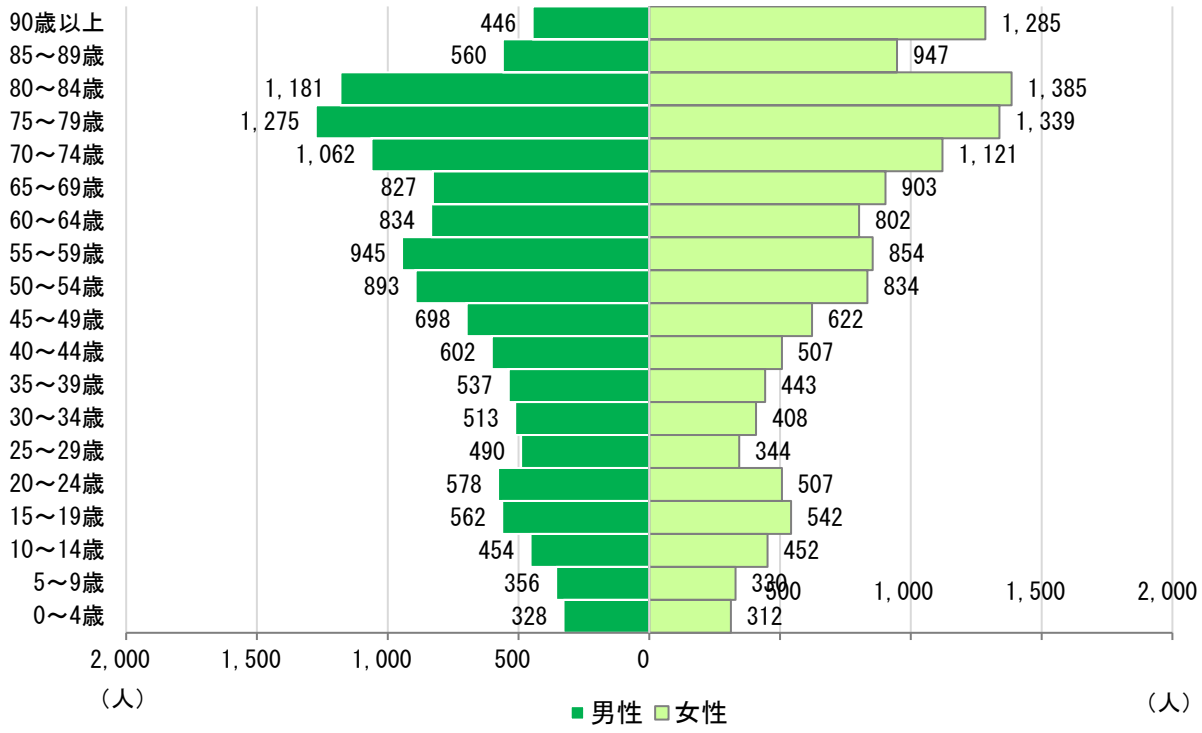
資料：国勢調査

（令和７（2025）年推計）



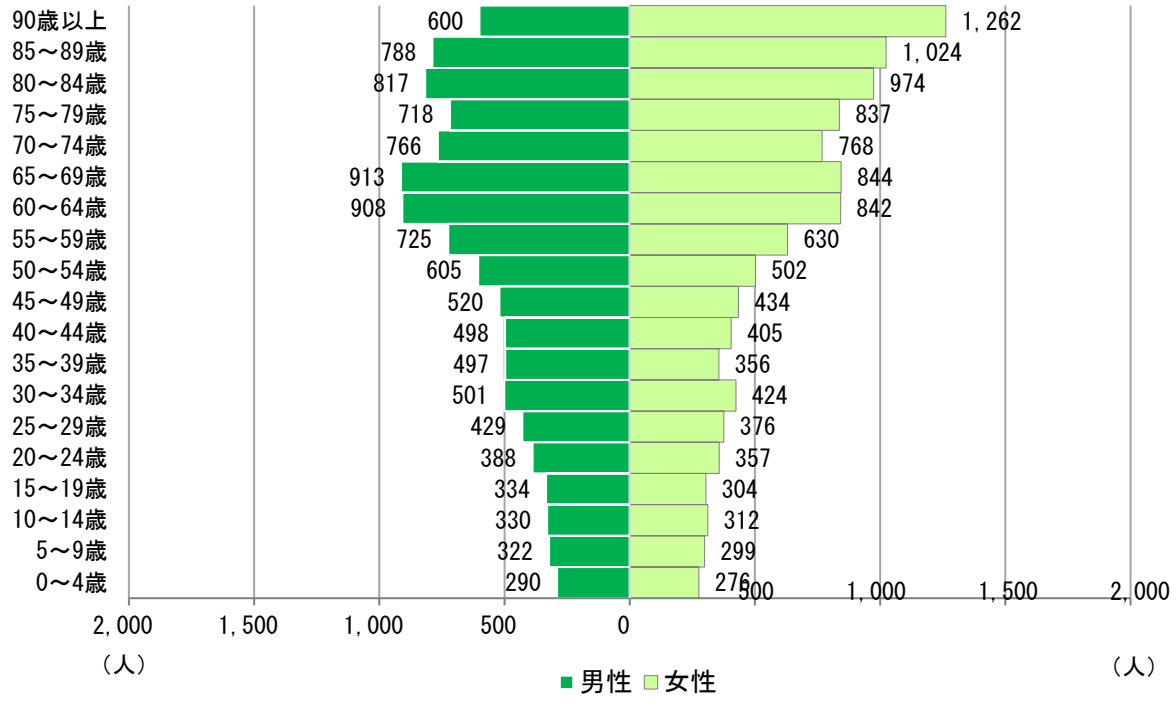
資料：国立社会保障・人口問題研究所推計値(令和5(2023)年推計)

（令和12（2030）年推計）



資料：国立社会保障・人口問題研究所推計値(令和5(2023)年推計)

（令和22（2040）年推計）

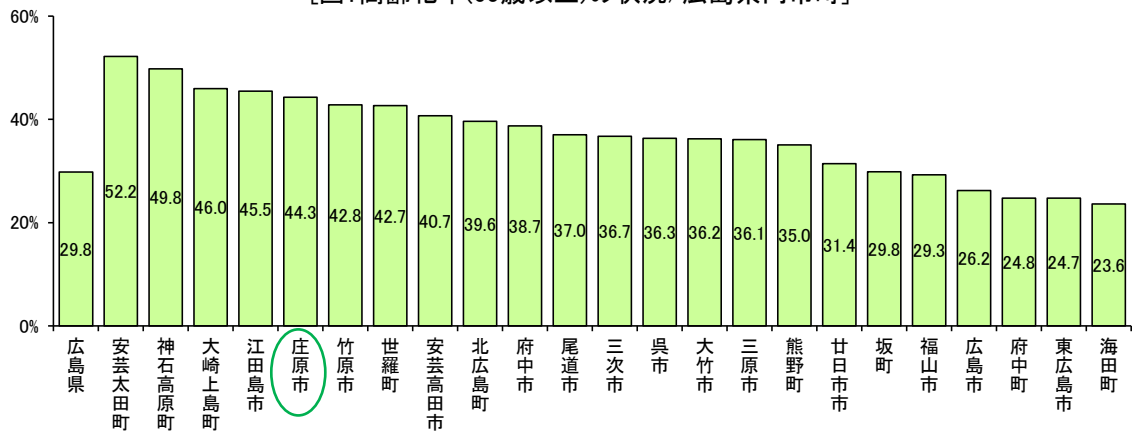


資料：国立社会保障・人口問題研究所推計値(令和5(2023)年推計)

(2) 高齢化率・後期高齢化率の状況(県内比較)

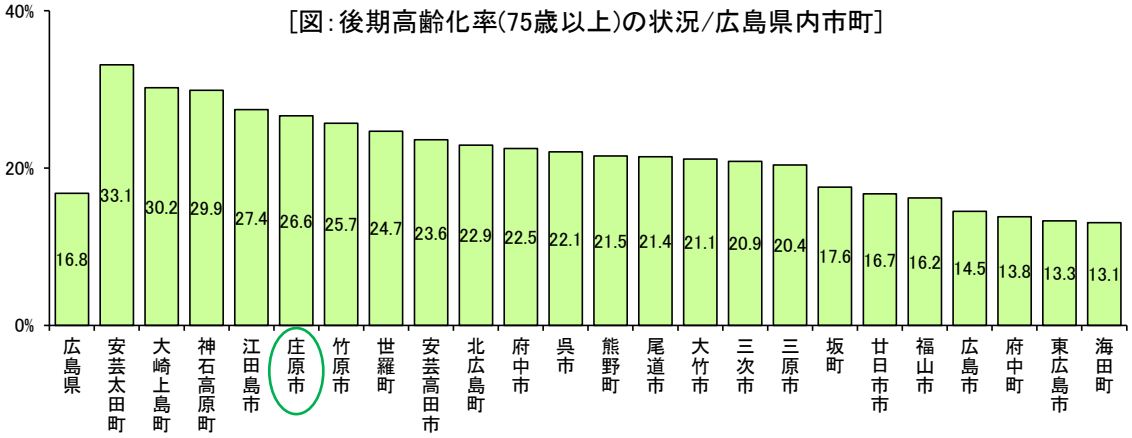
令和２(2020)年国勢調査を基に広島県が推計した人口による高齢化率(令和５(2023)年10月１日現在)及び後期高齢化率は県内市町で５番目、85歳以上高齢者人口割合は３番目に高くなっています。

[図:高齢化率(65歳以上)の状況/広島県内市町]



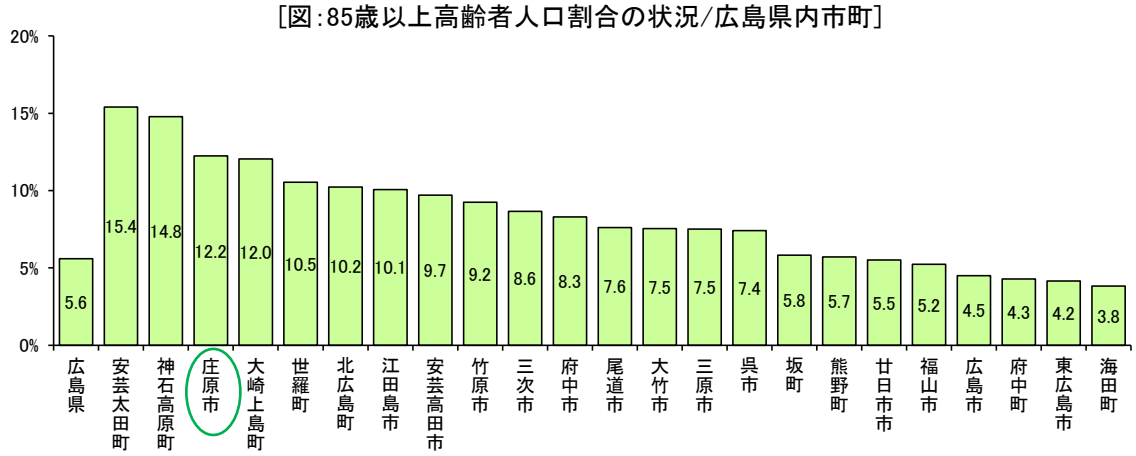
資料:広島県市区町別、年齢(5歳階級)別推計人口(令和5(2023)年10月１日現在)

[図:後期高齢化率(75歳以上)の状況/広島県内市町]



資料:広島県市区町別、年齢(5歳階級)別推計人口(令和5(2023)年10月１日現在)

[図:85歳以上高齢者人口割合の状況/広島県内市町]



資料:広島県市区町別、年齢(5歳階級)別推計人口(令和5(2023)年10月１日現在)

(3) 日常生活圏域別の高齢化率

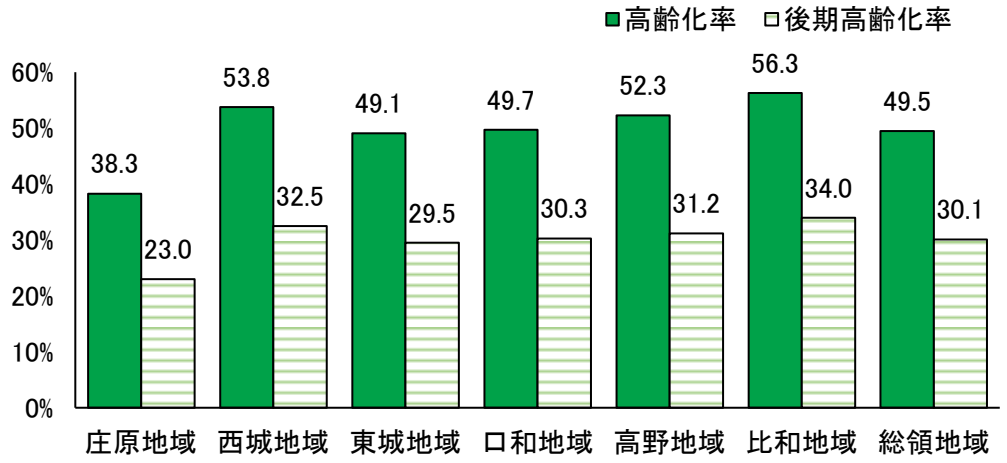
令和５(2023)年の住民基本台帳人口による日常生活圏域別の高齢化率は、庄原地域以外の地域で40%を超えており、比和地域が56.3%で最も高く、後期高齢化率も34.0%となっています。

[表:総人口・高齢者人口/地域別]

区　分	総人口	高齢者人口(65歳以上)		後期高齢者人口(75歳以上)	
		人口	高齢化率	人口	後期高齢化率
庄原地域	16,908人 (17,547人)	6,480人 (6,648人)	38.3% (37.9%)	3,884人 (3,838人)	23.0% (21.9%)
西城地域	2,962人 (3,243人)	1,593人 (1,662人)	53.8% (51.2%)	963人 (986人)	32.5% (30.4%)
東城地域	6,749人 (7,355人)	3,311人 (3,476人)	49.1% (47.3%)	1,994人 (2,051人)	29.5% (27.9%)
口和地域	1,746人 (1,915人)	868人 (920人)	49.7% (48.0%)	529人 (510人)	30.3% (26.6%)
高野地域	1,502人 (1,669人)	785人 (832人)	52.3% (49.9%)	468人 (473人)	31.2% (28.3%)
比和地域	1,151人 (1,299人)	648人 (692人)	56.3% (53.3%)	391人 (417人)	34.0% (32.1%)
総領地域	1,134人 (1,268人)	561人 (586人)	49.5% (46.2%)	341人 (350人)	30.1% (27.6%)
計	32,152人 (34,296人)	14,246人 (14,816人)	44.3% (43.2%)	8,570人 (8,625人)	26.7% (25.2%)

資料:住民基本台帳人口(令和5(2023)年９月末現在)、(　)内は住民基本台帳人口(令和２年(2020)年９月末現在)

[図:高齢化率・後期高齢化率/地域別]



資料:住民基本台帳人口(令和5(2023)年９月末現在)

2　世帯の状況

(1) 高齢者がいる世帯の状況

令和２(2020)年と平成17(2005)年の国勢調査を比較すると、

- 一般世帯の世帯数は1,973世帯(12.5%)減少しています。
- 高齢者がいる世帯も減少傾向にある一方で、高齢者の単独世帯(ひとり暮らし世帯)は399世帯(19.5%)増加しています。
- 特に後期高齢者の単独世帯(ひとり暮らし世帯)は、281世帯(21.4%)増加しています。

[表:一般世帯数・家族類型別高齢者がいる世帯数]

区　分	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
一般世帯	15,704世帯	15,173世帯	14,399世帯	13,731世帯
高齢者がいる世帯 (一般世帯に占める割合)	9,794世帯 (62.4%)	9,464世帯 (62.4%)	9,172世帯 (63.7%)	8,713世帯 (63.5%)
単独世帯(ひとり暮らし世帯) (一般世帯に占める割合)	2,042世帯 (13.0%)	2,208世帯 (14.6%)	2,422世帯 (16.8%)	2,441世帯 (17.8%)
高齢者夫婦のみ世帯 (一般世帯に占める割合)	2,216世帯 (14.1%)	2,152世帯 (14.2%)	2,148世帯 (14.9%)	2,145世帯 (15.6%)
その他の世帯 (一般世帯に占める割合)	5,536世帯 (35.3%)	5,104世帯 (33.6%)	4,602世帯 (32.0%)	4,127世帯 (30.1%)
後期高齢者がいる世帯 (一般世帯に占める割合)	6,217世帯 (39.6%)	6,611世帯 (43.6%)	6,222世帯 (43.2%)	5,634世帯 (41.0%)
単独世帯(ひとり暮らし世帯) (一般世帯に占める割合)	1,312世帯 (8.4%)	1,527世帯 (10.1%)	1,656世帯 (11.5%)	1,593世帯 (11.6%)

資料:国勢調査

＊一般世帯:住居と生計を共にしている人の集まりまたは一戸を構えて住んでいる単身者で、施設等の世帯を除く
＊高齢者がいる世帯:平成17(2005)年までは「65歳以上親族のいる世帯」、平成22(2010)年からは「65歳以上世帯員のいる世帯」

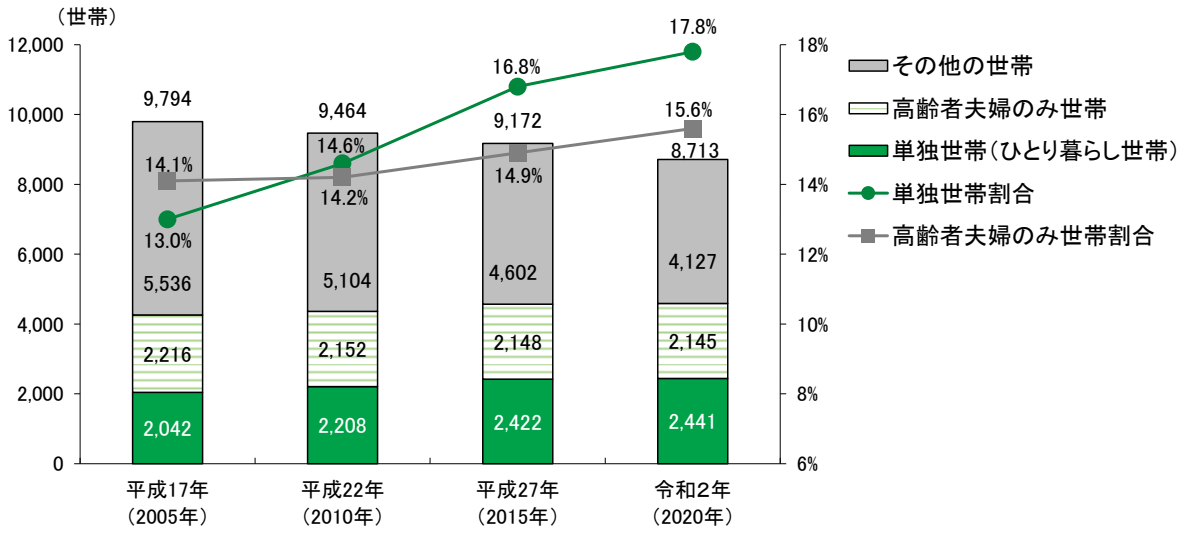
- 高齢者のみ世帯割合は、全国及び広島県に比べて高くなっています。

[表:高齢者のみ世帯割合(参考)]

区　分	単独世帯(ひとり暮らし世帯)	高齢者夫婦のみ世帯
庄原市	17.8%	15.6%
広島県	12.7%	11.9%
全国	12.1%	10.5%

資料:令和2(2020)年国勢調査

[図:家族類型別高齢者がいる世帯数]



資料:国勢調査

(2) 日常生活圏域別の高齢者がいる世帯の状況

- 令和２(2020)年の国勢調査によると、日常生活圏域別の高齢者がいる世帯割合は、庄原地域以外のいずれも70%を超えており、特に西城地域、高野地域及び比和地域では80%を超えています。
- 高齢者単独世帯(ひとり暮らし世帯)の割合が最も高いのは総領地域の27.5%、高齢者夫婦のみ世帯の割合が最も高いのは西城地域の21.5%となっています。

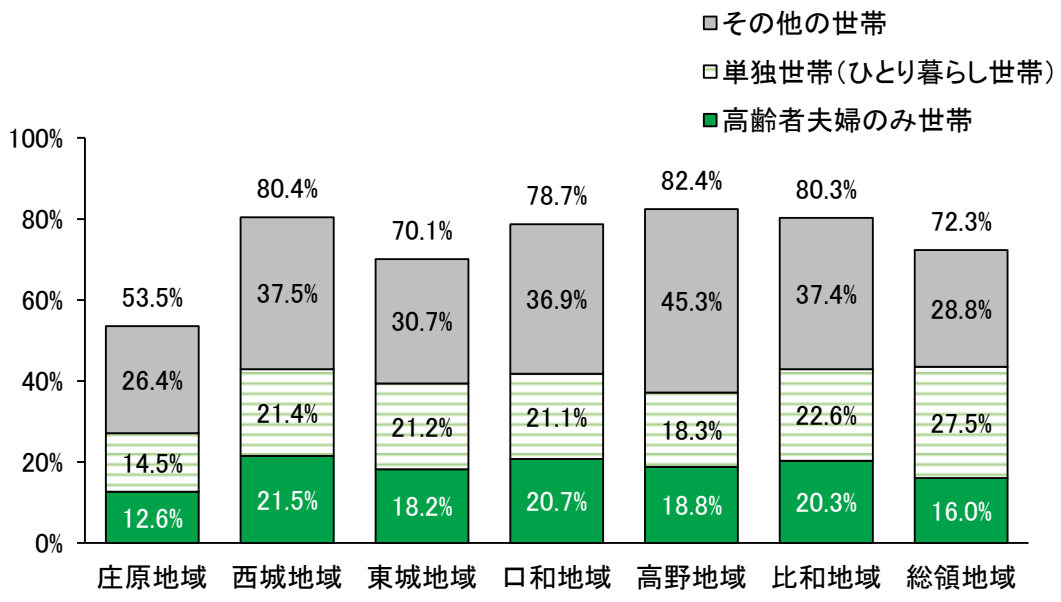
[表:一般世帯・高齢者がいる世帯数/地域別]

区　分	一般世帯	高齢者がいる世帯					
				単独世帯(ひとり暮らし世帯)		高齢者夫婦のみ世帯	
		世帯	割合	世帯	割合	世帯	割合
庄原地域	7,380世帯	3,949世帯	53.5%	1,071世帯	14.5%	930世帯	12.6%
西城地域	1,201世帯	966世帯	80.4%	257世帯	21.4%	258世帯	21.5%
東城地域	2,930世帯	2,054世帯	70.1%	621世帯	21.2%	534世帯	18.2%
口和地域	663世帯	522世帯	78.7%	140世帯	21.1%	137世帯	20.7%
高野地域	575世帯	474世帯	82.4%	105世帯	18.3%	108世帯	18.8%
比和地域	477世帯	383世帯	80.3%	108世帯	22.6%	97世帯	20.3%
総領地域	505世帯	365世帯	72.3%	139世帯	27.5%	81世帯	16.0%
計	13,731世帯	8,713世帯	63.5%	2,441世帯	17.8%	2,145世帯	15.6%

資料:令和2(2020)年国勢調査

＊割合は一般世帯に占める割合

[図:高齢者がいる世帯割合/地域別]



資料:令和2(2020)年国勢調査

3　高齢者の就労の状況

- 令和２(2020)年と平成27(2015)年の国勢調査を比較すると、本市の高齢者労働力人口は242人(5.1%)増加しています。
- 本市の高齢者の労働力率は、全国及び広島県平均に比べ、高水準にあります。

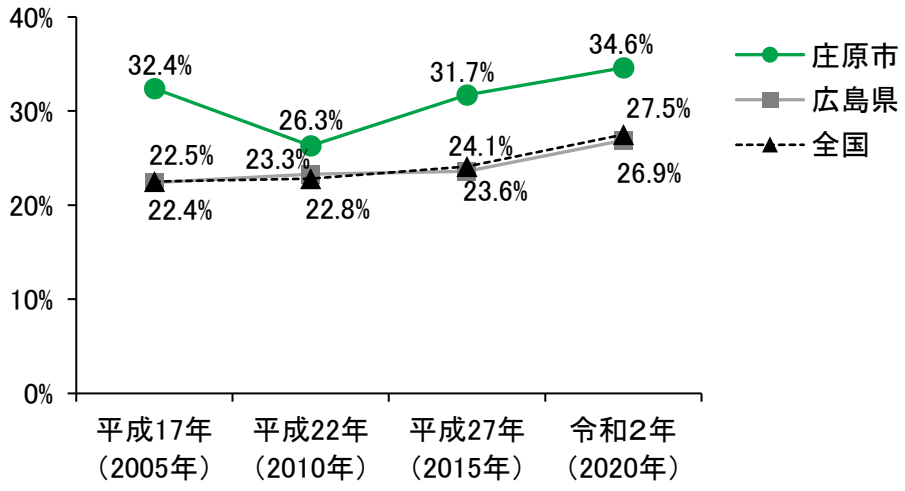
[表:高齢者の労働力人口・労働力率]

区　　分	平成17年（2005年）	平成22年（2010年）	平成27年（2015年）	令和2年（2020年）
高齢者人口	15,600人	15,154人	15,007人	14,579人
労働力人口（労働力率）	5,036人（32.4%）	3,936人（26.3%）	4,723人（31.7%）	4,965人（34.6%）
就業者（就業率）	4,986人（32.0%）	3,869人（25.8%）	4,655人（31.3%）	4,907人（34.2%）
主に仕事	3,224人	2,415人	3,004人	3,303人
家事のほか仕事	1,657人	1,353人	1,538人	1,488人
通学のかたわら仕事	－	2人	2人	1人
休業者	105人	99人	111人	115人
完全失業者（完全失業率）	50人（0.3%）	67人（0.4%）	68人（0.5%）	58人（0.4%）
非労働力人口	10,530人	11,055人	1,0159人	9,403人
労働力状態「不詳」	34人	163人	125人	211人
広島県高齢者の労働力率	22.4%	23.3%	23.6%	26.9%
全国高齢者の労働力率	22.5%	22.8%	24.1%	27.5%

資料:国勢調査

＊割合は高齢者人口(労働力状態の不詳を除く)に占める割合

[図:高齢者の労働力率/全国・広島県との比較]



資料:国勢調査

4　要支援・要介護認定者数の現状と推計

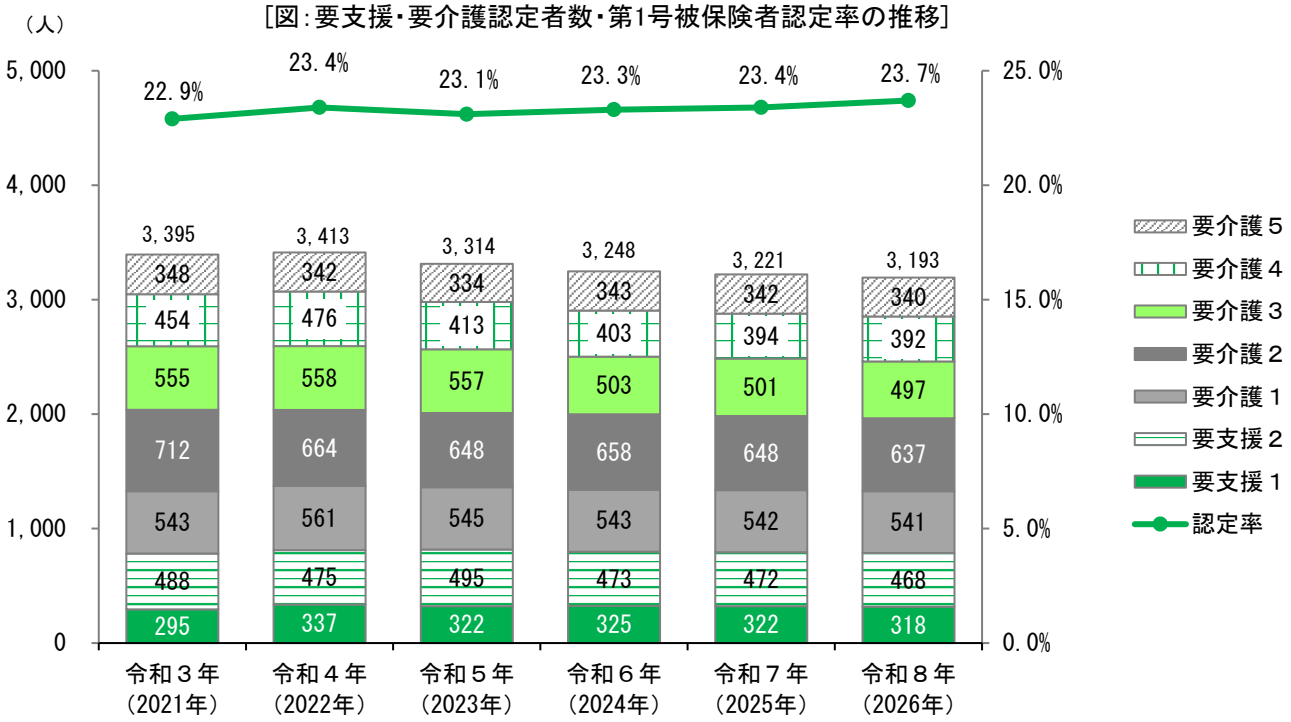
令和５(2023)年９月末現在の本市の要支援・要介護認定者数は3,314人であり、今後は減少すると見込んでいますが、高齢者人口に占める後期高齢者人口の割合が上昇することから、認定率はやや上昇すると見込んでいます。

[表:要支援・要介護認定者数・認定率の推移・推計]

区　分	令和3年（2021年）	令和4年（2022年）	令和5年（2023年）	令和6年（2024年）	令和7年（2025年）	令和8年（2026年）
要支援1	295人	337人	322人	325人	322人	318人
要支援2	488人	475人	495人	473人	472人	468人
要介護1	543人	561人	545人	543人	542人	541人
要介護2	712人	664人	648人	658人	648人	637人
要介護3	555人	558人	557人	503人	501人	497人
要介護4	454人	476人	413人	403人	394人	392人
要介護5	348人	342人	334人	343人	342人	340人
計	3,395人	3,413人	3,314人	3,248人	3,221人	3,193人
要支援1・2	783人	812人	817人	798人	794人	786人
要介護1～5	2,612人	2,601人	2,497人	2,450人	2,427人	2,407人
要介護3～5	1,357人	1,376人	1,304人	1,249人	1,237人	1,229人
第1号被保険者認定率	22.9%	23.4%	23.1%	23.3%	23.4%	23.7%

資料:令和5(2023)年までは、介護保険事業状況報告(各年9月末現在)
令和6(2024)年以降は、地域包括ケア「見える化」システムを活用した庄原市生活福祉部高齢者福祉課推計

[図:要支援・要介護認定者数・第1号被保険者認定率の推移]



資料:令和5(2023)年までは、介護保険事業状況報告(各年9月末現在)
令和6(2024)年以降は、地域包括ケア「見える化」システムを活用した庄原市生活福祉部高齢者福祉課推計

5　日常生活圏域の状況

区　分		庄原	西城	東城	口和	高野	比和	総領	市全体
人口		16,908人	2,962人	6,749人	1,746人	1,502人	1,151人	1,134人	32,152人
高齢者人口		6,480人	1,593人	3,311人	868人	785人	648人	561人	14,246人
高齢化率		38.3%	53.8%	49.1%	49.7%	52.3%	56.3%	49.5%	44.3%
要支援・要介護認定者数		1,364人	381人	882人	216人	185人	172人	128人	3,328人
要支援・要介護認定率		21.0%	23.9%	26.6%	24.9%	23.6%	26.5%	22.8%	23.4%
要介護3以上の認定者数		652人	181人	381人	111人	96人	86人	67人	1,574人
事業対象者認定者数		116人	14人	93人	0人	7人	3人	7人	240人
認知症高齢者数(認知症自立度Ⅱ以上)		938人	298人	567人	135人	143人	127人	86人	2,294人
施設サービス定員数		236人	80人	137人	30人	30人	50人	50人	613人
居宅サービス事業所数	居宅介護支援	6所	3所	4所	2所	1所	ー	1所	17所
	訪問入浴介護	1所	ー	ー	ー	ー	ー	ー	1所
	訪問リハビリテーション	1所	ー	1所	ー	ー	ー	ー	2所
	通所介護	7所	1所	1所	ー	1所	ー	ー	10所
	福祉用具貸与	3所	ー	1所	ー	ー	1所	ー	5所
	特定施設入居者生活介護	1所	ー	1所	1所	ー	ー	ー	3所
	訪問介護	4所	1所	2所	1所	1所	ー	1所	10所
	訪問看護	3所	1所	ー	ー	ー	ー	ー	4所
	通所リハビリテーション	2所	1所	3所	ー	ー	ー	ー	6所
	短期入所生活介護	6所	1所	1所	1所	1所	1所	1所	12所
	短期入所療養介護	1所	1所	1所	ー	ー	ー	ー	3所
地域密着型サービス事業所数	認知症対応型通所介護	1所	ー	1所	ー	ー	ー	ー	2所
	小規模多機能型居宅介護	3所	1所	2所	ー	ー	ー	ー	6所
	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	5所	ー	1所	1所	ー	ー	ー	7所
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2所	ー	ー	ー	ー	ー	ー	2所
	地域密着型通所介護	2所	1所	1所	ー	1所	ー	1所	6所
施設サービス事業所数	介護老人福祉施設	2所	1所	1所	1所	1所	1所	1所	8所
	介護医療院	1所	ー	ー	ー	ー	ー	ー	1所
	介護老人保健施設	1所	1所	1所	ー	ー	ー	ー	3所
総合事業事業所数	介護予防訪問サービス	4所	1所	2所	1所	1所	ー	1所	10所
	生活援助訪問サービス	4所	1所	2所	1所	1所	ー	1所	10所
	介護予防通所サービス	9所	2所	2所	ー	2所	ー	1所	16所
	社会参加通所サービス	7所	2所	2所	ー	1所	ー	ー	12所
地域の特性	ケアハウス	1所	ー	1所	1所	ー	ー	ー	3所
	養護老人ホーム	1所	ー	1所	ー	ー	ー	ー	2所
	高齢者等生活支援施設	ー	1所	1所	1所	1所	1所	1所	6所
	老人介護支援センター	3所	1所	3所	1所	1所	1所	1所	11所
	医療機関(病院・診療所・歯科)	25所	2所	11所	3所	3所	1所	2所	47所
	自治振興区	8所	2所	7所	1所	2所	1所	1所	22所
	地域サロン	79所	15所	42所	17所	17所	7所	14所	191所
	地域デイホーム事業	23所	12所	7所	5所	6所	7所	1所	61所

＊資料：各圏域の要支援・要介護認定者数及び事業対象者認定者数は、介護保険事務支援システムによる(令和5(2023)年9月末現在(令和5(2023)年10月3日抽出))

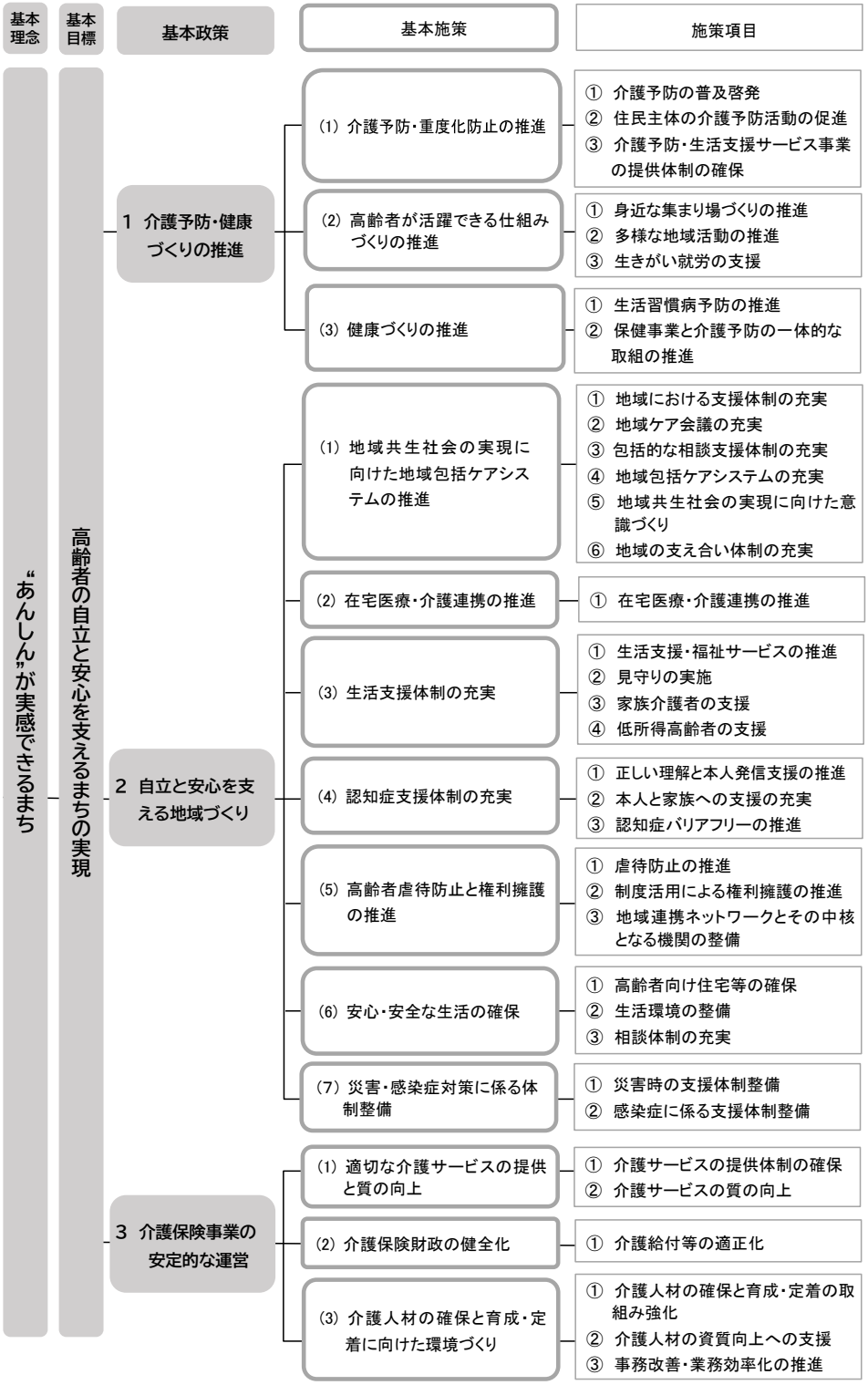
人口は住民基本台帳による(令和5(2023)年9月末現在)、各数値については、令和5(2023)年9月末現在

第３章　第８期計画の評価

第３章　第８期計画の評価

１　第８期計画の体系

第８期計画は、“あんしん”が実感できるまちを基本理念とし、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護予防や健康づくり、医療・介護の連携及びネットワークの強化等、多様かつ総合的な高齢者支援の推進に取り組みました。



2　基本施策別の評価

【基本政策１】　介護予防・健康づくりの推進

≪趣旨≫

高齢者が健康で生きがいを持ち、自立した生活を送るために、要介護状態となることを予防することや介護状態の重度化防止に向けた介護予防事業を進めます。

「集まり場」を通じた介護予防を進め、地域住民同士のつながりをつくり、地域の支え合い活動につなげていきます。

基本施策　(1) 介護予防・重度化防止の推進

【施策項目】

① 介護予防の普及啓発

高齢者が積極的に介護予防に取り組むことができるよう、関係機関・団体等と連携しながら、介護予防の普及啓発に努めます。

② 住民主体の介護予防活動の促進

シルバーリハビリ体操の取組を更に発展させるとともに、地域の身近な場での活動の支援を行います。

③ 介護予防･生活支援サービス事業の提供体制の確保

介護予防・生活支援サービス事業は、事業対象者及び要支援１・２の認定者（以下「要支援者等」という。）を対象に、本人の希望及び自立支援のために必要な範囲で、サービスを提供する事業です。

要支援者等の状態が、維持または重度化防止が図られているかについて把握をするとともに、引き続き、要介護状態の重度化を防止するため、効果的なサービス提供に努めます。

【実績】

- 自治振興区と連携し、「運動器機能向上・口腔ケア」「栄養改善」「認知症介護予防」の３つのテーマで、介護予防教室を実施しました。

［介護予防教室の実績］

区　分	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
延べ参加者数	957人	785人
65歳以上人口に占める参加者の割合（延べ人数）	6.7%	5.5%

- 庄原市シルバーリハビリ体操指導士会（以下「指導士会」という。）の役員会に参加したほか、体操の効果や指導士活動の周知、教室立ち上げの支援を行いました。

［シルバーリハビリ体操指導士の活動継続支援事業の実績］

区　分	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
指導士会会員数	121人	122人
延べ参加者数	2,309人	4,596人

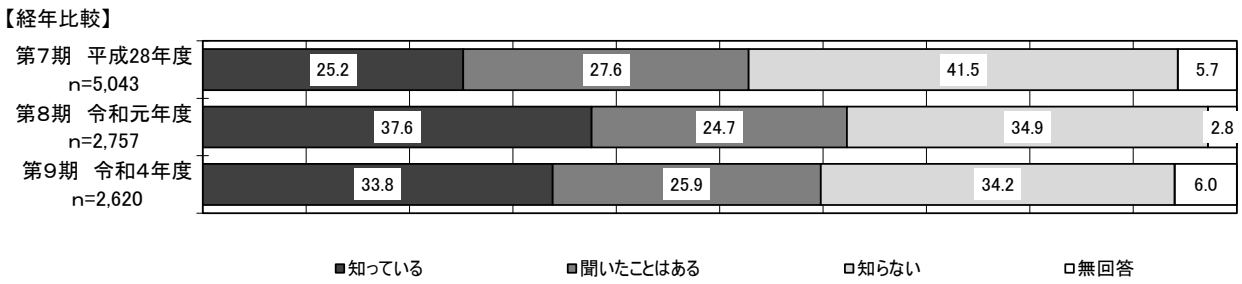
- 要支援１・２及び介護予防・生活支援サービスの事業対象者となった人に、適切なサービスが提供されるようケアマネジメントを行い、訪問型サービス（介護予防訪問サービス、生活援助訪問サービス）、通所型サービス（介護予防通所サービス、社会参加通所サービス）を提供しました。

［介護予防・生活支援サービス事業の実績］

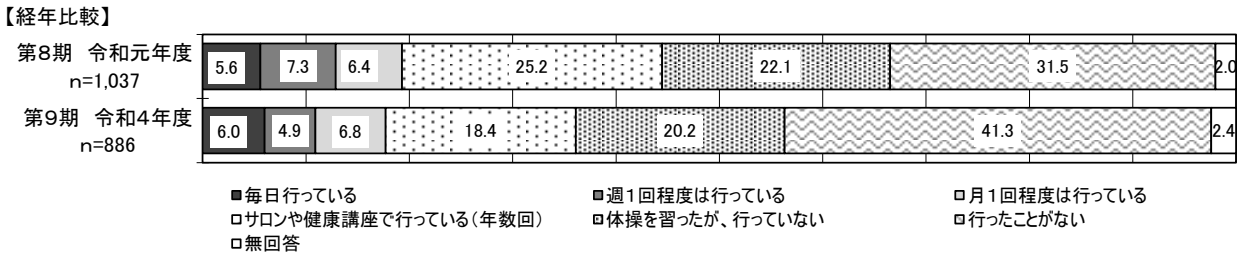
区　分	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
介護予防訪問サービス	1,248件	1,395件
生活援助訪問サービス	1,156件	998件
介護予防通所サービス	1,777件	1,928件
社会参加通所サービス	3,032件	2,781件
介護予防ケアマネジメント	4,297件	3,978件

【アンケート結果（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）】

シルバーリハビリ体操の認知度（過去の調査結果との比較）



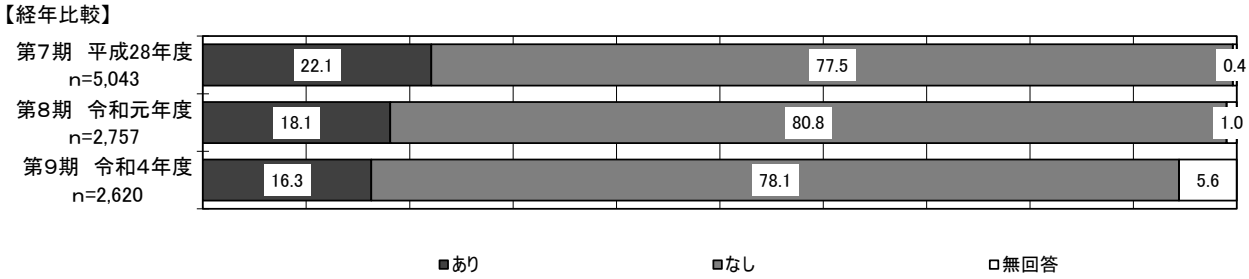
シルバーリハビリ体操の実践状況（過去の調査結果との比較）



※第７期は選択肢が異なるため掲載していません。

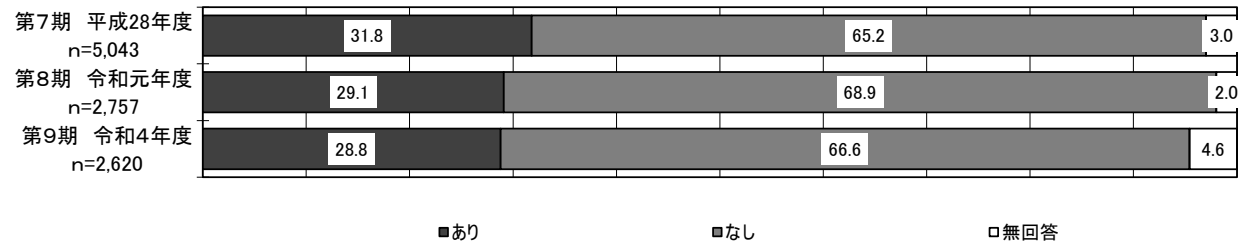
運動器機能の低下（過去の調査結果との比較）

【経年比較】



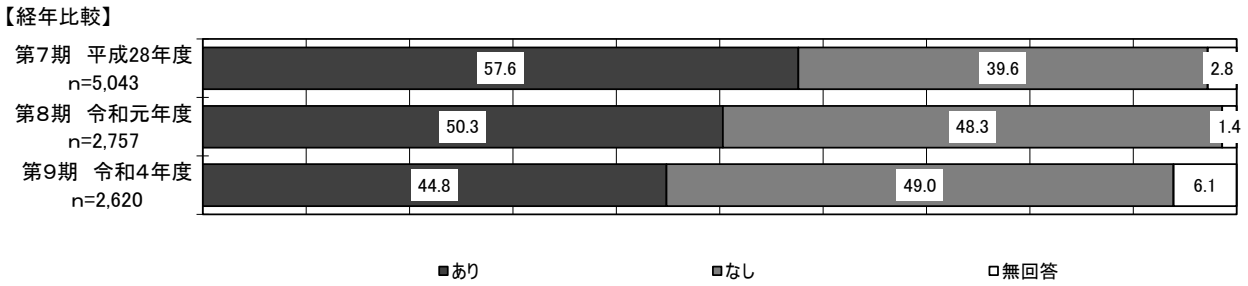
閉じこもり傾向（過去の調査結果との比較）

【経年比較】



認知機能の低下（過去の調査結果との比較）

【経年比較】



【評価】

- 介護予防教室参加者の割合は、目標の65歳以上人口の10.0%には到達していませんが、自治振興区と連携することで、広く市民の介護予防活動の普及啓発につながりました。
- シルバーリハビリ体操参加率は、目標の50.0%以上に到達していません。
- アンケート調査の結果、シルバーリハビリ体操の認知度が減少しています。
- 要支援者等が重症化する傾向があるため、重度化防止に取り組む必要があります。

【課題】

- 高齢者の健康課題を自治振興区や社会福祉協議会等と共有するとともに、若いうちから介護予防の必要性を理解し介護予防活動に取り組むよう啓発することが必要です。
- シルバーリハビリ体操の認知度と参加者数増加のため、更なる活動支援と普及啓発が必要です。

- 要支援者等の状態の維持・重症化防止のため、適切なアセスメント、自立支援に資するケアマネジメント及び重度化予防に効果的な介護予防・生活支援サービスが提供されるよう介護サービス事業所、居宅介護支援事業所と連携して取り組んでいくことが必要です。

基本施策 (2)高齢者が活躍できる仕組みづくりの推進

【施策項目】

① 身近な集まり場づくりの推進

サロンや地域デイホーム活動を支援し、地域の福祉力の基礎となる身近な集まり場を推進します。

② 多様な地域活動の推進

高齢者が地域社会において自立した生活を営む上で、生活機能の維持だけでなく、生きがいを持って日常生活を過ごすことが重要です。

身近な場所での活動機会が得られ、高齢者の楽しみや生きがいにつながるよう、住民主体の活動の充実を促進するとともに、仲間づくり、参加へのきっかけづくり、既存の活動の情報提供など、参加につなげる環境づくりを推進します。

③ 生きがい就労の支援

高齢者が経験と知識を活かし、地域や社会を構成する一員として社会貢献できるよう、関係機関と連携を図り、高齢者の生きがい就労を支援します。

【実績】

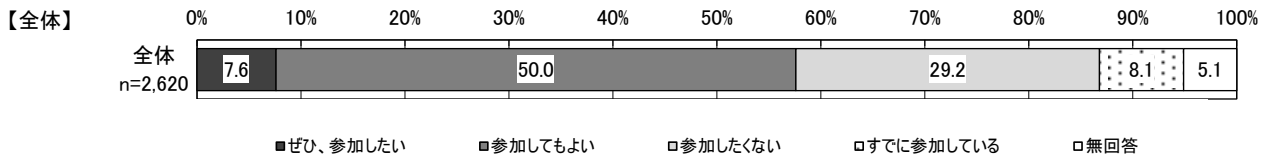
- 補助金等の交付や生活支援コーディネーターによる集まり場の開催を支援しました。
- 自治振興区等が実施する敬老会事業の支援を行うとともに、高齢者の長寿を祝うため、100歳到達高齢者へ敬老祝金を支給しました。
- 高齢者が生きがいを持って社会参加できるよう、「老人クラブ」、「シルバー人材センター」の運営・活動に対する支援に取り組みました。

［老人クラブ・シルバー人材センターの会員数等］

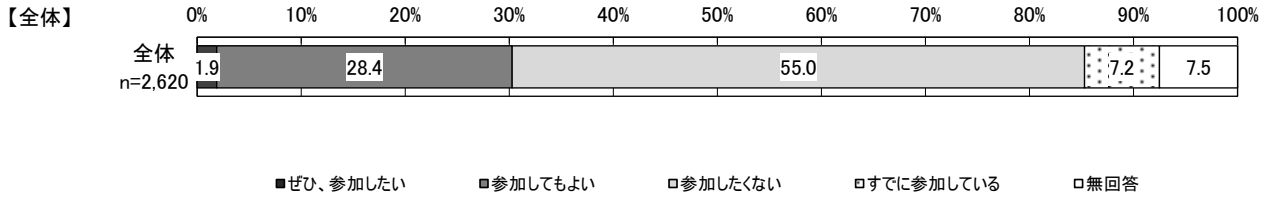
区　分	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
老人クラブ会員数	5,774人	5,569人
老人クラブの会員登録率	34.3%	33.8%
シルバー人材センター会員数	339人	313人
シルバー人材センター会員登録率	2.5%	2.4%

【アンケート結果（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）】

地域づくりの活動への参加者としての参加意向



地域づくりの活動への企画・運営としての参加意向



【評価】

- 新型コロナウイルス感染症の影響による集まり場の開催回数の減少は回復傾向が見られますが、後継者不足による集まり場の減少は続いています。
- 老人クラブやシルバー人材センターの会員登録率が減少するなど、高齢者の社会参加が減少傾向にあります。
- アンケート調査結果では、地域づくり活動への企画・運営としての参加について、「ぜひ参加したい」・「参加してもよい」と回答した割合は約３割となっています。

【課題】

- 世話人の後継者不足により、継続が困難となる集まり場があることから、集まり場の効果や魅力の啓発が必要です。
- 老人クラブやシルバー人材センターへの会員加入を促す取組への支援が必要です。

基本施策　(3) 健康づくりの推進

【施策項目】

①　生活習慣病予防の推進

生活習慣病を予防・改善し、重症化や合併症を防止する取組を推進します。

②　保健事業と介護予防の一体的な取組の推進

高齢者の心身の多様な課題に、きめ細やかな支援をするため、高齢者の保健事業について、国民健康保険の保健事業の継続と介護保険の地域支援事業を一体的に実施する法令が整備されました。

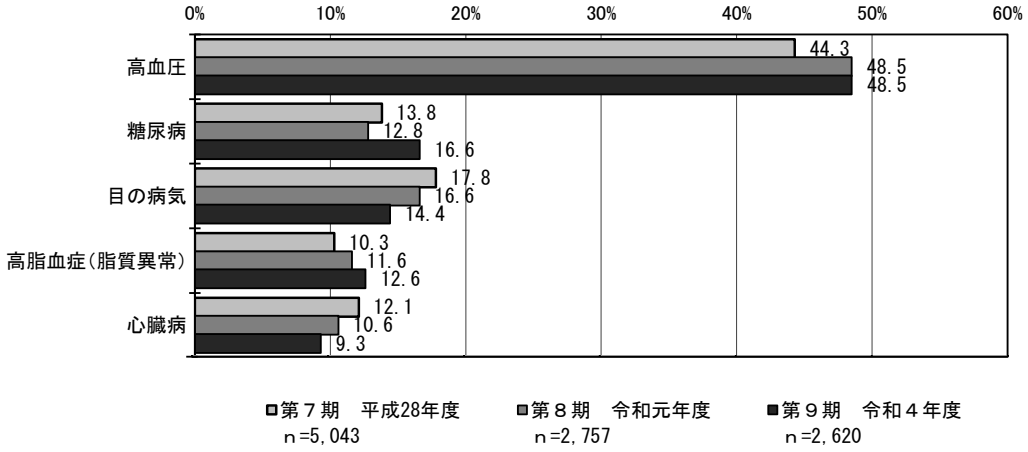
介護予防に関する取組を強化するため、保健事業による健康づくりと一体的に取組を推進します。

【実績】

- 集団健診と医療機関健診等を実施し、受診機会の拡大等の受診率向上対策に取り組みました。
- 特定健康診査の結果に基づき、メタボリックシンドロームに着目した特定保健指導や血糖有所見者を対象とした糖尿病予防教室等を実施しました。
- 後期高齢者を対象とした糖尿病性腎症重症化予防プログラムの実施及び地域デイホーム等において、理学療法士や栄養士、保健師によりフレイル予防を啓発しました。
- 健康状態が不明な高齢者の実態把握を実施し、必要に応じて医療機関の受診や介護サービスの利用勧奨を行いました。

【アンケート結果（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）】

現在治療中、または後遺症のある病気（過去の調査結果との比較）　複数回答



【評価】

- 新型コロナウイルス感染症の影響で低下した特定健康診査の受診率は回復傾向にありますが、目標の60.0%以上に達していません。
- 特定保健指導等の実施により、参加者の生活習慣の改善が図られ生活習慣病の発症予防につながりましたが、特定保健指導終了率は目標の60.0%以上に達していません。
- 高齢者への個別支援や集まり場でのフレイル予防等の啓発により、生活習慣の見直しに取り組む意識づけとなり、生活習慣病の重症化やフレイル予防につながりました。

【課題】

- 引き続き受診率向上のための働きかけや、受診につながる環境づくりが必要です。
- 生活習慣病の発症や重症化を防ぐためには、健診結果を活かし、早期に生活習慣の改善に取り組み、維持することができるよう啓発が必要です。
- 引き続き高齢者がフレイルについて理解するとともに、フレイルを予防するための生活習慣の見直しに取り組むことができるよう啓発が必要です。

【基本政策２】　自立と安心を支える地域づくり

≪趣旨≫

高齢者がそれぞれの心身の状況に応じて、自立した生活を安心して続けるために必要な支援やサービスを受けることができるよう、支援体制の構築、安心・安全な地域づくりに取り組みます。

基本施策　(1) 地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの推進

【施策項目】

①　地域における支援体制の充実

地域包括支援センターは、保健・医療・福祉をはじめ、地域の様々なサービスを活用し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう支援する機関であり、地域包括ケアシステムの中核的な役割を果たします。

②　地域ケア会議の充実

地域包括ケアシステムを深化・推進するにあたり、医療機関、介護サービス事業所の専門職及び民生委員・児童委員や自治会等の地域の支援者・団体が連携し、「個別課題解決」、「地域包括支援ネットワークの構築」、「地域課題発見」、「地域づくり、資源開発」、「政策形成」の５つの機能を持つ地域ケア会議により、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を図ることが重要です。

「個別ケア会議」、「日常生活圏域ケア会議」、「地域ケア推進ワーキング会議」、「地域ケア推進会議」の役割を明確にし、各会議の充実を図ります。

③　包括的な相談支援体制の充実

市民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、相談支援、参加支援(つながりや参加の支援)、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する包括的な支援体制の整備に向け、行政関係課、地域の関係機関・団体等との連携を図り、役割分担等を行いながら、生活支援等への取組を推進します。

④　地域包括ケアシステムの充実

地域包括ケアシステムの推進の基礎となる「本人選択と本人・家族の心構え」を支援する「いきかたノート～私からあなたへ～」の取組を継続・充実するとともに、地域包括ケアを「自分事」として考え、地域づくりにつなげるための「身近な地域包括ケア」の取組を進めます。

⑤　地域共生社会の実現に向けた意識づくり

制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超え、人と人、人と社会がつながり、助け合いながら暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現に向け市民の理解を深めるため、啓発、情報発信を推進します。

⑥ 地域の支え合い体制の充実

誰もが住み慣れた自宅での生活が継続できるよう、「生活支援体制整備事業」の推進により協議体の取組を充実させ、支援が必要な高齢者に、地域や事業者等が連携して見守りや生活支援等を行う仕組みづくりや、誰もが自分にできることを通して役割を発揮できる、支え合いの地域づくりを進めます。

【実績】

- 地域ケア会議を構成する各会議を定期的に開催し、明らかになった地域課題等を上位会議である地域ケア推進会議で集約・共有し、課題解決に向けた検討を行いました。

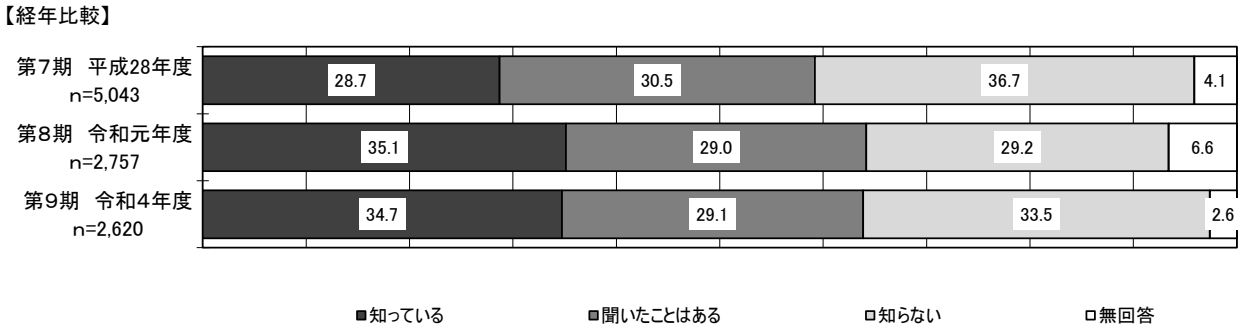
［地域ケア推進会議の実績］

区　分	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
個別ケア会議（自立支援型含む）	49回	53回
日常生活圏域ケア会議	25回	32回
地域ケア推進会議開催回数	1回	1回

- 高齢者本人や家族が気軽に相談できるよう、地域包括支援センターや老人介護支援センターの周知を行い、相談内容に応じた支援につなげました。

【アンケート結果（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）】

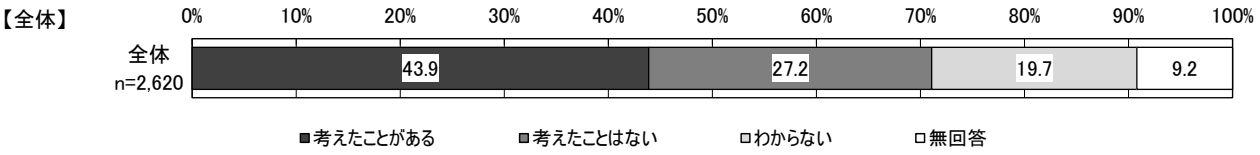
地域包括支援センターの認知度（過去の調査結果との比較）



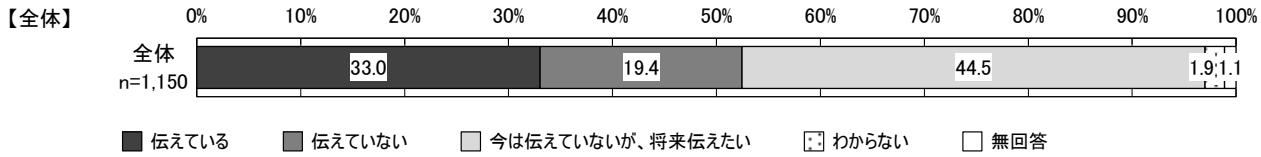
- 「いきかたノート～私からあなたへ～」の普及啓発のため、出前トークを実施しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で開催回数が減少しました。

【アンケート結果（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）】

最期をどこで迎えたいか、治療・療養について考えた経験



最期をどこで迎えたいか、治療・療養について家族に伝えたことの有無



- 生活支援コーディネーターの定例会議を毎月実施し、情報共有や相互の課題解決等を図る中で、各協議体における取組を支援しました。
- 協議体による見守り合いや支え合い等の取組を報告する生活支援体制整備事業実践報告会を開催し、地域間の情報共有や学び合い、市民への周知を図りました。

【評価】

- 多職種による地域ケア会議において、個別や地域等の課題解決に向けた協議を行い、在宅生活を支える連携が進んでいます。
- アンケート結果で「最期をどこで迎えたいか、治療・療養について考えた経験がある」と回答した人は43.9%でしたが、「家族に伝えている」と回答した人は33.0%であったため、家族等と思いを共有するという行動には、十分結びついていません。
- 地域における見守りや集まり場及び支え合いの取組につながり、地域によっては、自治会単位で住民同士の見守り合いネットワークとして活動されており、一定の成果につながっています。

【課題】

- 地域ケア推進会議が果たすべき役割を明確にし、今後も課題解決に向けた協議を進めていく必要があります。
- 地域包括ケアシステムの深化・推進について、地域包括支援センターが中核的な役割を果たすため、地域における支援体制の充実を図る必要があります。
- 「いきかたノート～私からあなたへ～」の利用促進が図られるよう、普及啓発の充実を図る必要があります。

基本施策　(2) 在宅医療・介護の連携

【施策項目】

① 在宅医療･介護連携の推進

医師会、介護支援専門員連絡協議会等の関係機関と協力し、各専門職がその専門性を生かしたより良いケアの提供、サービスの受け手となる市民への適切な利用等の理解を促進するための取組を推進します。

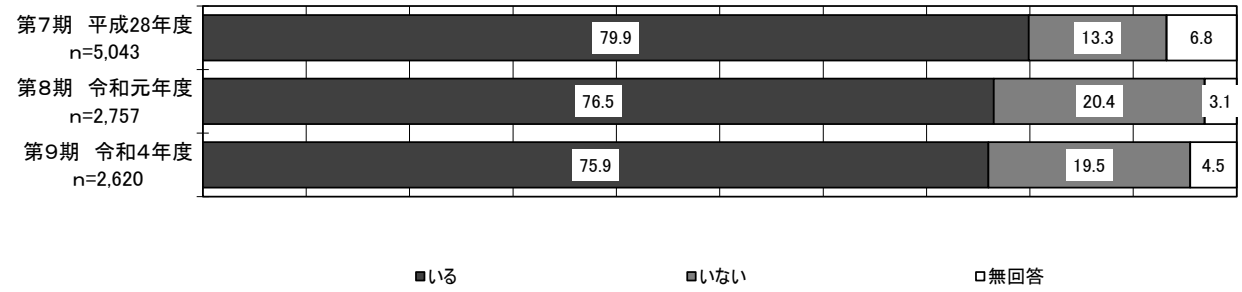
【実績】

- 「看取り」や「医療・介護・福祉との向き合い方」をテーマに、市民研修会や映画上映会を開催し、在宅医療・介護について啓発しました。
- 多職種連携の研修会において、「認知症」等をテーマに研修を実施しました。

【アンケート結果（介護予防･日常生活圏域ニーズ調査）】

かかりつけ医の有無（過去の調査結果との比較）

【経年比較】



【評価】

- 市民に対する普及啓発として情報発信を行いましたが、アンケート結果では「かかりつけ医」の有無について、約２割の人が「かかりつけ医がいない」と回答しています。
- 医療と介護の専門職間で現状を共有することでの相互理解が深まりました。

【課題】

- 高齢者の自立した生活を支援するため、医療・介護の専門職だけでなく、地域も含めて連携を深めていくことが必要です。
- 医療や介護について市民の理解を深めるため、在宅医療・介護サービスの適切な利用について普及啓発が必要です。
- 多職種間の連携における評価や課題の把握を継続的に行いながら、課題の解決に取り組む体制づくりが必要です。
- 入退院時の連携や在宅生活の支援、看取り時等における事業所間の連絡・情報共有について検討する必要があります。

基本施策　(3) 生活支援体制の充実

【施策項目】

① 生活支援･福祉サービスの推進

ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみの世帯、在宅で介護を行う家族が、住み慣れた自宅での生活を継続するための支援が求められています。

支援が必要な高齢者やその家族を対象に、状態やニーズに応じたサービス提供の充実を図ります。

② 見守りの実施

ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみの世帯等に対する見守り活動を実施します。

③ 家族介護者の支援

在宅で介護を行う家族の負担を軽減し、住み慣れた自宅での生活が継続できるよう、家族介護者への支援を行います。

④ 低所得高齢者の支援

低所得で特に生活が困難な要介護認定者等が、介護サービスを必要とした場合、円滑な利用につながるよう、負担軽減の取組を実施します。

【実績】

- 栄養の確保と安否確認が必要な高齢者を対象に、週４回の配食サービスを実施した結果、食の自立支援につながりました。

［「食」の自立支援事業の実績］

区　分	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
延べ食数	22,973食	19,261食

- 歩行が困難でバスやタクシーの利用が難しい高齢者の通院や買い物等の外出を支援することで、在宅生活の継続と生活の場を広げることができました。

［外出支援事業の実績］

区　分	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
延べ利用人数	1,609人	1,603人

- 雪下ろし作業が困難な高齢者世帯を対象に、作業に要する経費の一部を助成し、降雪期の安全安心を確保し、在宅生活を支援しました。
- ひとり暮らし高齢者等の急病や災害等の緊急時における適切な対応を行うため、緊急通報装置を給付し、生活不安の軽減と安全安心な暮らしの確保に努めました。

［緊急通報体制整備事業の実績］

区　分	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
新規設置数	32台	31台
緊急出動件数	14件	23件

- 重度の介護を要する在宅高齢者を介護している人又は当該在宅高齢者に、紙おむつ購入助成券を交付し、介護に要する経済的負担の軽減を図りました。

［介護用品支給事業の実績］

区　分	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
実利用者数	188人	180人

- 家族介護教室及び家族介護交流事業を実施し、家族介護者の介護に関する知識・技術習得のほか、在宅介護者の交流の場として介護者の精神的支援を行いました。

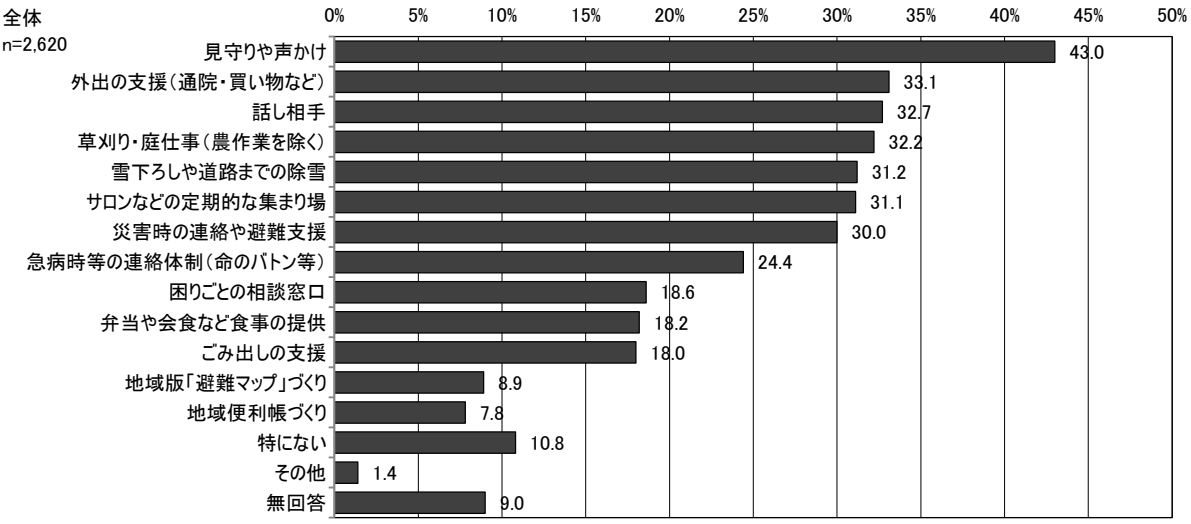
［家族介護教室・交流事業の実績］

区　分	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
家族介護教室実施回数	17回	28回
延べ参加者数	260人	245人
家族介護交流事業実施回数	5回	7回
延べ参加者数	12人	20人

- 低所得高齢者を対象とした介護サービス利用者等の負担軽減を行った社会福祉法人に対し、費用の一部助成や、災害等の特別な理由がある人の介護保険料の減免を行うことにより、対象高齢者の経済的負担軽減を図りました。

【アンケート結果（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）】

住み慣れた地域で暮らし続けるために地域が取り組むべきこと



【評価】

- 地域住民、民生委員・児童委員、ひとり暮らし高齢者等巡回相談員等による見守り活動のほか、緊急通報装置の給付による高齢者の急病対応等の仕組みづくりが進んでいます。
- 在宅高齢者の介護者の介護に要する経済的負担の軽減に資することができました。

【課題】

- 在宅高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、関係団体との連携による生活支援事業を推進する取組が必要です。
- 家族介護教室や家族介護交流事業について、より多くの介護者の交流が可能となるよう参加しやすい環境づくりとともに、介護者のニーズに基づいた事業実施の取組が必要です。

基本施策　(4) 認知症支援体制の充実

【施策項目】

① 正しい理解と本人発信支援の推進

認知症を特別なものとせず、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、市民の認知症についての正しい理解を促進するとともに、認知症の人からの発信を支援します。

② 本人と家族への支援の充実

認知症の人とその家族を支援するため、認知症の状態に応じた適切な医療、介護等の支援体制の強化を図ります。

③ 認知症バリアフリーの推進

移動、消費、金融手続き、公共施設など、生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で、これまでどおり暮らし続けていくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を推進します。

【実績】

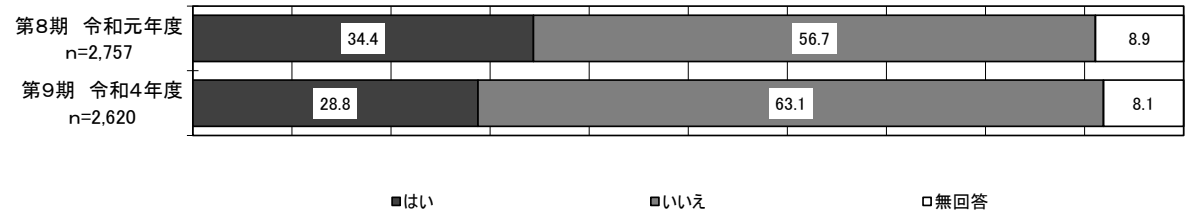
- 認知症に対する正しい理解や予防に関する知識等の普及啓発を目的としたパネル版認知症介護予防講座を開催しました。
- 認知症サポーター養成講座を開催し、認知症サポーターを養成しました。
- 認知症の人を支える家族の会と連携した認知症カフェを４カ所、市主催のものを１カ所実施しました。
- 認知症ケアパスを用いて、認知症の症状に合わせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかを啓発しました。

- 医療・介護従事者と地域が協働して認知症の本人と家族の支援ができるよう、多職種連携研修会を開催しました。

【アンケート結果（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）】

認知症に関する相談窓口の認知度（過去の調査結果との比較）

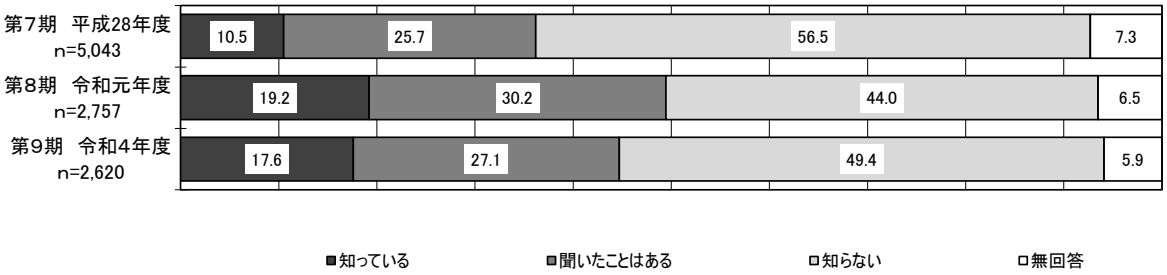
【経年比較】



※第７期は集計していません。

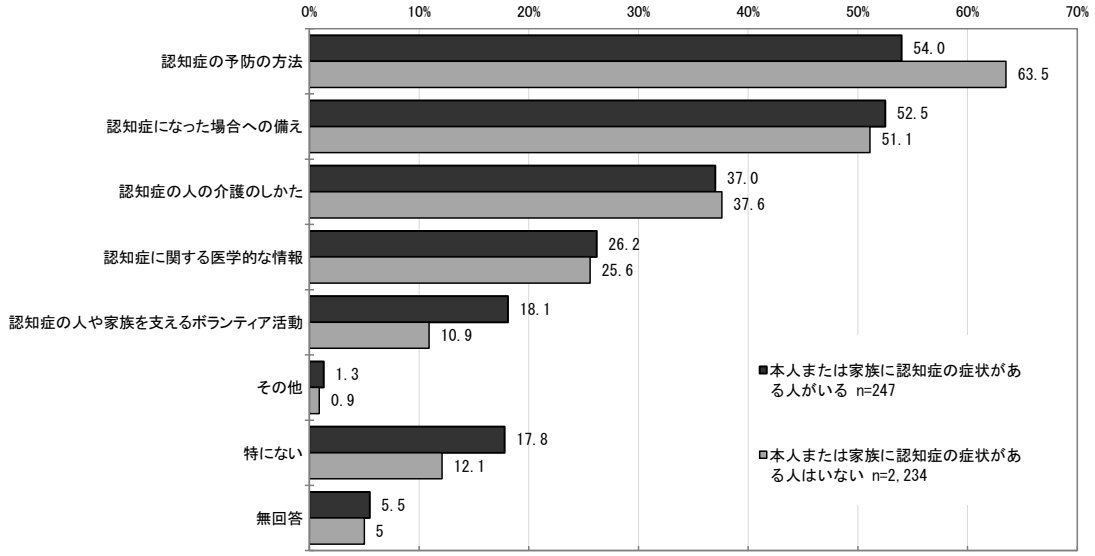
認知症カフェの認知度（過去の調査結果との比較）

【経年比較】



認知症に関して関心のあること（認知症の症状（本人・家族）の有無別）　複数回答

【本人や家族に認知症の症状がある人の有無別】



【評価】

- パネル展示やパンフレット配布などにより、認知症に対する正しい理解について普及啓発を図ることができました。
- 認知症サポーター養成講座を地域や学校、事業所等を対象に実施し、認知症の人の見守りにつながりました。
- 認知症カフェについて、全域開催の目標が達成しておらず、アンケート調査結果では、認知度が減少しました。

【課題】

- アンケート調査の結果、認知症相談窓口の認知度が減少しているため、相談窓口の周知を図ることが必要です。
- 高齢者と関わりの多い金融機関職員への認知症サポーター養成講座を継続実施するとともに、認知症の人のひとり歩き対策として警察と連携を図る必要があります。
- 高齢化が進む中、認知症の人が社会参加できる場を確保するため、認知症カフェの継続的な支援が必要です。

基本施策　(5) 高齢者虐待防止と権利擁護の推進

【施策項目】

① 虐待防止の推進

地域包括支援センターを中心とし、虐待の早期発見・早期対応ができるネットワークを構築するとともに、市民や事業者等へ向けた虐待防止に関する普及啓発を推進します。

② 制度活用による権利擁護の推進

認知症等により判断能力が低下し、各種手続きや金銭管理等が困難となり、必要な支援やサービス利用につながっていないことがあります。

このため、認知症の人やその家族が、必要に応じて成年後見制度等を利用できるよう支援体制の充実を図るとともに、制度の周知を図ります。

③ 地域連携ネットワークとその中核となる機関の整備

権利擁護を必要とする人を支援するため、地域連携ネットワークの仕組みを構築するとともに、普及啓発を行います。

【実績】

- 関係機関・団体等で構成する高齢者虐待防止ネットワーク協議会を開催しました。
- 高齢者虐待(疑いを含む)の相談を受けた際は迅速に事実確認を行い、必要な対応を行いました。

- 地域住民や医療・福祉関係者から成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の相談を受け、親族などによる申立て支援が得られない人に市長申立てを行いました。

［成年後見制度利用支援事業の実績］

区　分	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
市長申立て件数	3件	3件

【評価】

- 高齢者虐待防止と権利擁護について、情報共有や適切な対応のための連携強化を図ることができました。
- 相談や通報に対応することで、支援内容の見直しや施設での対応の改善につながり、地域包括支援センター職員や介護支援専門員、サービス提供事業者のスキルアップを図ることができました。
- 市長申立てにより、介護・障害福祉サービスの利用や金銭管理が自分ではできない人の課題の解決につながりました。

【課題】

- 養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・対応が増加しており、養介護施設従事者への啓発や支援が必要です。
- 認知症や知的障害、精神障害等の理由で適切な判断が難しい人の意思決定の支援や、財産を守るため、各種支援機関の地域連携ネットワークを構築する中核機関体制整備が必要です。

基本施策　(6) 安心・安全な生活の確保

【施策項目】

①　高齢者向け住宅等の確保

高齢者等生活支援施設等の住まいの提供や、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅について適切な情報提供に努めます。

②　生活環境の整備

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るため、誰もが安全に、快適に利用できる道路や建物、公共交通機関等の生活環境の整備に努めます。

③　相談体制の充実

支援が必要な高齢者やその家族の相談に応じるため、地域の関係機関・団体等と連携し、高齢者の相談体制の充実を図ります。

【実績】

- 「庄原市高齢者冬期安心住宅「後期整備事業基本方針」」に基づき、令和４（2022）年度に、口和地域に高齢者冬期安心住宅１室の整備を行いました。
- 利用者の利便性向上と運行の効率化を目的として、バス路線から離れた地区を対象に自治振興区が実施主体として運営する市民タクシー（予約乗合タクシー）事業に支援を行いました。
- 社会福祉協議会職員による24時間365日の日常生活相談のほか、弁護士・司法書士による法律相談を毎月１回行いました。

【評価】

- 高齢者冬期安心住宅の整備により、冬期の生活に不安を抱える高齢者が、住み慣れた地域で安全安心に生活を送ることに対して一定の成果がありました。
- 日常生活に関する幅広い相談に応じるとともに、弁護士や司法書士による法律相談により、高齢者の早期の不安解消につながりました。

【課題】

- バス停までが遠いなどにより外出機会が制限される高齢者が増加していることや、地域内の生活拠点機能が縮小したため、日常の買い物や通院の行先が地域外となっている状況を踏まえ、安心して生活できる交通の確保が必要です。
- 毎月１回の弁護士・司法書士による法律相談については、対応できる法律の専門家の人数が少ないため、引き続き消費生活相談員や生活安全相談員による相談を行う必要があります。

基本施策　(7)災害・感染症対策に係る体制整備

【施策項目】

①　災害時の支援体制整備

介護サービス事業所等と連携を図り、災害時のリスクの情報を共有するとともに、災害に対する意識の醸成等についての促進を図ります。

②　感染症に係る支援体制整備

流行性感染症は、高齢者が罹患すると重症化する可能性が高いため、日頃から介護サービス事業所等と連携し、感染拡大防止対策や感染症発生時に備えた平時からの準備、感染症発生時の代替サービス確保に向けた連携体制を構築します。

【実績】

- 水防法及び土砂災害防止法の規定より義務化されている、土砂災害警戒区域・浸水想定区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について、未作成の対象施設に対し提出の促進を行いました。
- 流行性感染症の感染拡大防止のため、介護サービス事業所等に県支給の手袋・マスク・防護服の配布を行いました。
- 感染症発生時の代替サービス確保を図るため、一時滞在施設の確保や支援チーム設立を行いました。
- 行政機関と介護サービス事業者間の連携を強化するため、情報共有名簿を作成しました。

【評価】

- 感染症予防の適切な対応と、感染症予防にかかる事業所の負担軽減に役立ちました。
- 介護サービス事業者間との連携を強化し、感染状況を把握・共有し、感染症拡大防止に資することができました。

【課題】

- 作成された避難確保計画がより実効性のあるものとなるよう、施設における避難訓練の実施と、訓練等を踏まえた計画の見直しが必要です。
- 住民告知放送端末を用いた避難情報の発令や、事前の気象状況への注意喚起のほか、地域や自主防災組織、消防団等と連携した避難の呼びかけの体制を図る必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症対策は、一人ひとりの意識や予防対策が重要であり、高齢者が様々な感染症に罹患しないよう引き続き啓発していきます。

【基本政策３】　介護保険事業の安定的な運営

≪趣旨≫

高齢者が、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、適切な介護サービスの維持に努め、そのサービスの提供に必要不可欠な介護人材の確保の取組を進めます。

基本施策　(1)適切な介護サービスの提供と質の向上

【施策項目】

①　介護サービスの提供体制の確保

居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスのバランスを考慮し、必要な介護サービスを安心して受けることができるよう、サービス供給量の維持に努めます。

② 介護サービスの質の向上

介護サービス事業者がより質の高いサービスを提供できるよう、事業者への指導・監査の強化を図ります。

また、日頃から介護サービス事業所等と連携し、感染拡大防止策の周知や感染症発生時に備えた準備を促進します。

【実績】

- 保険者として、被保険者及び受給者の資格管理、給付実績の管理を行いました。
- 介護サービス事業所の運営指導を実施しました。

［運営指導の実績］

区　分	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
事業所数	11事業所	12事業所

- ＢＣＰ策定研修を年１回開催しました。

［BCP策定研修の実績］

区　分	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
事業所数	21事業所	18事業所
参加者数	31名	27名

【評価】

- 第８期計画に基づいた介護サービスを提供することができました。
- 運営指導により、介護サービス事業所の体制について各種助言を行い、サービスの質の向上につながりました。
- 介護サービス事業所を対象とした研修の開催により、ＢＣＰの作成が完了しました。

【課題】

- 高齢者人口がピークを過ぎ、需要の減少が見込まれる中で、介護が必要になっても、住み慣れた地域で自立して暮らし続けることを基本に、各種サービスの維持をしていく必要があります。
- ＢＣＰ策定後も内容の充実が図られるよう、介護サービス事業所への指導・助言等の支援が必要です。

基本施策　(2) 介護保険財政の健全化

【施策項目】

①　介護給付等の適正化

介護給付適正化は、国の指針や「第８期ひろしま高齢者プラン」に基づき、利用者に対する適切な介護サービスの提供と費用の効率化を通じて、介護給付の適正化を図ります。

【実績】

- 公平な認定結果となるよう、調査票の全数点検を行いました。
- 第８期ひろしま高齢者プランに基づき、国の主要５事業の一つであるケアプラン点検を実施しました。
- 年に２回、介護サービスの利用明細を通知し、適切なサービス利用を図りました。

【評価】

- 調査票の内容に疑義がある場合は、直接調査員に聞き取りを行い修正・指導するなど、要介護認定の適正化だけでなく、調査員の資質向上にもつながっています。
- 対象のケアプランについて、国保連の帳票を活用した点検を行うことに注力しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響等により介護サービス事業所への訪問を控えたため、目標とする数の点検を実施することができませんでした。

【課題】

- 引き続きすべての調査員が同一の基準で評価できるよう支援する必要があります。
- ケアプラン（介護サービス計画書）により自立支援に向けた適切なサービスが提供されるよう、引き続き指導・助言・支援が必要です。

基本施策　(3)介護人材の確保と育成・定着に向けた環境づくり

【施策項目】

①　介護人材の確保と育成･定着の取組強化

庄原市介護人材確保等協議会と行政の連携のもと、人材の確保・育成・定着に向けた事業を実施していきます。

②　介護人材の資質向上への支援

市内の介護事業所で働く職員のスキルアップ、介護事業所における有資格者の確保に向けた取組を推進します。

③ 事務改善･業務効率化の推進

介護職に就いた人材が定着するよう、業務の効率化、働きやすい環境づくりに向けた事業者の取組を支援します。

【実績】

- 庄原市介護人材確保等協議会へ負担金を交付しました。
- 介護サポーター養成研修を行い、介護予防・生活支援サービス従事者としての技能習得を支援しました。
- 介護人材の質の向上、確保・定着を図るため、市内の介護サービス事業所へ就労する人に研修受講費用及び資格試験受験費用を助成しました。

［研修受講費等助成事業の実績］

区　分	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
研修受講費等の助成件数	11件	14件

- 事業所のＩＣＴ化等を図るため、施設整備に係る補助事業を実施しました。

［地域医療介護総合確保事業の実績］

区　分	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
法人数	1法人	3法人
事業所数	3事業所	5事業所
補助金額	56,272千円	44,160千円

【評価】

- 人材確保・定着にかかる事業の実施ができました。
- 介護サポーター養成研修参加者が減少傾向であり、事業所の求人状況に対して、研修修了者の就業が十分ではありませんでした。
- 事務の効率化による介護職員の負担軽減が図られ、安定的な介護サービス供給量の維持に資することができました。

【課題】

- 庄原市介護人材確保等協議会において介護職員の増加につながる事業の更なる検討が必要です。
- 介護サポーター養成研修受講修了者が就業につながっていない実態があるため、事業所への情報提供やマッチング等の取組強化が必要です。
- 今後も介護人材不足が想定される本市において、個人の資格取得を支援するだけでなく、その知識が地域に還元される「介護人材育成」を支援することは重要であり、引き続き補助金利用につながる周知の徹底が必要です。

３　第８期計画における評価指標の達成状況

＊達成項目は網掛け

指　　標		令和元（2018）年度末	令和4（2022）年度末	目標（令和5（2023）年度末）	目標値の根拠
成果指標	要支援・要介護認定を初めて受けた年齢の平均	83.0歳	83.5歳	83.3歳以上	
	要支援・要介護認定率	22.8%	23.0%	22.8%以下	第８期計画における令和５（2023）年度推計値　23.3%
	要介護(1～5)認定者数	2,584人	2,478人	2,577人以下	第８期計画における令和５（2023）年度推計値　2,578人
取組目標	【基本政策1】 介護予防・健康づくりの推進				
	65歳以上に占める介護予防教室の参加者の割合	8.5%	5.5%	10.0%以上	
	シルバーリハビリ体操参加率（延べ参加者数／高齢者人口）	35.5%	32.1%	50.0%	
	自治会に集まり場（サロン・地域デイホーム)のある割合	97.5%	95.9%	97.5%以上	
	老人クラブ会員登録率	35.4%	33.8%	38.4%以上	第2期長期総合計画
	生きがい創造型サロン数	17所	17所	20所	
	シルバー人材センターの会員登録率	2.5%	2.4%	2.5%以上	
	特定健康診査受診率	49.2%	46.0%	60.0%以上	第2期国民健康保険データヘルス計画
	特定保健指導の終了率	23.2%	22.7%	60.0%以上	第2期国民健康保険データヘルス計画
	高齢者の自立支援に係るケアマネジメント研修会への介護支援専門員の参加率	32.2%	21.8%	33.0%	
	【基本政策2】 自立と安心を支える地域づくり				
	認知症サポーター養成講座延べ養成者数	8,922人	9,366人	9,750人	
	認知症サポーター・ステップアップ講座の開催	－	1回	年1回以上	
	認知症カフェの設置箇所数	4所	5所	7所	
	緊急通報装置新規設置数	35件	31件	40件	
	高齢者冬期安心住宅の入居率	71.4%	75.0%	87.5%以上	
	【基本政策3】 介護保険事業の安定的な運営				
	ケアプラン点検の実施人数（介護支援専門員数）	20人／年	3人／年	20人／年	
	認定調査員研修会への参加率（参加法人数／業務受託市内法人数）	88%	ー	100%	
	介護サポーター養成者数	18人／年	5人／年	20人／年	
	市内介護事業所の求人募集数に対する採用者数の割合（庄原市介護人材確保等協議会　参画法人）	ー	ー	100%	
	災害・感染症対策に係る事業所向け研修回数	年1回	年1回	年1回以上	

第４章　今後取り組むべき主な課題

第４章　今後取り組むべき主な課題

本市の高齢者を取り巻く状況、第８期計画の施策の実施状況、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」や「在宅介護実態調査」の結果などから見えてきた課題を整理します。

１　健康づくり・介護予防の推進

生活習慣の改善を重視した健康づくりを推進し、壮年期から切れ目のない介護予防活動を強化するため、保健事業による健康づくりと一体的な取組が必要です。

２　在宅医療・介護連携の推進

高齢者が住み慣れた地域で生活をするために、在宅介護の支援を充実する必要があります。

また、在宅で医療と介護のサービスを必要とする高齢者が増加することが予測されるため、資源を活かし、医療と介護従事者との相互理解と連携体制の強化が必要です。

３　認知症支援体制の充実

認知症の人の増加が予測されるなか、認知症早期発見・早期対応の体制強化に努めるとともに、認知症への理解を広げ、認知症サポーター等、ボランティアや地域住民による見守りネットワークを構築することが必要です。

４　介護人材の確保・育成・定着

介護人材の確保は重要な課題であり、個々の法人では実施できない、合同就職説明会、新規採用職員を対象にした交流会、働く職員の負担軽減等に向けた研修会等に、「庄原市介護人材確保等協議会」の参画法人が横のつながりを活かし、効果的に取り組むことが必要です。

第５章　地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた提言

第５章　地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた提言

第９期計画（令和６（2024）年～令和８（2026）年）策定にあたり、「庄原市地域ケア推進会議」が地域課題を整理し、提言をまとめられました。

提言１．介護予防活動の促進と健康づくりの推進

【課題】

- コロナ禍で集まり場や介護予防教室の開催回数が減少し、高齢者の閉じこもりとフレイルが増加したため、集まり場への参加促進と、専門職の関わりによるフレイル予防が必要である。
- 高齢者は複数の慢性疾患により生活機能の低下につながるため、健康づくり活動や生活習慣病予防の取組が必要である。

＜私たちの思い＞

健康講座や介護予防教室等の介護予防事業を、自治振興区等の地域組織と連携してサロンや地域デイホーム等で行うことは、住民主体の地域に応じた介護予防の推進の大切な手段です。

高齢者が介護予防に取り組むには、自らの健康状態に関心を持つことが重要であり、実際に日頃の生活で実践しなければ効果はありません。

病気の重症化を防ぐため、健康づくりは若いうちから取り組むことが重要であり、介護予防活動との両輪となります。

高齢者は慢性疾患を有する割合が高く、生活機能が低下しやすいことから、早期発見・早期対応とともに、健康寿命の延伸に向け、食生活等の生活習慣の見直しに取り組むことが必要です。

【方向性】

- 介護予防事業と保健事業の連携により、健康づくりを進める。
- 高齢者にフレイル予防の理解を深める啓発を行い、住民主体の取組となる体制づくりを進める。

【取組項目】

- 介護予防事業の参加率向上に向けて小さい単位の集まり場を活用する。
- 地域性や高齢者の状況に応じた介護予防事業を実施する。
- シルバーリハビリ体操の指導士を養成する。
- シルバーリハビリ体操指導士会と連携した普及啓発活動を実施する。
- 重症化防止に効果的な介護予防・生活支援サービスを提供する。

提言２．集まり場の継続支援及び他者とつながる魅力の発信と高齢者が活躍できる仕組みづくり

【課題】

- 世話人の負担感や後継者の不足、集まり場運営に密接な関係のある地域活動の担い手不足等を背景として、集まり場の継続が課題となっている。
 また、既存の集まり場に参加していない、または参加のしづらさを抱え、フレイルや社会的孤立につながりかねない高齢者がいる。
- 高齢者の活動の場となっている老人クラブやシルバー人材センターの加入者が減少している。

＜私たちの思い＞

住み慣れた地域で元気に暮らし続けたいと願う反面、身体機能の低下や気力の減退、移動手段がない等の理由で外出の頻度は徐々に少なくなり、孤立や孤独につながっています。

集まり場は、高齢者が気軽に参加でき、社会参加、認知・運動機能維持等の効果が期待され、つながりづくり、支え合いの意識が醸成される場として重要な場所です。

また、趣味やスポーツを通じた仲間づくりの場である老人クラブ連合会活動への参加や、就労意欲ある高齢者が長年培った技能を地域へ還元し社会貢献できるシルバー人材センター活動等、高齢者が生きがいや自己肯定感を感じながら、生き生きと毎日を過ごせる環境づくりが重要です。

【方向性】

- 集まり場に対する運営支援を行うとともに、集まり場でつながる魅力や効果について周知を図る。
- 老人クラブやシルバー人材センターへの加入を促進する。

【取組項目】

- 集まり場運営の手法とつながる魅力の発信、地域への働きかけをする。
- 世代、地縁等にとらわれない多様な集まり場づくりを推進する。
- 老人クラブ連合会活動を支援し、趣味やスポーツ活動を通じた仲間づくりを推進する。
- シルバー人材センター活動を支援し、意欲ある高齢者の就業機会を確保する。

提言３．　身近な地域包括ケアの推進

【課題】

- 地域包括ケアに対する認識に地域差があるため、より多くの市民に地域包括ケアが身近で自分の生活に関わるものと認識してもらう必要がある。
- 高齢者に生き方、暮らし方を考えてもらうため、「いきかたノート～私からあなたへ～」の有効な活用が必要である。

＜私たちの思い＞

高齢者のニーズは医療や介護に関するものだけでなく、ちょっとした日常生活に関するものも多いことから、地域との「連携による支援」の充実が重要です。

住民互助を進めるため、自治会等の単位での「身近な地域包括ケア」を進め、地域づくりに向けた協議を行うことが重要です。

また、地域包括ケアの基礎は「本人選択と本人・家族の心構え」であり、引き続き「いきかたノート～私からあなたへ～」の普及啓発に向けた取組を強化する必要があります。

人生の最終段階が、自分らしい「生き方」「逝き方」になるよう、その思いが家族と共有されるとともに、地域全体での包括的な支援体制の強化が必要です。

【方向性】

- 在宅高齢者の生活の質の確保を図るため、生活支援・福祉サービス事業を推進する。
- 身近な地域を単位とした地域づくりを促進する。
- 人生の最終段階となった場合の介護や生活が本人の思いに沿ったものとなるよう「いきかたノート～私からあなたへ～」の活用を進める。

【取組項目】

- 自治会等、身近な地域単位での日常的な支え合いによる地域づくりを推進する。
- 包括的な相談支援体制を強化し、充実させる。
- 日常生活圏域ごとに地域課題を把握し、多職種協働による課題解決を行う。
- 支援を必要とする高齢者に適切なサービスを提供する。
- 「いきかたノート～私からあなたへ～」の利用促進を行う。

提言４．　地域と医療・介護の連携強化

【課題】

- 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるため、地域と医療・介護が連携し、生活を支援していく必要がある。
- 連携の基本である連絡や情報共有の方法を改善し、連携を強化することが重要である。

＜私たちの思い＞

高齢化に伴う様々な困りごとを解決するためには、地域、医療、介護各分野の関係者が連携して取り組むことが効果的であり、重要です。

また、医療と介護の連携は進んでいますが、より良いケアを提供するため、連携を強化するには事業所間の連絡共有に共通様式の活用やＩＣＴ化が重要です。

【方向性】

- 地域と医療・介護が連携して住民の生活を支援する。
- 事業所間の情報共有方法を改善し、連携を強化する。

【取組項目】

- 地域ケア推進会議地域部会地域ワーキングに専門職に参加してもらい、地域課題についての意見を求める。
- 地域ケア推進会議医療・介護合同部会医療・介護合同ワーキングを開催し、入退院支援・在宅介護医療連携について協議を行う。

提言５．　認知症の正しい理解と本人や家族への支援の充実

【課題】

- 認知症を正しく理解してもらい、認知症の人やその家族を支援できる体制整備が必要である。

＜私たちの思い＞

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和５（2023）年６月に公布されました。

認知症は誰もが発症する可能性のある病気であり、認知症になっても、住み慣れた地域で、同じように暮らし続けることができる地域社会の構築が必要です。

地域住民が、認知症を正しく理解し、認知症の症状がある人や、その疑いのある人、その家族から助けを求められた際には適切な対応ができるような取組を進めなければなりません。

認知症の人やその家族は、認知症であることを認めたくないという思いや、地域の人に症状を話すことに抵抗がある場合もあるので、認知症の理解を促すため、啓発活動を継続して行う必要があります。

また、医療や介護の専門職が連携して本人や家族に寄り添った支援を行い、地域と専門職をつなぐネットワークづくりに力を入れていくことが重要です。

【方向性】

- 認知症本人が生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、社会参加の機会を確保する。
- 幅広い世代に認知症の啓発活動を行う。

【取組項目】

- 認知症の正しい理解を促進するため啓発活動を継続実施する。
- 認知症サポーター養成講座受講者による認知症本人及びその家族の見守り支援を広める。
- 認知症サポーター養成講座等を通じた小中学生等の若い世代や地元企業の理解を進める。
- 認知症の相談機関やサービス機関に接続する「認知症ケアパス」を活用促進する。
- 認知症の早期発見・認知症初期集中支援チームによる早期対応体制をつくる。

提言６．　高齢者虐待防止と権利擁護の推進

【課題】

- 高齢者虐待は、加齢や障害、家族関係等背景が複雑化している。
- 判断能力が低下した人の権利を擁護する必要がある。

＜私たちの思い＞

近年、全国的に、高齢者に対する虐待事例が増加しており、問題となっています。
高齢者の中には、辛くても不満があっても、声を出せない人もおり、当事者に自覚がない場合も含めて、放置すると命に関わるような重大な状況を引き起こす可能性もあるので、相談先の周知を図る必要があります。
高齢者の中には判断能力が低下し、金銭管理が難しい方もいるので、財産を守るための支援だけでなく権利を守るためにも、関係機関による地域連携ネットワークを構築する取組が必要です。

【方向性】

- 高齢者虐待防止のため、相談・支援体制を充実させる。
- 判断能力が低下した人の権利を擁護するため、関係機関によるネットワークを構築する。

【取組項目】

- 介護施設等における職員等による不適切な介護を防止するための研修会を継続実施する。
- 市民一人ひとりの高齢者虐待への関心を高めるための周知・啓発活動を実施する。
- 地域住民が情報提供をしやすい環境をつくるなど、高齢者の安心した生活を確保するため、地域と関係機関、専門職等が連携したネットワークを構築する。

提言７．　災害時の支援と感染症対策の徹底

【課題】

- 災害時に備えるため、高齢者本人が災害時の対応をどうするのか確認し、要援護者については、地域や関係者で情報共有する必要がある。

＜私たちの思い＞

災害時において、逃げ遅れの被害が大きな割合を占めています。

関係機関や団体、自治振興区等と連携し、要援護者の情報共有を図るなど、災害時の迅速かつ円滑な避難支援を確保する体制整備を強化する必要があります。

災害時における居住環境の急激な変化や孤立・孤独の不安が軽減されるよう、福祉サービスの継続支援等、関係機関・団体との連携が重要です。

また、高齢者の流行性感染症は重度化する可能性が高く、外出や運動、社会参加への減少が「閉じこもり」や「孤立」状態につながり、要介護リスクが高まってしまうため、社会参加や介護予防活動、地域での支え合い活動が実施できるよう感染予防の啓発も必要です。

【方向性】

- 地域に応じた災害対策を支援し、感染症予防に対する取組を充実させる。

【取組項目】

- 地域のつながりづくりを進める。
- 高齢者の情報伝達手段を確保する。
- 非常時における医療・介護サービス等の安定的な提供体制を構築する。
- 高齢者自身が流行性感染症を予防する。

提言８．　適切な介護サービスの提供体制確保と質の向上

【課題】

- 必要な介護サービスを安心して受けるため、サービス供給量を維持していくことが必要である。
- 介護サービス事業者がより質の高いサービスを継続的に提供できるよう、定期的に運営指導を実施する必要がある。

＜私たちの思い＞

介護サービスには、居宅サービス、地域密着型サービス、施設・居住系サービスがあり、サービスを希望する場合は、要介護認定を受け、ケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成し、サービスを利用します。

介護サービスを必要としている人が、必要な介護サービスを受けられるよう、サービス供給量の維持をしていくことはとても重要です。

また、介護サービス事業者の適正かつ適切なサービス提供につなげるために、運営指導を通じて支援することが重要です。

【方向性】

- 介護が必要になっても自立して暮らし続けることを基本に各種介護サービスの提供体制を確保するとともに、質を向上させる取組を進める。

【取組項目】

- 各種介護サービスのバランスを考慮し、必要な介護サービスの提供に努める。
- ＩＣＴ導入による介護サービス事業所の事務の効率化に向けた施設整備を行う。
- 介護サービス事業者への運営指導の強化を図る。

提言９．　介護人材確保と育成・定着・資質向上

【課題】

- 介護人材の確保と育成・定着・資質向上を支援するため、資格取得補助や研修を充実させることが必要である。

＜私たちの思い＞

厚生労働省は、団塊の世代がすべて75歳以上となる令和７（2025）年度末における介護人材確保の目標値を243万人と設定しています。

全国的に介護人材が不足する中、介護人材の確保は大きな課題であり、現在、市内の介護サービス事業所が連携して組織している「庄原市介護人材確保等協議会」が中心となり、介護人材の確保に向けた取組をされています。

介護人材を持続的に確保していくためには、きめ細やかなマッチングの強化や、若年層への積極的なアピール、研修の充実や働き続けられる職場環境づくりが重要です。

【方向性】

- 庄原市介護人材確保等協議会の活動を充実させ、介護職員の増加に努めます。
- 資格取得費用等の補助や介護サポーター養成研修の実施により、知識が地域に還元される「介護人材育成」を支援する。
- 働き続けられる職場環境づくりを進める。

【取組項目】

- 庄原市介護人材確保等協議会による合同就職面接会を開催する。
- 市内中高生へ介護職の情報を発信する。
- ノーリフティングケア導入研修事業や新規就労者等交流研修事業の実施等、介護現場の意識改革と体制づくりの取組を強化する。
- 働きがいのある職場環境づくりに努める。
- 介護職の処遇改善や介護ロボットの導入等、労働環境を改善する。

第６章　基本構想

第６章　基本構想

1　基本理念

上位計画の第２期庄原市長期総合計画では、「美しく輝く　里山共生都市～みんなが“好き”と実感できる“しょうばら”～」を将来像に掲げ、実現に向けた保健・福祉・医療・介護分野の基本政策を「“あんしん”が実感できるまち」と設定しています。

上位計画との整合を図るため、第９期計画では、その基本政策を基本理念とします。

基本理念

“あんしん”が実感できるまち

2　基本目標

基本目標

高齢者の自立と安心を支えるまちの実現

第２期庄原市長期総合計画における高齢者福祉分野の施策の方向性である「高齢者の自立支援」に基づくとともに、高齢者の暮らしと介護についての調査結果及び庄原市地域ケア推進会議の提言等を踏まえ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護予防や健康づくり、医療・介護の連携及びネットワークの強化等、多様かつ総合的な高齢者支援を推進していくため、基本目標を「高齢者の自立と安心を支えるまちの実現」とします。

本市が目指す自立と安心とは、当事者を取り巻くあらゆる人たちが、なじみの関係を大切にし、寄り添い合いながら、無理や我慢をすることなく思いを言葉にできる環境づくりや気づき合える関係づくりを進めることによって、一人ひとりが尊厳を持って暮らせることです。自助・互助・共助・公助それぞれの取組により、地域包括ケアを推進することで、これを実現していきます。

本市の地域包括ケアシステムのイメージ

■疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自立した在宅生活が送れるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、様々な在宅医療・介護サービスを提供
（退院支援、往診、認知症初期集中支援チーム等）

■在宅生活を支援するため、困りごとを気軽に相談できる窓口の充実
（地域包括支援センター、老人介護支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ひとり暮らし高齢者等巡回相談員、認知症地域支援推進員、認知症カフェ等）

■「おたがいさま」の精神のもと、地域による見守り活動や日常生活におけるちょっとした困りごとについて、お互いに助けあい、支えあう地域づくり
（自治振興区、おたがいさまネット、生活支援コーディネーター、協議体等）

■市民一人ひとりが健康づくりに取り組み、地域全体で、継続して介護予防に取り組むしくみづくり
（地域デイホーム、サロン、シルバーリハビリ体操等）

■高齢者が、知識や経験を活かし、地域の担い手として生きがいを持って活躍する場の提供
（老人クラブ、シルバー人材センター等）



＊厚生労働省から提示された資料に基づき作成

3　基本政策

国の基本指針に基づくとともに、計画の基本目標を実現するための基本政策として、次の３つを設定します。

基本政策１　健康づくり・介護予防の推進

健康寿命の延伸に向けて、生活習慣の改善、特定健康診査の積極的受診などの健康づくりとともに、「集まり場」で心身機能の維持・向上に加え、地域住民同士のつながりをつくり、社会参加が進むようフレイル対策を通じた介護予防を推進します。

基本政策２　自立と安心を支える地域づくり

高齢者がそれぞれの心身の状況に応じて、自立した生活を安心して続けるために必要な支援やサービスを受けることができるよう、支援体制の充実、安心・安全な地域づくりに取り組みます。

基本政策３　介護保険事業の持続可能な運営

介護職員の人材不足が顕在化する中、持続的な介護サービスの提供体制を確保するため、資格取得費用等の補助やＩＣＴ導入による職員の負担軽減のための支援を行い、介護サービスの提供に必要不可欠な介護人材の確保・育成・定着を推進し、より質の高い安定した介護サービスの確保に取り組みます。

4　計画の体系

基本理念	基本目標	基本政策	基本施策	施策項目
“あんしん”が実感できるまち	高齢者の自立と安心を支えるまちの実現	1 健康づくり・介護予防の推進	(1) 健康づくりの推進	①生活習慣病予防の推進 ②保健事業と介護予防の一体的な取組の推進
			(2) 介護予防・重度化防止の推進	①フレイル・介護予防の普及啓発 ②住民主体の介護予防活動の促進 ③介護予防・生活支援サービス事業の提供体制の確保
			(3) 高齢者が活躍できる仕組みづくりの推進	①身近な集まり場づくりの推進 ②多様な地域活動の推進 ③生きがい就労の支援
		2 自立と安心を支える地域づくり	(1) 地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの推進	①地域における支援体制の充実 ②地域ケア会議の充実 ③包括的な相談支援体制の充実 ④地域包括ケアシステムの充実 ⑤地域の支え合い体制の充実
			(2) 在宅医療・介護連携の推進	①在宅医療・介護連携の推進
			(3) 生活支援体制の充実	①生活支援・福祉サービスの充実 ②見守りの実施 ③家族介護者の支援 ④低所得高齢者の支援
			(4) 認知症支援体制の充実	①正しい理解と本人発信支援の推進 ②本人と家族への支援の充実 ③認知症バリアフリーの推進
			(5) 高齢者虐待防止と権利擁護の推進	①虐待防止対策の推進 ②制度活用による権利擁護の推進 ③地域連携ネットワークとその中核となる機関の整備
			(6) 安心・安全な生活環境の確保	①高齢者向け住宅等の確保 ②生活環境の整備 ③相談体制の充実
			(7) 災害・感染症対策に係る体制整備	①災害時の支援体制整備 ②感染症に係る支援体制整備
		3 介護保険事業の持続可能な運営	(1) 適切な介護サービスの提供と質の向上	①介護サービス提供体制の確保 ②介護サービスの質の向上
			(2) 介護保険財政の健全化	①介護給付等の適正化
			(3) 介護人材の確保と育成・定着に向けた環境づくり	①介護人材の確保と育成・定着の取組強化 ②介護人材の資質向上への支援 ③事務改善・業務効率化の推進

第７章　基本計画

第７章　基本計画

１　具体的な取組

基本政策１　健康づくり・介護予防の推進

(1) 健康づくりの推進　提言１

高齢者が、要支援状態・要介護状態になることを予防し、健康寿命をできる限り延ばすための取組とともに、生涯にわたる生活習慣の改善を重視した健康づくりを推進します。

①　生活習慣病予防の推進

生活習慣病を予防・改善し、重症化や合併症を防止する取組を推進します。

ア　健診の受診率向上への取組

高齢者が自らの健康状態を把握し、生活習慣を改善するため、健診の重要性の普及啓発等に努めます。

また、地域の関係機関と連携を強化し、ライフスタイルに応じた受診しやすい環境づくりを推進します。

イ　糖尿病・高血圧対策の推進

特定健康診査での血糖有所見者を対象に、保健師、糖尿病療養指導士、管理栄養士による糖尿病予防教室を実施し、食生活等の生活習慣改善に取り組みます。

また、関係機関・団体と連携し、高血圧・糖尿病予防の啓発を行う「庄原血管いきいきプロジェクト」を推進します。

②　保健事業と介護予防の一体的な取組の推進

高齢者の心身の多様な課題に、きめ細やかな支援をするため、高齢者の保健事業による健康づくりと介護予防事業の一体的な取組を推進します。

ア　高齢者に対する個別支援の実施

高齢者は慢性疾患を有する割合が高く、生活機能が低下しやすいため、早期発見・早期対応とともに重症化予防の支援に努めます。

イ　集まり場に対する専門職の積極的関与

集まり場に専門職が関わり、健康に関する講座や相談等を通じて、健康状態を把握するとともに、高齢者も自らの健康状態に関心を持ち、フレイル予防について取り組めるよう、啓発に努めます。

（２）介護予防・重度化防止の推進

市民に対し、フレイル・介護予防に関する啓発及びシルバーリハビリ体操を中心とした介護予防活動を推進するとともに、自立支援に向けたケアマネジメントの実施により重度化防止を図ります。

①　フレイル・介護予防の普及啓発

高齢者が積極的にフレイル・介護予防に取り組むことができるよう、関係機関・団体等と連携しながら、介護予防の普及啓発に努めます。

ア　自治振興区等と連携した介護予防教室の推進

高齢者の健康に関する課題を自治振興区等と共有し、解決に向けて、ともに企画協議することで、地域に応じた介護予防を推進します。

また、若いうちから介護予防の必要性を理解し、介護予防活動に取り組むことができるよう、啓発に努めます。

②　住民主体の介護予防活動の促進　提言１

シルバーリハビリ体操の取組を更に発展させるとともに、地域の身近な場での活動の支援を行います。

ア　シルバーリハビリ体操の普及啓発

多くの高齢者がシルバーリハビリ体操を活用した介護予防に取り組むことができるよう、１級及び２級指導士の養成や活動を指導士会と協力して行います。医療・介護・福祉に関わる専門職へ普及啓発を図り、シルバーリハビリ体操指導士と地域の関係機関・団体との連携を強化します。

イ　地域での介護予防活動の担い手支援

社会福祉協議会、自治振興区等と連携し、身近な高齢者の集まり場で活躍している担い手を対象に、介護予防に関する情報の提供やお互いに意見が交換できる場の設定等の支援に努めます。

③　介護予防・生活支援サービス事業の提供体制の確保

介護予防・生活支援サービス事業は、事業対象者及び要支援１・２の認定者（以下「要支援者等」という。）を対象に、本人の希望及び自立支援のために必要な範囲で、サービスを提供する事業です。

要支援者等の状態が、維持または重度化防止が図られているかについて把握をするとともに、引き続き要介護状態の重度化を防止するため、効果的なサービス提供に努めます。

ア　訪問型サービスの提供

介護予防訪問サービス	入浴の介助等の身体介助や調理・掃除等の生活援助を行います。
生活援助訪問サービス	調理、掃除等の生活援助を行います。

イ　通所型サービスの提供

介護予防通所サービス	入浴や心身の状態観察・機能訓練等の支援を行います。
社会参加通所サービス	レクリエーションや体操等で生活機能の維持･向上を図る支援を行います。

ウ　介護予防ケアマネジメントの実施

要支援者等に総合事業等のサービスが適切に提供されるよう、重度化防止を図り、自立支援に向けたケアマネジメントを行います。

（３）高齢者が活躍できる仕組みづくりの推進

高齢者が楽しみや生きがいを持って暮らすことができるよう、住民主体の集まり場への参加のきっかけづくりの支援、既存の活動の情報提供など、高齢者が活躍できる仕組みづくりに努めます。

①　身近な集まり場づくりの推進　提言２

サロンや地域デイホーム活動を支援し、地域の福祉力の基礎となる身近な集まり場を推進します。

ア　集まり場の継続支援と多様な集まり場の推進

地域の福祉力の基礎となる身近な集まり場を絶やさぬよう、生活支援体制整備事業と連携しつつ、集まり場の運営に携わる世話人等への運営手法の周知や相談等により支援を行います。

また、重層的支援体制の構築の一環として、世代や地縁にとらわれない多様な集まり場を推進します。

イ　集まり場への参加促進

集まり場で人と人がつながる魅力や大切さの周知を更に推し進め、集まり場への参加意欲を促進します。特に、閉じこもり傾向にあり、集まり場への参加が必要と思われる高齢者については、医療や介護の専門職による個別の周知を図ります。

②　多様な地域活動の推進

高齢者が地域社会において自立した生活を営む上で、生活機能の維持だけでなく、生きがいを持って日常生活を過ごすことが重要です。

身近な場所での活動機会が得られ、高齢者の楽しみや生きがいにつながるよう、住民主体の活動の充実を促進するとともに、仲間づくり、参加へのきっかけづくり、既存の活動の情報提供など、参加につなげる環境づくりを推進します。

ア　老人クラブの活動支援　提言２

高齢者の健康と生きがいづくりの促進を図るため、老人クラブの社会奉仕活動、スポーツ活動への参加や教養を深める活動を支援します。

イ　敬老事業の実施

75歳以上の高齢者の長寿を祝福する敬老会事業を実施する団体が、地域の特性を活かした敬老会の継続実施が行えるよう支援します。

また、100歳を迎える高齢者に敬老祝金を贈呈し、長寿であることの喜びと生きがいにつなげます。

ウ　生涯学習・生涯スポーツの推進

市民が年齢を問わず、自由に学習機会を選択できるよう、自治振興センターや図書館などでの生涯学習事業の充実を図ります。

また、ニュースポーツ、軽スポーツに親しんでもらうための体験会や出前トークを通じて、高齢者の体力づくりをサポートします。

③　生きがい就労の支援

高齢者が経験と知識を活かし、地域や社会を構成する一員として社会貢献できるよう、関係機関と連携を図り、高齢者の生きがい就労を支援します。

ア　生きがい創造型サロン活動の推進

男性の高齢者が参加しやすいサロン活動（社会貢献・経済活動を含む生産活動など）の継続や新規立ち上げを支援します。

イ　シルバー人材センターの活動支援　提言２

シルバー人材センターの新規加入会員の確保に努めるとともに、安定的な運営や活動を支援します。

基本政策２　自立と安心を支える地域づくり

(1) 地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの推進

市民が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの充実を推進します。

①　地域における支援体制の充実

地域包括支援センターは、保健・医療・福祉をはじめ、地域の様々なサービスを活用し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう支援する機関であり、地域包括ケアシステムの中核的な役割を果たします。

ア　地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターが中心となり、高齢者の生活上の課題などについて、庁内関係部署や関係機関との分野横断的な連携強化を図るとともに、地域包括ケアシステムを更に深化・推進します。

イ　包括的・継続的なケアマネジメント支援

介護支援専門員への個別ケアマネジメント支援を行います。

また、包括的・継続的ケアマネジメントを行うための環境整備として、関係機関との連携強化や介護支援専門員同士のネットワークの構築、介護支援専門員等のケアマネジメント力の向上の支援を行います。

②　地域ケア会議の充実

地域包括ケアシステムを深化・推進するにあたり、医療機関、介護サービス事業所の専門職及び民生委員・児童委員や自治会等の地域の支援者・団体が連携し、「個別課題解決」、「地域包括支援ネットワークの強化」、「地域課題発見」、「地域づくり、資源開発」、「政策形成」の５つの機能を持つ地域ケア会議により、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を図ることが重要です。

「個別ケア会議」、「日常生活圏域ケア会議」、「地域ケア推進ワーキング会議」、「地域ケア推進会議」の役割を明確にし、各会議の充実を図ります。

ア　個別ケア会議の充実

個別ケースの課題解決に向けた支援を検討するとともに、地域課題を把握し、圏域ケア会議へつなげます。

また、自立支援型個別ケア会議において、多職種協働による個別事例の検討を行い、高齢者の自立と生活の質の向上及び自立支援に向けたケアマネジメント力の向上を図ります。

イ　日常生活圏域ケア会議の充実

個別ケア会議などを通じて把握された日常生活圏域における地域課題を共有し、多職種協働による課題解決のための取組について検討するとともに、地域ケア推進ワーキング会議へつなげます。

ウ　地域ケア推進ワーキング会議の充実　提言４

日常生活圏域ケア会議などを通じて把握された地域課題について、課題解決に向けた検討を行うとともに、地域ケア推進会議へつなげます。

エ　地域ケア推進会議の充実

各日常生活圏域で蓄積された課題と有効な支援方法を共有するとともに、課題解決に向けた協議を行い、資源開発や次期計画への反映などの政策形成へつなげます。

③　包括的な相談支援体制の充実

市民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、相談支援、参加支援（つながりや参加の支援）、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する包括的な相談支援体制（重層的支援体制）の整備に向け、行政関係課、地域の関係機関・団体等との連携を図り、役割分担等を行いながら、生活支援等への取組を推進します。

ア　地域包括支援センターにおける相談窓口の充実

「誰一人取り残さない支援」を推進するため、包括的な相談支援体制の強化を図り、住民からの相談を幅広く受け止め、複雑化・複合化した生活課題の解決に向けて、多機関協働で相談支援に取り組みます。

④　地域包括ケアシステムの充実　提言３

地域包括ケアシステムの推進の基礎となる「本人選択と本人・家族の心構え」を支援する「いきかたノート～私からあなたへ～」の取組を継続・充実するとともに、地域包括ケアを「自分事」として考え、地域づくりにつなげるための「身近な地域包括ケア」の取組を進めます。

ア　「いきかたノート～私からあなたへ～」の活用推進

「いきかたノート～私からあなたへ～」について、引き続き啓発を進めるとともに、聞くだけでなく記入、活用を進めるために必要な啓発や専門職などによる支援の充実を図ります。

イ　身近な地域包括ケアの推進

地域包括ケアが自分の生活に関わるものという理解を広げるための啓発を行うとともに、自治会など、身近な地域単位での日常的な支え合いによる地域づくりを推進します。

⑤　地域の支え合い体制の充実

誰もが住み慣れた地域での生活が継続できるよう、「生活支援体制整備事業」の推進により協議体の取組を充実させ、支援が必要な高齢者に、地域や事業者等が連携して見守りや生活支援等を行う仕組みづくりや、誰もが自分にできることを通して役割を発揮できる、支え合いの地域づくりを進めます。

ア　生活支援コーディネーターの活動の充実

重層的支援体制の構築により、高齢者とその周囲の人が抱える多様な要因（障害、児童、生活困窮等）により複雑化・複合化した課題を地域主体の協議と取組によって解決が図られるよう、分野横断的な連携強化とともに、課題を抱える人に必要な支援が届くよう、生活支援コーディネーターの活動の充実を図ります。

イ　協議体を通した取組の充実

地域共生社会を実現するため、第２層協議体から第１層協議体への地域課題の持ち上がりの部分を重視し、全市的な取組につながる協議体運営を進めます。

また、生活支援コーディネーターは、集まり場訪問などを通じて収集した地域課題や社会資源を地域と共有し、高齢者の見守りやちょっとした支え合い活動などについて、地域において主体的に協議し、取組につながるよう働きかけます。

ウ　集まり場による地域のつながりづくり　提言２

日頃からの見守り、支え合いにつながる集まり場活動を一層進めるため、生活支援コーディネーターによる相談や訪問などにより、集まり場の運営を支援するとともに、新規の集まり場の構築を進めます。

エ　地域共生社会実現に向けた意識づくり

地域共生社会の実現に向け、子どもから高齢者まで、幅広い年齢層が交流し、地域に関わりが持てるように地域の意識醸成を進めます。そのために、地域での支え合いの大切さを広く住民が共有する機会を得るための研修会の開催や生活支援コーディネーターによる啓発活動を実施します。

オ　地域と専門職の関わりの推進　提言４

地域の困りごとに医療・介護・地域福祉の専門職の関わりを促進し、解決につなげる取組を進めます。

（２）在宅医療・介護連携の推進　提言４

医療や介護サービスを受けながら在宅で生活する高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、個々の心身状況に応じた生活ができるよう、医療機関と介護サービス事業所等の連携を推進します。

①　在宅医療・介護連携の推進

医師会、介護支援専門員連絡協議会等の関係機関と協力し、各専門職がその専門性を生かしたより良いケアの提供、サービスの受け手となる市民への適切な利用等の理解を促進するための取組を推進します。

ア　在宅医療・介護連携の推進のための現状分析・課題抽出と対応策の立案

市内の医療機関や介護サービス事業所のサービス内容や機能の把握を進めます。入退院時、在宅生活等の場面ごとの連携状況を把握し、地域ケア会議等で現状分析と課題抽出を行い、対応策を立案します。

イ　事業所間の連絡・情報共有方法の改善

入退院時の連携や在宅生活の支援、看取り時等における事業所間の連絡・情報共有について、ＩＣＴや共通様式の活用を含め、場面や状況に応じた方法を選択して利用できるよう、検討や方法の改善を進めます。

ウ　市民への普及啓発

在宅医療・介護サービスの適切な利用ができるよう、受けられるサービスやサービスを受ける時の心がけについて、研修会や情報発信等による啓発を進めます。

エ　在宅医療・介護に関する相談支援

地域の在宅医療･介護関係者からの在宅医療･介護連携に関する相談支援を行い、連携を推進します。

オ　地域と医療・介護の専門職の連携強化

在宅生活を支えるため、多職種連携研修会、地域ケア会議等を通じて、医療・介護の専門職と日常生活で関わる地域の関係者の連携を強化し、協力して課題解決できる体制づくりを進めます。

カ　医療・介護連携の現状評価と共有

地域ケア推進会議医療・介護合同部会医療・介護合同ワーキングを開催し、入退院支援、在宅医療・介護連携について評価し、改善策の協議を行います。

（３）生活支援体制の充実

高齢者のみの世帯等、支援を必要としている高齢者に、必要なサービスを提供し、在宅生活を支援します。

①　生活支援・福祉サービスの充実　提言３

ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみの世帯、在宅で介護を行う家族が、住み慣れた地域での生活を継続するための支援が求められています。

支援が必要な高齢者やその家族を対象に、状態やニーズに応じたサービス提供の充実を図ります。

ア　「食」の自立支援事業の実施

栄養の確保と安否確認が必要な高齢者を対象に、週４回を限度に配食サービスを実施します。

イ　外出支援事業の実施

歩行やバス・タクシーの利用が困難な高齢者の通院や買い物等の外出を支援することで、在宅生活の継続と社会参加の促進を図ります。

ウ　高齢者世帯雪下ろし支援事業の実施

雪下ろし作業が困難な高齢者世帯を対象に、作業に要する経費の一部を助成し、降雪時の安心安全な生活を確保します。

②　見守りの実施

ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみの世帯等に対する見守り活動を実施します。

ア　ひとり暮らし高齢者等巡回相談事業の実施

見守りを希望する75歳以上のひとり暮らし高齢者世帯等を対象に、定期的な訪問を行い、安否確認と日常生活の安心につながるよう取り組みます。

イ　緊急通報体制整備事業の実施

ひとり暮らし高齢者等の緊急時における適切な対応を行うため、緊急通報装置を給付します。

ウ　移動販売事業者による見守り活動の促進

移動販売を行う事業者に対し、見守り活動奨励金を交付することにより、高齢者等の見守り活動を促進します。

③　家族介護者の支援

在宅で介護を行う家族の負担を軽減し、住み慣れた地域での生活が継続できるよう、家族介護者への支援を行います。

ア　介護用品支給事業の実施

在宅の高齢者を介護している家族等を対象に、介護に必要な介護用品の購入費用を助成し、介護負担の軽減を図ります。

イ　家族介護者支援事業の実施

在宅の高齢者を介護している家族等を対象に、介護教室や交流事業を実施し、精神的な負担の軽減を図ります。新規の参加を促すため、地域の関係機関・団体等と連携し、事業の周知に努めます。

ウ　相談支援の充実

介護離職防止やヤングケアラー等家族介護者支援のため、関係機関と地域包括支援センターが連携して、早期の相談につながる体制づくり及び啓発に取り組みます。

④　低所得高齢者の支援

低所得で特に生活が困難な要介護認定者等が、介護サービスを必要とした場合、円滑な利用につながるよう、負担軽減の取組を実施します。

ア　低所得者負担額軽減制度による支援

低所得者を対象に、介護サービス利用料等の負担軽減を行った社会福祉法人に対し、軽減に要した費用の一部を助成することで、介護サービスの円滑な利用を促し、利用者負担の軽減を図ります。

イ　保険料の減免制度による支援

第１号被保険者で災害等の特別な理由がある者に対し、保険料を減免、またはその徴収を猶予します。

（４）認知症支援体制の充実　提言５

認知症になっても希望を持って日常生活が過ごせるよう、認知症の人や家族の視点を重視しながら、施策を推進します。

①　正しい理解と本人発信支援の推進

認知症を特別なものとせず、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、市民の認知症についての正しい理解を促進するとともに、認知症の人の視点に立った支援を行います。

ア　認知症に関する市民の理解の増進

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解が深まるよう、出前トーク、講演会、市広報紙等により普及啓発を推進します。

イ　認知症サポーターの養成の推進

キャラバンメイト連絡会と連携し、地域、企業・職域で認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り、支援する応援者を増やします。

また、若い世代から認知症に関する理解を促すため、小中学校や高等学校と連携して養成講座を実施します。

ウ　相談先の周知・認知症ケアパスの活用

地域包括支援センターが中心となり、関係機関とのネットワークを強化しながら、認知症の相談窓口の周知に努めます。

キャラバンメイトや専門職による講座、集まり場等で、認知症の状態に応じて受けられるサービスや相談機関等、適切なケアの流れを示した「認知症ケアパス」の活用を促進します。

エ　本人からの発信支援

認知症と診断された直後の早期からの支援として、認知症の人同士による相談活動や、認知症の人自身の希望や必要としていること等を発信できる支援を行い、本人視点の施策を検討します。

②　本人と家族への支援の充実

認知症の人とその家族を支援するため、認知症の状態に応じた適切な医療、介護等の支援体制の強化を図ります。

ア　早期発見・早期対応の体制づくり

関係機関との連携により、早期発見・早期対応に努めます。認知症初期集中支援チームの活動の推進により、認知症本人及び家族への支援につなげます。

イ　相談体制の整備

保健所や社会福祉協議会、医療・介護サービス事業所や家族の会等関係機関が連携し、相談しやすい体制を整備します。

ウ　適切な保健医療サービス・福祉サービスの利用促進

認知症の人の考えを尊重しながら、保健医療サービス・福祉サービスが利用できるよう支援します。

エ　意思決定の支援及び権利利益の保護

認知症の人が判断するときに必要な情報提供及び意思決定支援を行うとともに、消費者問題等で被害を受けないよう、本人の権利利益の保護についての啓発に取り組みます。

③　認知症バリアフリーの推進

移動、消費、金融手続き、公共施設など、生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で、これまでどおり暮らし続けていくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を推進します。

ア　地域支援体制の充実

住み慣れた地域で暮らせるよう、地域や企業との連携を図り、認知症サポーターによる見守り支援を推進します。更にチームオレンジを目指して、ステップアップ講座も実施しながら、支援体制を強化します。

イ　若年性認知症の人への支援の充実

広島県若年性認知症サポートルームに所属する若年性認知症支援コーディネーター、認知症疾患医療センター等と連携しながら、必要な支援を行います。

ウ　社会参加の機会の確保

認知症になっても生きがいや希望を持って地域での生活が継続できるように、社会参加を促し、役割の保持ができるよう認知症カフェをはじめ地域での活動の場づくりを推進します。

（５）高齢者虐待防止と権利擁護の推進　提言６

高齢者が住み慣れた地域で尊厳が守られ、安心して暮らし続けることができるよう、高齢者やその家族を必要な支援やサービスにつなぐための体制整備を行います。

①　虐待防止対策の推進

地域包括支援センターを中心とし、虐待の早期発見・早期対応ができるネットワークを構築するとともに、市民や事業者等へ向けた虐待防止に関する普及啓発を推進します。

ア　高齢者虐待防止ネットワークの充実

関係機関・団体等で構成する高齢者虐待防止ネットワーク協議会を通じて情報を共有するとともに、早期発見や的確な対応のための連携強化を図ります。

イ　養護者及び養介護施設従事者等への対応強化

養護者による高齢者虐待については、要因等を分析し、再発防止のための相談、助言を実施します。

また、養護者に該当しない者による虐待やセルフ・ネグレクト等の権利侵害の防止にも取り組みます。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止については、研修会を開催し、虐待発生の要因や不適切な介護についての気付きを促します。管理者等へは、教育研修や適切な事業運営の確保を求めます。

ウ　高齢者虐待防止に関する啓発の推進

市民一人ひとりの高齢者虐待防止への関心を高める啓発や相談窓口の周知を行い、虐待防止に向けた地域づくりを推進します。

②　制度活用による権利擁護の推進

認知症等により判断能力が低下し、各種手続きや金銭管理等が困難となり、必要な支援やサービス利用につながっていないことがあります。

このため、認知症の人やその家族が、必要に応じて成年後見制度等を利用できるよう支援体制の充実を図るとともに、制度の周知を図ります。

ア　成年後見制度利用支援事業の推進

成年後見制度の利用が必要と認められる高齢者が、親族の状況や経済的事情により、家庭裁判所への審判の請求が困難な場合、市長が申立てを行い、高齢者を法律的に保護することで本人の権利や財産を守ります。

イ　福祉サービス利用支援事業（通称「かけはし」）との連携

契約や金銭管理に支援が必要な方についての相談を受け、庄原市社会福祉協議会が実施されている「福祉サービス利用支援事業(通称「かけはし」)」を紹介するとともに、庄原市社会福祉協議会と連携して支援します。

③　地域連携ネットワークとその中核となる機関の整備

権利擁護を必要とする人を支援するため、地域連携ネットワークの仕組みを構築するとともに、普及啓発を行います。

ア　権利擁護のためのネットワーク構築と中核機関体制の整備

権利擁護を必要とする人を見守る福祉・医療・地域の関係者を支援するため、法律・福祉の専門職や関係機関との連携を図り、地域連携ネットワークの仕組みを構築します。

また、その中核となる機関の整備を行います。

イ　権利擁護の普及啓発

市民や医療・介護サービス事業所、金融機関等の関係者に講演会や市広報紙等を通じて、権利擁護に関する啓発や相談窓口の周知に努めます。

（６）安心・安全な生活環境の確保

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、状況やニーズに応じ、必要な対策を講じます。

①　高齢者向け住宅等の確保

高齢者等生活支援施設等の住まいの提供や、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅について適切な情報提供に努めます。

ア　高齢者等生活支援施設・冬期安心住宅の管理運営

在宅生活が困難な高齢者等が利用できる生活支援施設を管理運営します。

また、冬期安心住宅の管理運営により、降雪期における高齢者の生活不安を解消し、安心した暮らしを確保します。

イ　養護老人ホームへの措置

環境上及び経済的理由により、居宅での生活が困難な高齢者を対象に、養護老人ホームへの入所の措置を行います。

②　生活環境の整備

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るため、誰もが安全に、快適に利用できる道路や建物、公共交通機関等の生活環境の整備に努めます。

ア　高齢者にやさしい公共施設の整備

高齢者をはじめとするすべての市民が、自らの意思で自由に、行動や社会参加ができるよう、公共施設の段差解消、わかりやすい標識の設置等のバリアフリーに向けた整備を促進します。

イ　生活交通ネットワークの形成及び持続可能な地域旅客運送サービスの提供

人口減少や高齢化が続くと予想される中、限られた輸送資源で地域公共交通を維持・確保するため、利用者のニーズを踏まえた上で、交通機関の特性を活かした効率的・効果的な地域旅客運送サービスの提供に努めます。

③　相談体制の充実

支援が必要な高齢者やその家族の相談に応じるため、地域の関係機関・団体等と連携し、高齢者の相談体制の充実を図ります。

ア　日常生活相談事業の実施

地域包括支援センターにおける総合相談支援の充実を図るとともに、老人介護支援センター、社会福祉協議会等の地域の関係機関・団体との連携により相談事業を実施します。

イ　消費生活相談員等による相談の実施

消費生活相談員や生活安全相談員が相談に応じるとともに、犯罪被害や悪徳商法被害の未然防止や被害拡大防止のための啓発活動を実施します。

ウ　高齢者向けスマホ講習会の開催

高齢者のデジタル活用の不安解消に向けたスマートフォンの利活用についての助言、相談等を行う講習会を開催します。

（７）災害・感染症対策に係る体制整備　提言７

近年、多くの自然災害が発生し、各地に甚大な被害をもたらしており、高齢者施設や福祉施設が浸水などの被害を受けたケースも発生していることから、高齢者等を守る備えを推進します。

①　災害時の支援体制整備

介護サービス事業所等と連携を図り、災害時のリスクの情報を共有するとともに、災害に対する意識の醸成等についての促進を図ります。

ア　防災研修の実施

高齢者を対象にした防災研修を実施し、防災対策への意識を高めます。

イ　介護施設等における災害対策支援

介護施設等の災害対策に万全を期すよう、土砂災害警戒区域・浸水想定区域内の要配慮者利用施設が策定している避難確保計画がより実効性のある計画となるよう、計画や計画に基づく避難訓練について指導・助言を行います。

ウ　情報伝達体制の充実

住民告知放送端末や市公式ＬＩＮＥ等を活用し、高齢者に対し、災害時の情報を素早く適切に提供します。

エ　災害時の支援体制の整備

「庄原市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、民生委員・児童委員、自治振興区、消防団等と連携を図り、情報伝達、避難誘導、救助等、地域が一体となった避難体制の充実を図ります。

②　感染症に係る支援体制整備

流行性感染症は、高齢者が罹患すると重症化する可能性が高いため、日頃から介護サービス事業所等と連携し、感染拡大防止対策や感染症発生時に備えた平時からの準備、感染症発生時の代替サービス確保に向けた連携体制の強化を図ります。

ア　感染症予防に対する取組の充実

高齢者等に感染症について正しい情報を提供するとともに、感染予防の取組に対する啓発を図ります。

イ　支援体制の充実

感染症の影響で、介護サービスや障害福祉サービスを受けられず孤立することを防ぐため、介護・障害福祉サービス以外による緊急的・臨時的な生活支援を行います。

ウ　緊急時一時滞在施設の確保

感染症の影響で、介護サービスや障害福祉サービスを受けられず行き場を失う高齢者等の一時滞在施設を確保し、緊急的・臨時的な生活支援を行います。

エ　情報共有の徹底

県と連携し、介護サービス事業所で感染症等が発生した場合に備え、関係事業者間の情報共有の体制を徹底し、休業連鎖を防ぎます。

基本政策３　介護保険事業の持続可能な運営

(1) 適切な介護サービスの提供と質の向上

介護が必要になっても、住み慣れた地域で自立して暮らし続けることを基本に、必要な介護サービスの提供に努めます。

①　介護サービス提供体制の確保　提言８

居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスのバランスを考慮し、必要な介護サービスを安心して受けることができるよう、サービス供給量の維持に努めます。

ア　居宅サービスの適正な提供

現在の利用者数、利用に関する意向及び各種サービスの利用見込みにより、サービス量を定めます。居宅サービスの提供については、市内中心部と周辺部の地域差があるため、民間サービスや生活支援サービス等で補完できるよう、地域における連携体制の充実を図ります。

イ　地域密着型サービスの適正な提供

利用状況や、利用に関する意向等その地域の実情を勘案して整備を行うことにより、介護サービス基盤の地域差の解消を図ります。

また、指定地域密着型サービス等の適切な運営を図るため、地域密着型サービス運営委員会を開催し、関係者の意見を求めます。

ウ　施設・居住系サービスの適正な提供

利用状況や、利用に関する意向及び各種サービスの量見込みを勘案し、施設数や定員数の維持を図ります。

エ　高齢者向け住まいの情報収集の実施

引き続き、市内及び近隣市町の有料老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅等の設置状況の把握に努めます。

②　介護サービスの質の向上

介護サービス事業者がより質の高いサービスを提供できるよう、事業者への指導・監査の強化を図ります。

また、日頃から介護サービス事業所等と連携し、感染拡大防止策の周知や感染症発生時に備えた準備を行います。

ア　事業所の運営指導の実施　提言８

市が指定権限を持つ介護サービス事業所の運営指導を定期的に実施し、県が指定権限を持つ介護サービス事業所については、県と連携して実施することにより事業者の適正かつ適切なサービスの提供につなげます。

イ　災害・感染症対策に係る体制整備　提言７

ＢＣＰ（業務継続計画）策定後も内容の充実が図られるよう、運営指導等の機会を通じて、事業所への指導・助言等の支援を行います。

（２）介護保険財政の健全化

介護保険制度を持続可能なものにしていくため、介護給付の適正化を図り、介護保険事業の適切な運営に努めます。

①　介護給付等の適正化

介護給付適正化は、国の指針や「第９期ひろしま高齢者プラン」に基づき、利用者に対する適切な介護サービスの提供と費用の効率化を通じて、介護給付の適正化を図ります。

ア　要介護認定の適正化の推進

認定調査の内容を全数点検し、疑義がある場合は調査員への聞き取り・修正・指導を行います。

また、隔年開催の県主催による認定調査員フォローアップ研修への参加を促すとともに、市担当者も参加し、調査員への指導に役立てます。

イ　ケアプラン・住宅改修等の点検実施

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画の記載内容について、市職員がその内容の点検・指導を行い、「自立支援」に資する適切なケアプランの作成につなげます。

また、住宅改修や福祉用具購入・貸与について、受給者の状況に応じた適切なものであるかどうか、利用者の状態確認、または見積書等の申請書類の点検を行います。疑義のある場合は、現地調査や理学療法士等の専門家に意見を求めます。

ウ　縦覧点検・医療情報との突合の実施

広島県国民健康保険団体連合会から提供される介護報酬支払状況等の点検により、請求内容の誤りの早期発見、入院情報等と介護保険の重複請求の防止を図ります。

（３）介護人材の確保と育成・定着に向けた環境づくり　提言９

介護人材の確保は、本市においても大きな課題となっています。

地域の関係機関・団体、事業者等と連携を図り、介護人材の確保・定着に向けた取組を推進します。

①　介護人材の確保と育成・定着の取組強化

庄原市介護人材確保等協議会との連携のもと、人材の確保・育成・定着に向けた事業を実施していきます。

ア　庄原市介護人材確保等協議会の活動強化

市内介護サービス運営法人の横のつながりを活かし、新規人材の確保と離職防止に向けた全市的な取組を効果的に実施します。

イ　介護サポーター養成研修の継続実施

介護サポーターの養成は、介護予防・生活支援サービス事業に従事できる本市独自の資格が取得できるだけでなく、その知識が地域に還元される「介護人材育成」を行うことは重要であることから、継続して実施します。

ウ　庄原市介護人材確保事業補助金の活用

庄原市介護人材確保事業補助金を活用し、市内介護サービス事業所への就職のきっかけとなるよう、広く市民に周知して働きかけます。

②　介護人材の資質向上への支援

市内の介護サービス事業所で働く職員のスキルアップ、介護サービス事業所における有資格者の確保に向けた取組を推進します。

ア　庄原市介護職員研修受講費等補助金制度の継続実施

介護人材の質の向上等に一定の効果が見込まれるため、市内の介護サービス事業所で就労する人に対する研修受講費等の助成を継続します。

イ　研修の充実

介護職員の能力向上を図るため、庄原市介護人材確保等協議会で、事業所間連携による研修の充実を図ります。

ウ　外国人人材の日本語教育支援

利用者や職員との円滑なコミュニケーションが図られるよう、庄原市介護人材確保等協議会や市関係部署と連携して日本語のレベルアップを支援します。

③　事務改善・業務効率化の推進

介護職に就いた人材が定着するよう、業務の効率化、働きやすい環境づくりに向けた事業者の取組を支援します。

ア　情報収集と情報発信の実施

市内の介護サービス事業所に対し、福祉用具や介護ロボット・ＩＣＴの先進事例の情報を提供するとともに、研修や体験会等の導入・活用へ向けた支援、補助制度等の周知に努めます。

2　評価指標一覧

第９期計画においては、次のとおり評価（目標）指標を設定します。

指標		現状（令和4（2022）年度末）	目標（令和8（2026）年度末）	目標値の根拠
成果指標	要支援・要介護認定を初めて受けた年齢の平均	83.5歳	83.8歳以上	
	要支援・要介護認定率（第１号被保険者）	23.0%	22.9%以下	第9期計画における令和8（2026）年度推計値　23.7%
	要介護(1～5)認定者数（第１号被保険者）	2,478人	2,406人以下	第9期計画における令和8（2026）年度推計値　2,407人

基本政策1　健康づくり・介護予防の推進				
取組目標	特定健康診査受診率	46.0%	53.0%以上	第3期データヘルス計画
	集まり場への専門職の関与回数	27回	40回	
	シルバーリハビリ体操参加率（延べ参加者数／高齢者人口）	32.1%	50.0%	
	高齢者の自立支援に係るケアマネジメント研修会への介護支援専門員の参加率	21.8%	33.0%	
	第9期期間中の集まり場（サロン及び地域デイホーム)新規設置数	－	12カ所	
	老人クラブ会員登録率	33.8%	38.4%以上	第2期長期総合計画
	生きがい創造型サロン数	17所	20所	
	シルバー人材センターの会員登録率	2.4%	2.5%以上	
基本政策2　自立と安心を支える地域づくり				
取組目標	緊急通報装置新規設置数	31件	40件	
	認知症サポーター養成講座延べ養成者数	9,366人	10,650人	
	認知症サポーター・ステップアップ講座の開催	1回	年4回以上	
	認知症カフェの設置箇所数	5所	7所	
	高齢者等生活支援施設・冬期安心住宅の入居率	83.0%	85.1%	
基本政策3　介護保険事業の持続可能な運営				
取組目標	認定調査員フォローアップ研修への参加率（参加法人数／業務受託市内法人数）	－	100%	
	ケアプラン点検の実施人数(介護支援専門員数)	3人／年	18人／年	
	介護サポーター養成者数	5人／年	10人／年	
	庄原市介護人材確保事業補助金の対象となった新規採用正規職員数	－	10人／年	

第８章　介護サービスの見込みと保険料

第８章　介護サービスの見込みと保険料

１　介護保険料算定の流れ

国が示す策定手順及び推計システム『地域包括ケア「見える化システム」』を活用して見込み量を推計し、次の流れに沿って、第９期計画期間（令和６（2024）～令和８（2026）年度）までの保険料を算出します。

①　被保険者数の推計

令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3か年間の被保険者数(第1号・第2号)を推計します。

↓

②　要支援・要介護認定者数の推計

第1号・第2号被保険者数及び認定率を推計するとともに、要支援・要介護度別の認定者数を推計します。

↓

③　施設・居住系サービス見込量の推計

施設・居住系サービスの現在の利用状況、施設等の整備予定等を参考に推計します。

↓

④　居宅サービス(施設・居住系サービスを除くサービス)見込量の推計

要支援・要介護認定者数から、施設・居住系サービスの利用者数を除き、現在の利用状況を踏まえ、利用者数を推計します。

↓

⑤　介護給付費等に要する費用等の推計

利用者数の推計に、サービス別・要介護度別の１人あたりの給付額を乗じて推計した見込量に、介護保険制度改正、介護報酬改定等を反映します。

↓

⑥　第１号被保険者保険料額の推計

介護給付費等に要する費用等の見込額をもとに、標準給付額を推計します。

更に、地域支援事業に要する費用を加え、国が示す財源構成、財政調整交付金の交付見込率、介護給付費準備基金の取崩額を反映させ、保険料基準額を算定します。

2　被保険者数及び要介護等認定者数の推計

(1) 高齢者人口の推計

第９期計画期間中の高齢者人口（65歳以上の人口）は減少しますが、75歳以上人口は横ばいで推移すると見込んでいます。

［表：総人口・高齢者人口の現状と推計］

区分	令和5(2023)年	推計							
		令和6(2024)年	令和7(2025)年	令和8(2026)年	令和12(2030)年	令和17(2035)年	令和22(2040)年	令和27(2045)年	令和32(2050)年
総人口	32,152人	30,653人	29,909人	29,343人	27,078人	24,534人	22,175人	19,951人	17,950人
高齢者人口	14,246人	13,838人	13,650人	13,387人	12,331人	11,156人	10,311人	9,545人	8,627人
前期高齢者人口	5,676人	5,313人	5,106人	4,868人	3,913人	3,255人	3,291人	3,405人	2,981人
後期高齢者人口	8,570人	8,525人	8,544人	8,519人	8,418人	7,901人	7,020人	6,140人	5,646人
85歳以上	3,938人	3,712人	3,648人	3,566人	3,238人	3,585人	3,674人	3,323人	2,772人

資料：令和5(2023)年は、住民基本台帳人口
令和6(2024)年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」
＊推計値は小数点以下を四捨五入して記載しているため、高齢者人口とその内訳の計が一致しない場合がある。

(2) 被保険者数及び認定者数の推計

第８期計画期間中の要支援・要介護認定者数は全体的に減少しました。

第９期計画期間中では、第１号被保険者数（65歳以上の人口）は減少すると見込んでおり、要支援・要介護認定者数も減少すると見込んでいます。

［表：被保険者数・認定者数の実績と推計］

区分		第8期（実績）			第9期			第11期	第14期
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和12(2030)年度	令和22(2040)年度
第1号被保険者	被保険者数	14,705人	14,463人	14,231人	13,838人	13,650人	13,387人	12,331人	10,311人
	認定者数	3,367人	3,386人	3,289人	3,222人	3,195人	3,167人	3,062人	2,900人
	認定率	22.9%	23.4%	23.1%	23.3%	23.4%	23.7%	24.8%	28.1%
第2号被保険者	被保険者数	9,148人	8,922人	8,696人	8,469人	8,243人	8,113人	7,591人	6,069人
	認定者数	28人	27人	25人	26人	26人	26人	26人	20人
	認定率	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%
認定者総数		3,395人	3,413人	3,314人	3,248人	3,221人	3,193人	3,088人	2,920人

資料：令和5(2023)年度までは、介護保険事業状況報告月報(９月)
令和6(2024)年度以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」

(3) 要支援・要介護度別認定者数の推計

第８期計画期間中の要支援認定者数は微増しましたが、要介護認定者数は減少しました。

第９期計画期間中の高齢者人口の減少により、認定率の高い85歳以上人口も減少することから、要支援認定者、要介護（１～５）認定者数ともに減少すると見込んでいます。

［表：要支援・要介護度別認定者数の実績と推計］

区分	第8期（実績）			第9期			第11期	第14期
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和12(2030)年度	令和22(2040)年度
要支援1	295人	337人	322人	325人	322人	318人	307人	276人
要支援2	488人	475人	495人	473人	472人	468人	453人	415人
要介護1	543人	561人	545人	543人	542人	541人	524人	491人
要介護2	712人	664人	648人	658人	648人	637人	611人	587人
要介護3	555人	558人	557人	503人	501人	497人	484人	467人
要介護4	454人	476人	413人	403人	394人	392人	377人	369人
要介護5	348人	342人	334人	343人	342人	340人	332人	315人
計	3,395人	3,413人	3,314人	3,248人	3,221人	3,193人	3,088人	2,920人
対前年増減	3人	18人	▲99人	▲66人	▲27人	▲28人	▲105人	▲168人
要支援1・2	783人	812人	817人	798人	794人	786人	760人	691人
要介護1～5	2,612人	2,601人	2,497人	2,450人	2,427人	2,407人	2,328人	2,229人
要介護3～5	1,357人	1,376人	1,304人	1,249人	1,237人	1,229人	1,193人	1,151人

資料：令和5(2023)年度までは、介護保険事業状況報告(各年度9月末現在)

令和6(2024)年度以降は、地域包括ケア「見える化」システムを活用した推計

3　介護サービスの整備

令和６(2024)年度以降、高齢者人口は減少するとともに、要介護状態となる割合の高い85歳以上人口も、ゆるやかに減少すると見込まれることから、要支援・要介護認定者数についても減少していくと見込んでいます。

また、要支援・要介護認定者数の減少に伴い、介護サービスの需要についても、ゆるやかに減少していくことが想定されます。

第９期計画期間においては、既存サービスの維持を基本としながら、多様な利用のニーズを考慮し、必要なサービス量を見込みます。

(1) 施設・居住系サービス

高齢者人口及び要介護等認定者数の推計から、施設・居住系サービスの長期的な需要は減少すると見込んでいます。

しかし、現在の施設・居住系サービスは、ほぼ定員数を満たしている状況にあります。

また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、介助が必要となった場合に生活したい場所について、「できるだけ最期まで、現在の住まいで暮らしたい」(53.7%)と回答した人に次いで「介護が受けられる施設に入所したい」(23.4%)と回答した人の割合が高くなっています。

現在の利用状況及び利用ニーズを踏まえ、施設サービス及び居住系サービスの施設数や定員数の現状を維持することとします。

区分		第8期の既整備数		第9期整備数		合計	
		箇所数	定員数	箇所数	定員数	箇所数	定員数
施設系	介護老人福祉施設	8所	342人	－	－	8所	342人
	介護老人保健施設	3所	187人	－	－	3所	187人
	介護医療院	1所	40人	－	－	1所	40人
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2所	44人	－	－	2所	44人
居住系	認知症対応型共同生活介護(認知症グループホーム)	7所	90人	－	－	7所	90人
	特定施設入居者生活介護	3所	79人	－	－	3所	79人
合計		24所	782人	－	－	24所	782人

資料:庄原市生活福祉部高齢者福祉課　＊第８期は令和６(2024)年１月１日時点

(2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、住み慣れた地域で生活が続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。

高齢者人口及び要介護等認定者数の推計から、長期的な需要は減少すると見込んでいますが、多様な利用ニーズに対応し、介護サービス基盤の地域差の解消を図るため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を見込みます。

ア　定期巡回・随時対応型訪問介護看護

圏域	第8期の既整備数		第9期整備数		合計	
	箇所数	定員数	箇所数	定員数	箇所数	定員数
全域	1所	－	1所	－	2所	－

資料：庄原市生活福祉部高齢者福祉課　＊第８期は令和６(2024)年１月１日時点

イ　地域密着型通所介護

圏域	第8期の既整備数		第9期整備数		合計	
	箇所数	定員数	箇所数	定員数	箇所数	定員数
庄原	2所	28人	－	－	2所	28人
西城	1所	15人	－	－	1所	15人
東城	1所	18人	－	－	1所	18人
口和	－	－	－	－	－	－
高野	1所	7人	－	－	1所	7人
比和	－	－	－	－	－	－
総領	1所	10人	－	－	1所	10人
計	6所	78人	－	－	6所	78人

資料：庄原市生活福祉部高齢者福祉課　＊第８期は令和６(2024)年１月１日時点

ウ　認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

圏域	第8期の既整備数		第9期整備数		合計	
	箇所数	定員数	箇所数	定員数	箇所数	定員数
庄原	1所	12人	－	－	1所	12人
西城	－	－	－	－	－	－
東城	1所	12人	－	－	1所	12人
口和	－	－	－	－	－	－
高野	－	－	－	－	－	－
比和	－	－	－	－	－	－
総領	－	－	－	－	－	－
計	2所	24人	－	－	2所	24人

資料：庄原市生活福祉部高齢者福祉課　＊第８期は令和６(2024)年１月１日時点

エ　小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

圏域	第8期の既整備数		第9期整備数		合計	
	箇所数	定員数	箇所数	定員数	箇所数	定員数
庄原	3所	72人	－	－	3所	72人
西城	1所	24人	－	－	1所	24人
東城	2所	48人	－	－	2所	48人
口和	－	－	－	－	－	－
高野	－	－	－	－	－	－
比和	－	－	－	－	－	－
総領	－	－	－	－	－	－
計	6所	144人	－	－	6所	144人

資料：庄原市生活福祉部高齢者福祉課　＊第８期は令和６（2024）年１月１日時点

オ　認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

圏域	第8期の既整備数		第9期整備数		合計	
	箇所数	定員数	箇所数	定員数	箇所数	定員数
庄原	5所	63人	－	－	5所	63人
西城	－	－	－	－	－	－
東城	1所	18人	－	－	1所	18人
口和	1所	9人	－	－	1所	9人
高野	－	－	－	－	－	－
比和	－	－	－	－	－	－
総領	－	－	－	－	－	－
計	7所	90人	－	－	7所	90人

資料：庄原市生活福祉部高齢者福祉課　＊第８期は令和６（2024）年１月１日時点

カ　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

圏域	第8期の既整備数		第9期整備数		合計	
	箇所数	定員数	箇所数	定員数	箇所数	定員数
庄原	2所	44人	－	－	2所	44人
西城	－	－	－	－	－	－
東城	－	－	－	－	－	－
口和	－	－	－	－	－	－
高野	－	－	－	－	－	－
比和	－	－	－	－	－	－
総領	－	－	－	－	－	－
計	2所	44人	－	－	2所	44人

資料：庄原市生活福祉部高齢者福祉課　＊第８期は令和６（2024）年１月１日時点

(3) 居宅サービス

居宅サービスは、多くの高齢者が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けることを望んでいることを踏まえ、適切なサービス量を確保します。

区分	第8期の既整備数		第9期整備数		合計	
	箇所数	定員数	箇所数	定員数	箇所数	定員数
訪問介護	10所	－	－	－	10所	－
訪問入浴介護	1所	－	－	－	1所	－
訪問看護	4所	－	－	－	4所	－
訪問リハビリテーション	2所	－	－	－	2所	－
居宅療養管理指導	25所	－	－	－	25所	－
通所介護	10所	304人	－	－	10所	304人
通所リハビリテーション	6所	170人	－	－	6所	170人
短期入所生活介護	12所	192人	－	－	12所	192人
短期入所療養介護	3所	空床利用	－	－	3所	空床利用
福祉用具貸与	5所	－	－	－	5所	－
特定福祉用具購入費	4所	－	－	－	4所	－
住宅改修費	－	－	－	－	－	－
居宅介護支援	17所	－	－	－	17所	－

資料：庄原市生活福祉部高齢者福祉課　＊第８期は令和６(2024)年１月１日時点

(4) 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービスは、本市独自の資格である「介護サポーター」が従事できるサービスです。

現在の利用状況及び利用ニーズを踏まえ、適切なサービス量を確保します。

区分		第8期の既整備数		第9期整備数		合計	
		箇所数	定員数	箇所数	定員数	箇所数	定員数
訪問	介護予防訪問サービス	10所	－	－	－	10所	－
	生活援助訪問サービス	10所	－	－	－	10所	－
通所	介護予防通所サービス	16所	401人	－	－	16所	401人
	社会参加通所サービス	12所	140人	－	－	12所	140人

資料：庄原市生活福祉部高齢者福祉課　＊第８期は令和６(2024)年１月１日時点

4　介護サービス見込量の推計

(1) 施設・居住系サービスの推計

現在の利用状況等により、次のように見込んでいます。

［表：入所施設の年間延べ給付人数/年の実績と推計］

区分	第8期（実績）			第9期			第11期	第14期
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和12(2030)年度	令和22(2040)年度
介護老人福祉施設	4,343人	4,298人	4,068人	4,128人	4,128人	4,128人	4,284人	4,284人
介護老人保健施設	2,967人	2,944人	2,868人	2,952人	2,952人	2,952人	2,640人	2,556人
介護医療院	722人	724人	660人	636人	636人	636人	624人	612人
介護療養型医療施設	13人	2人	－	－	－	－	－	－

資料：令和4(2022)年度まで介護保険事業状況報告、令和5(2023)年度は介護保険事業状況報告より算出した見込み
令和6(2024)年度以降は、地域包括ケア「見える化」システムを活用した推計

［表：居住系施設利用者数/年の実績と推計］

区分	第8期（実績）			第9期			第11期	第14期
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和12(2030)年度	令和22(2040)年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	503人	518人	540人	528人	528人	528人	516人	516人
認知症対応型共同生活介護(認知症グループホーム)	1,037人	1,056人	1,056人	1,056人	1,056人	1,056人	1,032人	1,032人

資料：令和4(2022)年度まで介護保険事業状況報告、令和5(2023)年度は介護保険事業状況報告より算出した見込み
令和6(2024)年度以降は、地域包括ケア「見える化」システムを活用した推計

(2) 介護専用以外の居住系サービスの推計

介護専用以外の居住系施設の利用者数は減少すると推計しています。

［表：介護専用以外の居住系施設利用者数/年の実績と推計］

区分	第8期（実績）			第9期			第11期	第14期
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和12(2030)年度	令和22(2040)年度
特定施設入居者生活介護	1,304人	1,298人	1,380人	1,356人	1,344人	1,332人	1,296人	1,236人
介護予防特定施設入居者生活介護	222人	292人	276人	264人	264人	264人	252人	228人

資料：令和4(2022)年度まで介護保険事業状況報告、令和5(2023)年度は介護保険事業状況報告より算出した見込み
令和6(2024)年度以降は、地域包括ケア「見える化」システムを活用した推計

(3) 居宅(介護予防)サービスの推計

サービスの見込量は、第８期計画期間の利用状況を踏まえ、受給者数、サービス別の利用率、利用者一人あたりの利用回数または日数等を乗じて推計しています。

[表:居宅サービスの実績と推計(見込量)/年]

区分	第8期（実績）			第9期			第11期	第14期
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和12(2030)年度	令和22(2040)年度
訪問介護	68,587回	66,524回	67,560回	73,420回	72,822回	71,407回	64,426回	60,551回
	4,902人	4,850人	4,920人	5,064人	5,028人	4,944人	4,488人	4,224人
訪問入浴介護	1,252回	1,290回	965回	638回	638回	638回	580回	462回
	285人	300人	216人	144人	144人	144人	132人	108人
訪問看護	12,323回	12,014回	11,735回	12,739回	12,605回	12,295回	11,918回	11,200回
	1,957人	1,855人	1,812人	1,944人	1,920人	1,872人	1,800人	1,692人
訪問リハビリテーション	5,450回	5,006回	5,138回	5,276回	5,276回	5,171回	4,906回	4,534回
	514人	506人	504人	504人	504人	492人	468人	432人
居宅療養管理指導	1,448人	1,364人	1,620人	1,740人	1,728人	1,692人	1,620人	1,524人
通所介護	54,214回	48,948回	45,593回	49,400回	48,738回	48,120回	45,960回	43,176回
	5,481人	5,066人	4,836人	5,136人	5,076人	5,016人	4,812人	4,524人
通所リハビリテーション	24,900回	22,748回	22,958回	25,453回	25,057回	24,856回	23,696回	22,253回
	3,112人	3,015人	2,904人	3,144人	3,096人	3,072人	2,928人	2,748人
短期入所生活介護	64,207日	66,433日	69,766日	76,127日	74,509日	73,572日	70,384日	66,368日
	3,767人	3,727人	3,828人	4,068人	3,984人	3,936人	3,756人	3,540人
短期入所療養介護	3,839日	3,749日	4,636日	4,468日	4,334日	4,334日	4,122日	3,887日
	522人	501人	516人	540人	528人	528人	504人	480人
福祉用具貸与	10,724人	10,665人	10,452人	10,848人	10,668人	10,524人	10,044人	9,480人
特定福祉用具購入費	163人	140人	144人	156人	156人	156人	132人	132人
住宅改修費	106人	92人	72人	96人	96人	96人	96人	96人
居宅介護支援	15,995人	15,586人	15,108人	15,624人	15,384人	15,204人	14,568人	13,764人

資料：令和4(2022)年度まで介護保険事業状況報告、令和5(2023)年度は介護保険事業状況報告より算出した見込み
令和6(2024)年度以降は、地域包括ケア「見える化」システムを活用した推計

［表：介護予防サービスの実績と推計(見込量)/年］

区分	第8期（実績）			第9期			第11期	第14期
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和12(2030)年度	令和22(2040)年度
介護予防訪問入浴介護	－	1回	－	－	－	－	－	－
	－	1人	－	－	－	－	－	－
介護予防訪問看護	1,420回	1,196回	1,543回	1,579回	1,579回	1,579回	1,517回	1,399回
	324人	294人	336人	312人	312人	312人	300人	276人
介護予防訪問リハビリテーション	2,051回	1,404回	1,555回	1,510回	1,510回	1,510回	1,390回	1,270回
	186人	147人	168人	156人	156人	156人	144人	132人
介護予防居宅療養管理指導	151人	201人	216人	324人	324人	324人	300人	276人
介護予防通所リハビリテーション	1,160人	1,310人	1,512人	1,440人	1,428人	1,416人	1,368人	1,248人
介護予防短期入所生活介護	963日	860日	1,188日	990日	990日	990日	990日	744日
	139人	149人	108人	108人	108人	108人	108人	84人
介護予防短期入所療養介護	163日	108日	43日	82日	82日	82日	82日	82日
	26人	13人	12人	12人	12人	12人	12人	12人
介護予防福祉用具貸与	4,568人	4,789人	4,620人	4,728人	4,716人	4,656人	4,500人	4,104人
特定介護予防福祉用具購入費	57人	53人	72人	60人	60人	60人	60人	60人
介護予防住宅改修費	77人	74人	72人	72人	72人	72人	72人	72人
介護予防支援	5,249人	5,558人	5,568人	5,604人	5,568人	5,520人	5,340人	4,848人

資料：令和4(2022)年度まで介護保険事業状況報告、令和5(2023)年度は介護保険事業状況報告より算出した見込み
令和6(2024)年度以降は、地域包括ケア「見える化」システムを活用した推計

(4) 地域密着型(介護予防)サービスの推計

サービスの見込量は、第８期計画期間の利用状況を踏まえ、受給者数、サービス別の利用率、利用者一人あたりの利用回数または日数等を乗じて推計しています。

[表：地域密着型サービスの実績と推計(見込量)/年]

区分	第8期（実績）			第9期			第11期	第14期
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和12(2030)年度	令和22(2040)年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6人	24人	12人	60人	120人	120人	120人	120人
夜間対応型訪問介護	－	－	－	－	－	－	－	－
地域密着型通所介護	17,357回	15,773回	15,923回	18,462回	18,228回	18,005回	17,317回	16,414回
	2,221人	1,998人	1,812人	1,980人	1,956人	1,932人	1,860人	1,764人
認知症対応型通所介護	3,730回	4,297回	4,435回	4,379回	4,235回	4,235回	4,092回	3,948回
	298人	355人	372人	360人	348人	348人	336人	324人
小規模多機能型居宅介護	1,208人	1,321人	1,416人	1,524人	1,512人	1,488人	1,440人	1,344人
認知症対応型共同生活介護	1,031人	1,056人	1,056人	1,056人	1,056人	1,056人	1,032人	1,032人
地域密着型特定施設入居者生活介護	－	－	－	－	－	－	－	－
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	503人	518人	540人	528人	528人	528人	516人	516人
看護小規模多機能型居宅介護	－	－	－	－	－	－	－	－

資料：令和4(2022)年度まで介護保険事業状況報告、令和5(2023)年度は介護保険事業状況報告より算出した見込み
令和6(2024)年度以降は、地域包括ケア「見える化」システムを活用した推計

[表：地域密着型介護予防サービスの実績と推計(見込量)/年]

区分	第8期（実績）			第9期			第11期	第14期
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和12(2030)年度	令和22(2040)年度
介護予防認知症対応型通所介護	7人	－	－	－	－	－	－	－
介護予防小規模多機能型居宅介護	218人	231人	312人	348人	348人	348人	324人	300人
介護予防認知症対応型共同生活介護	6人	－	－	－	－	－	－	－

資料：令和4(2022)年度まで介護保険事業状況報告、令和5(2023)年度は介護保険事業状況報告より算出した見込み
令和6(2024)年度以降は、地域包括ケア「見える化」システムを活用した推計

5　保険給付費等に要する費用等の推計

第１号被保険者数の推計や介護サービス量の見込み、介護報酬改定率1.59%等を踏まえ、第９期計画期間中の介護給付費及び介護予防給付費等、保険給付に要する費用等を次のとおり見込みます。

また、第９期計画では、国の基本指針に基づき、令和12(2030)年度や、令和22(2040)年度の中長期的な介護給付費についても見込んでいます。

(1) 介護給付費の推計

区分	第9期			第11期	第14期
	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和12(2030)年度	令和22(2040)年度
居宅サービス					
訪問介護	263,516,000円	261,628,000円	256,550,000円	230,963,000円	217,127,000円
訪問入浴介護	8,902,000円	8,913,000円	8,913,000円	8,092,000円	6,448,000円
訪問看護	73,128,000円	72,396,000円	70,525,000円	68,236,000円	64,071,000円
訪問リハビリテーション	15,012,000円	15,031,000円	14,726,000円	13,960,000円	12,902,000円
居宅療養管理指導	13,565,000円	13,471,000円	13,181,000円	12,530,000円	11,788,000円
通所介護	391,504,000円	386,127,000円	380,943,000円	362,493,000円	339,930,000円
通所リハビリテーション	229,094,000円	225,488,000円	223,655,000円	212,557,000円	199,052,000円
短期入所生活介護	594,942,000円	582,339,000円	575,041,000円	548,950,000円	516,878,000円
短期入所療養介護(老人保健施設)	49,860,000円	48,299,000円	48,299,000円	45,828,000円	43,029,000円
短期入所療養介護(介護医療院等)	－	－	－	－	－
短期入所療養介護(病院等)	－	－	－	－	－
福祉用具貸与	163,145,000円	159,865,000円	157,436,000円	149,538,000円	140,627,000円
特定福祉用具購入費	5,218,000円	5,218,000円	5,218,000円	4,279,000円	4,279,000円
住宅改修費	6,900,000円	6,900,000円	6,900,000円	6,900,000円	6,900,000円
特定施設入居者生活介護	213,696,000円	212,101,000円	210,236,000円	204,686,000円	195,954,000円
小計	2,028,482,000円	1,997,776,000円	1,971,623,000円	1,869,012,000円	1,758,985,000円
地域密着サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13,274,000円	26,582,000円	26,582,000円	26,582,000円	26,582,000円
夜間対応型訪問介護	－	－	－	－	－
地域密着型通所介護	167,487,000円	165,338,000円	163,292,000円	156,548,000円	148,435,000円
認知症対応型通所介護	45,649,000円	44,236,000円	44,236,000円	42,870,000円	41,398,000円
小規模多機能型居宅介護	315,119,000円	312,256,000円	306,926,000円	297,552,000円	276,700,000円
認知症対応型共同生活介護	285,317,000円	285,678,000円	285,678,000円	278,732,000円	278,732,000円
地域密着型特定施設入居者生活介護	－	－	－	－	－
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	140,652,000円	140,830,000円	140,830,000円	137,566,000円	137,566,000円
看護小規模多機能型居宅介護	－	－	－	－	－
小計	967,498,000円	974,920,000円	967,544,000円	939,850,000円	909,413,000円
施設サービス					
介護老人福祉施設	1,132,656,000円	1,134,090,000円	1,134,090,000円	1,173,217,000円	1,173,217,000円
介護老人保健施設	876,059,000円	877,168,000円	877,168,000円	786,367,000円	760,788,000円
介護医療院	233,935,000円	234,231,000円	234,231,000円	230,958,000円	226,190,000円
小計	2,242,650,000円	2,245,489,000円	2,245,489,000円	2,190,542,000円	2,160,195,000円
居宅介護支援	258,664,000円	254,841,000円	251,780,000円	241,224,000円	227,837,000円
合計　A	5,497,294,000円	5,473,026,000円	5,436,436,000円	5,240,628,000円	5,056,430,000円

資料：地域包括ケア「見える化」システムを活用した推計

(2)　介護予防給付費の推計

区分	第9期			第11期	第14期
	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和12(2030)年度	令和22(2040)年度
介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	－	－	－	－	－
介護予防訪問看護	8,559,000円	8,570,000円	8,570,000円	8,225,000円	7,601,000円
介護予防訪問リハビリテーション	4,062,000円	4,067,000円	4,067,000円	3,744,000円	3,422,000円
介護予防居宅療養管理指導	3,328,000円	3,333,000円	3,333,000円	3,084,000円	2,836,000円
介護予防通所リハビリテーション	47,969,000円	47,760,000円	47,249,000円	45,688,000円	41,786,000円
介護予防短期入所生活介護	4,399,000円	4,405,000円	4,405,000円	4,405,000円	3,457,000円
介護予防短期入所療養介護（老人保健施設）	718,000円	719,000円	719,000円	719,000円	719,000円
介護予防短期入所療養介護（介護医療院等）	－	－	－	－	－
介護予防福祉用具貸与	42,130,000円	42,038,000円	41,512,000円	40,117,000円	36,617,000円
特定介護予防福祉用具購入費	1,720,000円	1,720,000円	1,720,000円	1,720,000円	1,720,000円
介護予防住宅改修	4,994,000円	4,994,000円	4,994,000円	4,994,000円	4,994,000円
介護予防特定施設入居者生活介護	23,880,000円	23,910,000円	23,910,000円	22,758,000円	20,814,000円
小計	141,759,000円	141,516,000円	140,479,000円	135,454,000円	123,966,000円
地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	－	－	－	－	－
介護予防小規模多機能型居宅介護	25,369,000円	25,402,000円	25,402,000円	23,761,000円	22,121,000円
介護予防認知症対応型共同生活介護	－	－	－	－	－
小計	25,369,000円	25,402,000円	25,402,000円	23,761,000円	22,121,000円
介護予防支援	25,964,000円	25,830,000円	25,606,000円	24,772,000円	22,488,000円
合計　B	193,092,000円	192,748,000円	191,487,000円	183,987,000円	168,575,000円

資料：地域包括ケア「見える化」システムを活用した推計

(3)　標準給付費の推計

区分	第9期			第11期	第14期
	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和12(2030)年度	令和22(2040)年度
総給付費見込額　　A＋B	5,690,386,000円	5,665,774,000円	5,627,923,000円	5,424,615,000円	5,225,005,000円
特定入所者介護サービス費等給付額	160,556,325円	160,759,504円	160,759,504円	181,460,471円	171,588,270円
高額介護サービス費等給付額	112,542,327円	112,704,322円	112,704,322円	103,072,124円	97,464,573円
高額医療合算介護サービス費等給付額	15,469,543円	15,469,543円	15,469,543円	14,105,795円	13,338,381円
審査支払手数料	4,117,122円	4,117,122円	4,117,122円	3,793,986円	3,587,598円
合　計	5,983,071,317円	5,958,824,491円	5,920,973,491円	5,727,047,376円	5,510,983,822円

資料：地域包括ケア「見える化」システムを活用した推計

(4)　地域支援事業費の推計

区分	第9期			第11期	第14期
	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和12(2030)年度	令和22(2040)年度
1　介護予防・日常生活支援総合事業					
訪問型サービス	42,548,872円	42,979,892円	43,415,279円	37,029,977円	30,534,751円
訪問介護相当サービス	28,977,887円	29,271,433円	29,567,953円	25,219,246円	20,795,676円
訪問型サービスA （緩和した基準によるサービス）	13,570,985円	13,708,459円	13,847,326円	11,810,731円	9,739,075円
通所型サービス	117,137,809円	118,329,297円	119,532,855円	102,363,644円	84,408,598円
通所介護相当サービス	61,423,950円	62,046,175円	62,674,703円	53,456,821円	44,080,253円
通所型サービスA （緩和した基準によるサービス）	55,713,859円	56,283,122円	56,858,152円	48,906,823円	40,328,345円
介護予防ケアマネジメント	17,975,152円	17,975,152円	17,975,152円	17,787,096円	14,833,145円
一般介護予防事業	20,041,440円	20,041,440円	20,041,440円	19,831,766円	16,538,252円
介護予防把握事業	574,832円	574,832円	574,832円	568,818円	474,353円
介護予防普及・啓発事業	13,659,057円	13,659,057円	13,659,057円	13,516,156円	11,271,492円
地域介護予防活動支援事業	4,185,981円	4,185,981円	4,185,981円	4,142,187円	3,454,283円
一般介護予防事業評価事業	－	－	－	－	－
地域リハビリテーション 活動支援事業	1,621,570円	1,621,570円	1,621,570円	1,604,605円	1,338,124円
上記以外の介護予防・日常生活 支援総合事業	1,417,660円	1,417,660円	1,417,660円	1,402,828円	1,169,857円
小計	199,120,933円	200,743,441円	202,382,386円	178,415,311円	147,484,603円
2　包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業					
包括的支援事業 （地域包括支援センターの運営）	78,990,850円	78,990,850円	78,990,850円	69,430,193円	58,056,501円
任意事業	18,075,165円	18,075,165円	18,075,165円	15,887,437円	13,284,840円
小計	97,066,015円	97,066,015円	97,066,015円	85,317,630円	71,341,341円
3　包括的支援事業(社会保障充実分)					
在宅医療・介護連携推進事業	740,873円	740,873円	740,873円	740,873円	740,873円
生活支援体制整備事業	17,958,457円	17,958,457円	17,958,457円	17,958,457円	17,958,457円
認知症初期集中支援推進事業	6,147,498円	6,147,498円	6,147,498円	6,147,498円	6,147,498円
地域支援・ケア向上事業	735,999円	735,999円	735,999円	735,999円	735,999円
認知症サポーター活動促進・ 地域づくり推進事業	－	－	－	－	－
地域ケア会議推進事業	427,351円	427,351円	427,351円	427,351円	427,351円
小計	26,010,178円	26,010,178円	26,010,178円	26,010,178円	26,010,178円
合計　1+2+3	322,197,126円	323,819,634円	325,458,579円	289,743,119円	244,836,122円

資料：地域包括ケア「見える化」システムを活用した推計

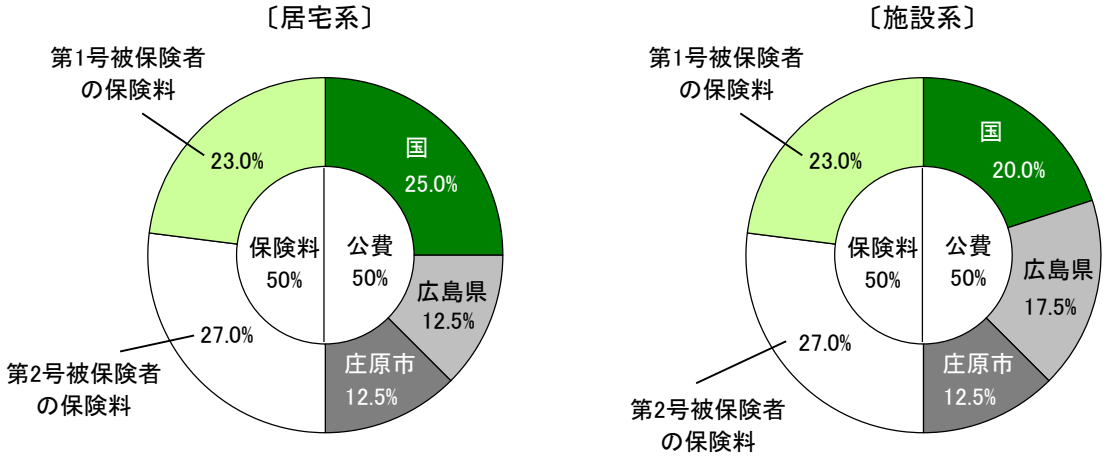
6　保険給付費及び地域支援事業費の財源構成

(1) 保険給付費の負担割合

保険給付の財源は、公費50.0%・保険料50.0%です。

第９期計画における保険料の負担割合は、第８期計画から変更はなく、第１号被保険者が23.0%、第２号被保険者が27.0%となっています。

［図：介護保険給付費負担割合］



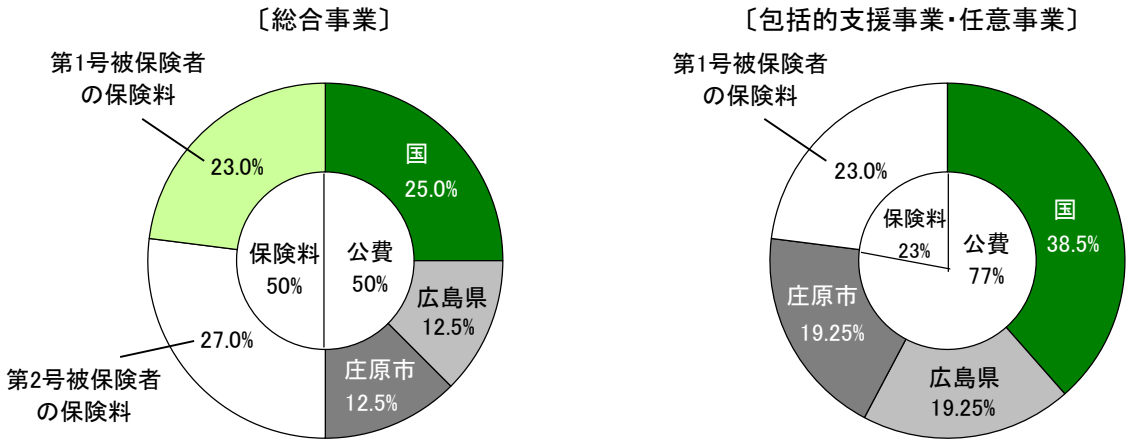
(2) 地域支援事業費の負担割合

地域支援事業費のうち、総合事業の財源は、公費50.0%・保険料50.0%です。

総合事業に係る保険料の負担割合は、第８期計画から変更はなく、第１号被保険者が23.0%、第２号被保険者が27.0%となっています。

また、包括的支援事業及び任意事業の財源は、公費77.0%、第１号保険料が23.0%となっています。

［図：地域支援事業費負担割合］



7　介護保険料(第１号被保険者)の設定

第１号被保険者の介護保険料の設定にあたっては、標準給付費と地域支援事業費の見込額をもとに、保険料収納必要額（３年間分）を算出し、その保険料収納必要額を第９期計画期間中の第１号被保険者見込者数で除した数値が保険料の基準額（年額）となります。

１号被保険者間での所得再分配機能を強化するとともに、所得の低い第１段階から第３段階については、引き続き公費（国・県・市）により負担軽減を行います。

(1) 介護保険料(第１号被保険者)の所得段階区分

国の標準段階が９段階から13段階に変更となったため、本市における第８期計画の11段階の所得段階区分を、第９期計画では13段階に変更します。

なお、各段階の保険料は、基準額（第５段階）に対する割合に応じて設定します。

所得段階区分		基準額に対する割合		
		第9期計画	第8期計画（割合と段階）	
第１段階	・生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入額及び合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.285 (0.455)	0.3 (0.5)	第1段階
第２段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.485 (0.685)	0.5 (0.75)	第2段階
第３段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計が120万円を超える方	0.685 (0.69)	0.7 (0.75)	第3段階
第４段階	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者がいる方で本人の前年の公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.9	0.9	第4段階
第５段階 【基準額】	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者がいる方で本人の前年の公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計が80万円を超える方	1.0	1.0	第5段階
第６段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.2	1.2	第6段階
第７段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.3	1.3	第7段階
第８段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.5	1.6	第8段階
第９段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.7	1.7	第9段階
第10段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.9	1.8	第10段階
第11段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.1	1.9	第11段階
第12段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.3	－	－
第13段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が720万円以上の方	2.4	－	－

資料：庄原市生活福祉部高齢者福祉課　＊第１段階から第３段階の（ ）内は軽減前の割合です。

(2) 所得段階別第１号被保険者数の推計

［表：所得段階別の第1号被保険者数と合計数に対する割合］

所得段階区分	令和6(2024)年度		令和7(2025)年度		令和8(2026)年度	
	見込み数	割合	見込み数	割合	見込み数	割合
第 1 段 階	1,483	10.7%	1,463	10.7%	1,434	10.7%
第 2 段 階	1,759	12.7%	1,736	12.7%	1,702	12.7%
第 3 段 階	1,884	13.6%	1,858	13.6%	1,823	13.6%
第 4 段 階	775	5.6%	764	5.6%	750	5.6%
第 5 段 階	2,493	18.0%	2,460	18.0%	2,412	18.0%
第 6 段 階	2,522	18.2%	2,487	18.2%	2,439	18.2%
第 7 段 階	1,773	12.8%	1,749	12.8%	1,716	12.8%
第 8 段 階	678	4.9%	669	4.9%	656	4.9%
第 9 段 階	221	1.6%	218	1.6%	214	1.6%
第 10 段 階	83	0.6%	82	0.6%	80	0.6%
第 11 段 階	42	0.3%	41	0.3%	40	0.3%
第 12 段 階	28	0.2%	27	0.2%	27	0.2%
第 13 段 階	97	0.7%	96	0.7%	94	0.7%
合計	13,838	－	13,650	－	13,387	－
所得段階別加入割合補正後被保険者数	13,637	－	13,451	－	13,192	－
所得段階別加入割合補正後被保険者数の計算式	所得段階別加入割合補正後被保険者数＝(各所得段階の被保険者数の見込み数×各所得段階の保険料の基準額に対する割合)の全所得段階の被保険者数の合計					

資料：地域包括ケア「見える化」システムを活用した推計

(3) 第１号被保険者の保険料基準額の算定

第１号被保険者の保険料基準額は次の手順で算出されます。

第９期計画期間中の基準額については、必要額を準備基金に留保した上で、第８期計画期間までの決算剰余金を第９期保険料必要額へ充当する考え方から、介護給付費準備基金を取り崩すこととし、第１号被保険料の負担軽減を図ります。

保険料基準額月額：L ＝ 〔 保険料収納必要額（3年間分）：C
（（ C ＝ 標準給付費見込額 A ＋ 地域支援事業費 B）×23% ）
－ （調整交付金見込額：E － 調整交付金相当額：D）
－ 介護給付費準備基金取崩額：F 〕
÷ 実質保険料必要額：I
÷ 所得段階別加入割合補正後 被保険者数：J
÷ 12か月

［表：第9期における第1号被保険者の保険料基準額の算定値］

区分	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	合計
標準給付見込額 A	5,983,071,317円	5,958,824,491円	5,920,973,491円	17,862,869,299円
地域支援事業 B	322,197,126円	323,819,634円	325,458,579円	971,475,339円
介護予防・日常生活支援総合事業費B①	199,120,933円	200,743,441円	202,382,386円	602,246,760円
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業B②	97,066,015円	97,066,015円	97,066,015円	291,198,045円
包括的支援事業(社会保障充実分)B③	26,010,178円	26,010,178円	26,010,178円	78,030,534円
第1号被保険者負担相当額 C＝(A+B)*23%	1,450,211,742円	1,445,008,149円	1,436,679,376円	4,331,899,267円
調整交付金相当額 D＝(A+B①)*5%	309,109,613円	307,978,397円	306,167,794円	923,255,803円
調整交付金見込交付割合	9.57%	9.57%	9.57%	9.57%
調整交付金見込額 ※ E＝(A+B①)*9.57%	591,636,000円	589,471,000円	586,005,000円	1,767,112,000円
準備基金取崩額 F				400,000,000円
保険料収納必要額 G＝C−(E−D)−F				3,088,043,070円
予定保険料収納率(現年分)H	99.60%	99.60%	99.60%	99.60%
実質保険料必要額 I＝G/H				3,100,444,849円
所得段階別加入割合補正後被保険者数 J	13,637人	13,451人	13,192人	40,281人
保険料基準年額 K＝I/J				76,970円
保険料基準月額 L＝K/12				6,414円

少数点以下の計算により、各年度の合計欄の数は整合していません。

資料：地域包括ケア「見える化」システムを活用した庄原市生活福祉部高齢者福祉課算定

令和3(2021)年度～令和5(2023)年度の保険料基準額(月額)
6,551円

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度の保険料基準額(月額)
6,414円

(4) 第９期と第８期の保険料基準額の算定値の比較

区分		第8期	第9期	増減
標準給付見込額	A	18,056,488,961円	17,862,869,299円	▲193,619,662円
地域支援事業 (介護予防・日常生活支援総合事業費)	B (B①)	1,063,952,502円 (655,790,918円)	971,475,339円 (602,246,760円)	▲92,477,163円 (▲53,544,158円)
第1号被保険者負担相当額 (率:第8期23%　第9期23%)	C＝(A+B)*率	4,397,701,536円	4,331,899,267円	▲65,802,269円
調整交付金相当額	D＝(A+B①)*5%	935,613,994円	923,255,803円	▲12,358,191円
調整交付金見込額 (率:第8期9.92%　第9期9.57%)	E＝(A+B①)*率	1,856,258,000円	1,767,112,000円	▲89,146,000円
準備基金取崩額	F	110,000,000円	400,000,000円	290,000,000円
財政安定化基金取崩による交付額	G	0円	0円	0円
保険料収納必要額	H＝ C−(E−D)−F−G	3,367,057,530円	3,088,043,070円	▲279,014,460円
予定保険料収納率(現年分)	I	99.53%	99.60%	0.07%
実質保険料必要額	J＝H/I	3,382,957,430円	3,100,444,849円	▲282,512,581円
第1号被保険者数		43,266人	40,875人	▲2,391人
所得段階別加入割合補正後 被保険者数	K	43,031人	40,281人	▲2,750人
保険料基準年額	L＝J/K	78,617円	76,970円	▲1,647円
保険料基準月額	M＝L/12	6,551円	6,414円	▲137円

資料:地域包括ケア「見える化」システムを活用した庄原市生活福祉部高齢者福祉課算定

(5) 第１号被保険者の所得段階別保険料

[表:第9期における所得段階別保険料の算定値]

所得段階区分	基準額に対する割合	第9期計画期間(令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)	
		年額保険料	月額保険料
第1段階	0.285	21,936円	1,828円
第2段階	0.485	37,330円	3,111円
第3段階	0.685	52,724円	4,394円
第4段階	0.9	69,273円	5,773円
第5段階【基準額】	1.0	76,970円	6,414円
第6段階	1.2	92,364円	7,697円
第7段階	1.3	100,061円	8,338円
第8段階	1.5	115,455円	9,621円
第9段階	1.7	130,849円	10,904円
第10段階	1.9	146,243円	12,187円
第11段階	2.1	161,637円	13,470円
第12段階	2.3	177,031円	14,753円
第13段階	2.4	184,728円	15,394円

資料:庄原市生活福祉部高齢者福祉課算定

＊介護保険料(年額)を介護保険条例で定めます。月額保険料は参考値です。

(6) 第１号被保険者の介護保険料の推移

期別	年度	保険料基準額（月額）	増減額（前期との比較）	増減割合（前期との比較）	全国平均値
第2期	平成17年度	3,355円	－	－	3,293円
第3期	平成18年度～平成20年度	3,405円	50円	1.5%	4,090円
第4期	平成21年度～平成23年度	4,445円	1,040円	30.5%	4,160円
第5期	平成24年度～平成26年度	5,686円	1,241円	27.9%	4,972円
第6期	平成27年度～平成29年度	6,158円	472円	8.3%	5,514円
第7期	平成30年度～令和2年度	6,720円	562円	9.1%	5,869円
第8期	令和3年度～令和5年度	6,551円	▲169円	▲2.5%	6,014円
第9期	令和6年度～令和8年度	6,414円	▲137円	▲2.1%	－

資料：庄原市生活福祉部高齢者福祉課

8　令和12(2030)年度・令和22(2040)年度の介護保険料の試算

令和12(2030)年度、令和22(2040)年度の介護保険料は、現在の介護サービス事業所に変動がないことを前提とし、要介護認定者の推移やサービスの利用状況などから給付費を求め、推計しています。

引き続き、介護予防、自立支援などの取組を進め、介護保険料の増加抑制に努める必要があります。

区分	令和12(2030)年度（第9期との比較）	令和22(2040)年度（第9期との比較）
介護保険料基準額　年額	102,456円（25,486円増）	111,156円（34,186円増）
介護保険料基準額　月額	8,538円（2,124円増）	9,263円（2,849円増）

資料：地域包括ケア「見える化」システムを活用した庄原市生活福祉部高齢者福祉課算定

第９章　計画の推進に向けて

第９章　計画の推進に向けて

1　推進体制

高齢者福祉課と本庁・支所の所管部署のみならず、市民、自治振興区、民生委員・児童委員、ひとり暮らし高齢者等巡回相談員、老人クラブ、社会福祉協議会、医療機関、事業所など、多様な関係機関・団体と連携し、高齢者福祉施策を総合的に推進します。

2　計画等の周知

第９期計画とともに、健康づくりや介護予防の事業、介護サービスや生活支援の種別・内容など、多様な情報を広く提供・周知し、全市民による地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます。

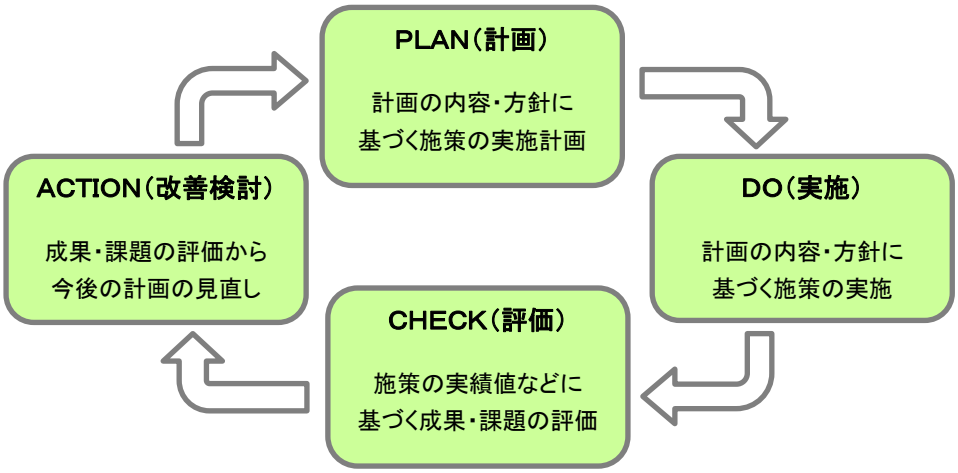
3　点検と評価

(1) 点検・評価体制

高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定推進委員会、地域ケア推進会議、地域包括支援センター運営協議会などにおいて、事業・施策の進捗状況の報告及び評価を行い、必要に応じて見直しの検討を行い、高齢者福祉施策の効果的な実施に努めます。

(2) ＰＤＣＡサイクルによる進行管理

[図:PDCAサイクルによる進行管理]



資　料

資料

１　庄原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定推進委員会設置要綱

令和２年３月31日告示第39号

（設置）

第１条　老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の８に規定する市町村老人福祉計画及び介護保険法（平成９年法律第123号）第117条に規定する市町村介護保険事業計画を策定し、及び当該計画の効果的な推進を図るため、庄原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

（１）　市町村老人福祉計画並びに市町村介護保険事業計画（以下「計画」という。）の策定、変更及び推進に関する協議及び検討

（２）　前号に定めるもののほか市長が計画の推進に必要と認める事項

（組織）

第３条　委員会の委員は、20名以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　医療、保健及び福祉関係者

（２）　学識経験者

（３）　その他市長が必要と認める者

２　委員の任期は、３年とする。

３　前項の規定にかかわらず、委員が欠けたときの後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　前２項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めたときは、任期中において委嘱を解くことができる。

５　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、委員長及び副委員長は委員の互選により、これを定める。

６　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

７　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第４条　会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

２　会議は、在任委員の過半数の出席をもって開くものとする。

３　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

（庶務）

第５条　委員会の庶務は、生活福祉部高齢者福祉課において処理する。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

2　庄原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定推進委員会委員名簿

氏　名	所属・団体名	備考
林　　充	庄原市医師会	委員長
横　山　　勝	庄原市歯科医師会	
谷　口　理　恵	公益社団法人　広島県看護協会	
上　田　正　之	社会福祉法人　庄原市社会福祉協議会	
宮　野　克　巳	庄原市民生委員児童委員協議会	
荒　木　和　美	公益社団法人　広島県社会福祉士会	
戸　谷　誠　二	広島県老人保健施設協議会	
尾　野　素　子	広島県老人福祉施設連盟　三次ブロック	
河　野　由美子	広島県北部保健所	
手　島　　洋	県立広島大学　保健福祉学部	副委員長
田　邉　良　三	庄原市自治振興区連合会	
早　田　義　範	庄原市老人クラブ連合会	
横　山　里　恵	庄原市介護支援専門員連絡協議会	
米　谷　惠　子	庄原地域代表	
髙　井　美和子	西城地域代表	
清　水　あつ子	東城地域代表	
音　光　　薫	口和地域代表	
井ノ本　幸　子	高野地域代表	
松　長　百合子	比和地域代表	
中　田　博　章	総領地域代表	

3　計画策定の経緯

回	開催年月日	検討内容
第１回	令和５(2023)年 ７月27日(木)	・委員長・副委員長の選任について ・第９期計画の概要について ・高齢者の現状について
第２回	令和５(2023)年 ８月28日(月)	・高齢者の暮らしと介護についての調査結果について ・第８期計画の施策にかかる実績・課題について
第３回	令和５(2023)年 10月３日(火)	・事業所等対象調査結果について ・庄原市における地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた提言について ・第９期計画の基本理念・基本目標・施策体系等について
第４回	令和５(2023)年 11月９日(木)	・第９期計画の基本理念・基本目標・施策体系等について
第５回	令和５(2023)年 12月22日(金)	・第９期計画(素案)について ・介護サービスの見込みと保険料の算定について
第６回	令和６(2024)年 １月29日(月)	・第９期計画(案)について ・第９期介護保険事業計画における介護保険料について

4　用語解説

【あ行】

ICT	Information and Communication Technology(インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の略で、情報通信技術のこと。
運動器	骨、関節、筋肉、靭帯、神経といった人間のからだの動きに関わる組織・器官のこと。

【か行】

介護医療院	慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた介護保険施設。
介護給付	要介護認定を受けた被保険者に対する、訪問介護や通所介護などの居宅サービスや、介護老人福祉施設などの施設サービスなどの提供についての保険給付。要支援認定を受けた被保険者に対するサービスの提供についての保険給付は、予防給付という。
介護サービス	高齢者や障害のある人等の移動・食事・排せつ・入浴等の日常生活の援助を実際に提供するもの。
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	要介護者等からの相談に応じて、適切な介護サービスを受けられるようサービス事業者等との連絡調整を行い、ケアプラン(介護サービス計画)を作成する専門的な知識・技術を有する人。
介護報酬	事業者が利用者(要介護者または要支援者)に介護サービスを提供した場合、その対価として事業者に支払われるサービス費用をいう。
介護予防ケアマネジメント	要支援１・２と判定された人や介護や支援が必要になるおそれのある人が要介護状態にならないように、介護予防のためのサービス利用計画(ケアプラン)を作成するとともに、サービス実施後に効果を評価すること。
介護予防事業	65歳以上の要支援・要介護状態になるおそれのある人を対象に、介護度を上げないよう、また、要介護者になることを予防するために行う事業。
介護予防･日常生活支援総合事業	地域支援事業の一部であり、介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業からなる。
介護療養型医療施設	療養病床等を有する病院などの介護保険適用部分に入院する要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護の世話及び機能訓練等の必要な医療を行うことを目的とする施設。
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	老人福祉法に規定する老人福祉施設の一つ。65歳以上の人であって、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、在宅介護が困難な人が入所する施設。

介護老人保健施設 (老人保健施設)	要介護認定された人を対象として、施設サービス計画に基づき、可能な限り在宅生活へ復帰することを念頭に、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、リハビリや医療等を通して機能訓練、健康管理等を行う都道府県知事の許可を受けた施設。
介護ロボット	ロボットの定義とは、「情報を感知(センサー系)」、「判断し(知能・制御系)」、「動作する(駆動系)」の３つの要素技術を有する知能化した機械システムであり、このうちロボット技術が応用されて利用者の自立支援や介護者の負担の軽減に役立つ介護機器を介護ロボットという。
看護小規模多機能型居宅介護	「通い」、「泊まり」、「訪問」３種類のサービスと「訪問看護」サービスを、介護と看護の両面から柔軟に組み合わせて提供するサービス。
キャラバンメイト	認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、その講師役を務める人のこと。
居宅サービス	自宅で受ける介護サービスや、自宅から通って利用するサービスで「訪問介護」、「訪問入浴介護」、「訪問看護」、「訪問リハビリテーション」、「居宅療養管理指導」、「通所介護」、「通所リハビリテーション」、「短期入所生活介護」、「短期入所療養介護」、「特定施設入居者生活介護」、「福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」など。「居宅」には、特定施設指定を受けていない養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホームなどの居室が含まれる。
協議体	NPO、ボランティア、民間企業、社協など生活支援・介護予防サービスを担う多様な関係主体が会して定期的に情報共有するとともに連携・協働して介護予防事業にあたるネットワークのこと。
居住系サービス	特定施設入居者生活介護(介護専用型)、認知症対応型共同生活介護などの利用者が、入浴、排せつ、食事の介護などの日常生活上の世話や機能訓練及び療養上の世話を受けるサービス。
居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師等が通院困難な利用者に対し、家庭を訪問して療養上の管理や指導を行い、療養生活の質の向上を図ることを目的としたサービス。
ケアプラン	ケアマネジメントの過程において、アセスメント(総合評価・事前評価)により利用者のニーズを把握し、必要なサービスの種類や内容を定めた介護サービス計画のこと。
ケアマネジメント(居宅介護支援･介護予防支援)	社会福祉援助技術の一形態。サービス利用者に対し、アセスメント(総合評価・事前評価)に基づき地域の様々な社会資源を活用した各種サービス計画を策定し、その実施から継続的な見守り、必要に応じた見直し等適切で効果的なケアを提供する一連の過程をいう。
健康寿命	日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間のこと。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な人に代わって、援助者がその権利やニーズ獲得を行うこと。
互助	インフォーマルな相互扶助。近隣の助け合いやボランティア等。

【さ行】

在宅医療	狭義には、緩和医療など医療者が通院困難な患者の自宅もしくは老人施設などを訪問して行う医療のこと。広義には、「病院外」で行うすべての医療を指す。
サービス付き高齢者向け住宅	高齢者住まい法の基準により登録される、介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供する、バリアフリー構造の住宅。
施設サービス	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設で提供されるサービスで、その施設の介護支援専門員が要介護者ごとに施設サービス計画を作成し、介護サービスを提供する。
若年性認知症支援コーディネーター	若年性認知症の人やその家族からの相談に対応する窓口に配置され、若年性認知症の人の自立支援に関わる関係者のネットワークの調整役を行う者のこと。
住宅改修	手すりの取り付けや段差の解消など、小規模な住宅改修の費用を支給するサービス。
重層的支援体制	複雑・複合化した地域生活課題を解決するため、市関係各課や関係機関等が連携し、分野横断的に支援できる体制。
小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、要介護者等の容態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを提供することで在宅での生活を支援する介護の形態。
シルバーリハビリ体操	茨城県立健康プラザの大田仁史管理者が、最期までその尊厳を保持し、自立した生活を支援することを目的に、リハビリテーション医学・障害学に基づいて考案された体操。特徴として、道具を使わず、どのような状況になっても行え、座る、立つ、歩くなどの日常生活動作を楽にする体操。
ステップアップ講座	「認知症サポーター養成講座」を受講した「認知症サポーター」を対象に、地域で認知症の人や家族のやりたいこと、支援してほしいことなどを叶える活動（チームオレンジ）に活かすための講座。
生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）	生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けて、生活支援・介護予防サービスの担い手となるボランティアの養成・発掘など、地域資源の開発や地域のニーズと地域支援のマッチングなどを行う者。
生活支援体制整備事業	地域全体で多様な主体によるサービス提供を推進していくため、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や協議体を設置し、サービスが創出されるよう取組を行う事業。 ①地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起 ②地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ ③関係者のネットワーク化 ④目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一 ⑤生活支援の担い手の養成やサービスの開発 ⑥ニーズとサービスのマッチングを総合的に推進していく。

生活習慣病	従来成人病として扱われていた脳卒中・心臓病・がん・糖尿病に加え、肝疾患・胃潰瘍・骨粗しょう症など、食事・運動・休養・喫煙・飲食等の生活習慣によって発症や進行に影響を受ける疾病。
生活の質(QOL) **(Quality of Life)**	クオリティ・オブ・ライフ(生活の質)の略で、医療関係から出てきた言葉。衣食住といった生活レベルのことだけでなく、生活上の満足・幸福感など心の豊かさを含めた概念のこと。
成年後見制度	病気や障害のために判断能力が著しく低下したことにより、財産管理や契約、遺産分割等の法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法等の被害にあうおそれがあるなどの人を保護し、支援する制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、本人に代わりその法律行為の同意や代行などを行う。
セルフ・ネグレクト	普通の生活を維持するために必要なことを行う意欲や能力を失って、自身の健全な生活や身の回りの安全を損なった状態のこと。原因は様々で認知症やうつ病といった精神的な疾患であったり、家族や周囲からの孤立がきっかけであったりする。

【た行】

第1号被保険者	介護保険の被保険者であり、保険者の区域内に住所を有する65歳以上の人。要支援・要介護状態となったとき、認定を経て介護保険の給付を受けることができる。
第2号被保険者	介護保険の被保険者であり、保険者の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者。特定疾病により要支援・要介護状態となった場合に限り、認定を経て介護保険のサービスの利用ができる。
短期入所生活介護 **(ショートステイ)**	介護老人福祉施設等に短期間入所して、食事・入浴・排せつ等の介護や機能訓練等を受けるサービス。
短期入所療養介護 **(ショートステイ)**	介護老人福祉施設や介護療養型医療施設に短期間入所して、食事・入浴・排せつ等の介護や、医師による医学的な管理のもとで行われる看護、理学療法士(PT)や作業療法士(OT)による機能訓練等を受けるサービス。
団塊の世代	戦後復興期の昭和22(1947)年から昭和24(1949)年頃に生まれた世代(第一次ベビーブーム)。
団塊ジュニア世代	昭和46(1971)年～昭和49(1974)年に生まれた世代のこと。
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。
地域支援事業	要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合でも、できるだけ住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう支援するための事業。介護予防事業、包括的支援事業及び任意事業を実施。

地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で生涯安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉などの社会資源やマンパワー(人材活力)を広く活用し、支援を必要とする高齢者を地域社会全体で支える仕組み。
地域包括支援センター	地域住民の健康維持、生活の安定、保健・医療・福祉の向上と増進のために必要な援助・支援を包括的に担う地域の中核機関。主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師または経験のある看護師の３種類のスタッフにより、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント、総合相談・支援、虐待防止・権利擁護などを行う。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	入所定員が29人以下の特別養護老人ホームで、入所している要介護者について、地域密着型施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。
地域密着型サービス	高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活できるようにする観点から、市町村ごとに提供されるサービス。利用者は庄原市の住民に限定される。
チームオレンジ	認知症の人やその家族に対する生活面の早期からの支援等を行う地域の認知症サポーターなどで構成するチームのこと。認知症の人もメンバーとしてチームに参加することが望まれている。
通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンター等に送迎バス等により日帰りで通い、食事・入浴の提供や機能訓練を受けるサービスのこと。
通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設や医療機関等に日帰りで通い、食事・入浴の提供や、理学療法士(PT)や作業療法士(OT)による機能訓練を受けるサービス。
地域デイホーム	地域住民が、ひとり暮らし等の高齢者に健康チェックやレクリエーション、交流など在宅生活支援サービスを提供し、高齢者の生きがいや自立の助長、社会的孤立感の解消等を図ることを目的に設置するもの。
特定健康診査	国のメタボリックシンドローム対策の柱として、平成20(2008)年４月から始まった40歳～74歳までを対象とした健康診断。糖尿病や高脂血症、高尿酸血症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的としている。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームやケアハウス等で食事・入浴・排せつ等の介護や機能訓練を受けるサービス。
特定入所者介護サービス費	平成17(2005)年10月から居住費・食費の保険給付外措置への制度改正において、低所得者への対策として創設された保険給付。低所得者に対し、保険給付の対象外とされた居住費・食費の一部を保険給付として実施するもの。
特定福祉用具購入	ポータブルトイレや入浴補助用具など、排せつや入浴に使う用具の購入費の一部を支給するサービス。

【な行】

日常生活圏域	地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し地域の特性に応じて市内を区分したもので、介護・福祉基盤の整備単位となる区域。
任意事業	地域支援事業の中で実施する事業で、地域の実情・特色に応じ、市町村独自の発想や創意工夫した形態で実施される多様な事業。
認知症	個人のそれまでに発達した知能が、脳の後天性障害により持続的かつ比較的短期間のうちに低下し、日常生活に支障をきたすようになること。最も多いのがアルツハイマー型認知症、次に多いのが脳血管性認知症。
認知症カフェ	認知症の人とその家族、地域住民、介護や医療の専門職など様々な人が集い、カフェという自由な雰囲気の中、認知症について理解を深めたり、認知症の人や家族の悩みを共有したり、相談できる場所のこと。
認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。
認知症疾患医療センター	認知症の専門医療相談や鑑別診断・初期対応、地域の関係機関との連携、連携協議会・研修会の開催などを行う専門の医療機関のこと。都道府県知事や政令指定都市市長が指定する病院に設置される。
認知症初期集中支援チーム	医療職と介護職など複数の専門職が、家族の要望などにより認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的(概ね６か月)に行い、自立生活のサポートを行うチームのこと。
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	地域密着型サービスの一つで、認知症高齢者の症状の進行予防・改善を図るため、共同生活をしながら入浴・食事・排せつ等の介護や機能訓練を受けるサービス。
認知症対応型通所介護	地域密着型サービスの一つで、認知症の要介護者等を対象とするデイサービス。入浴・食事・排せつ等の日常生活上の介護や機能訓練を行う。
認知症地域支援推進員	認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために、医療・介護及び生活支援の様々なサービスを連携させ、効果的な支援を行う人。市町村において認知症疾患医療センターや医療機関、介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う。
認知症の人を支える家族の会	認知症の人を介護する家族等が会員となり、悩みを共有したり、情報交換を行ったりする集まりのこと。
ノーリフティングケア	介護現場での移乗などの作業において、持ち上げたり、抱え上げたりせず、電動リフト等の福祉用具を用いて介護者の負担軽減、要介護者の自立支援を図ること。

【は行】

バリアフリー	障害のある人が社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となるものを取り除くこと。段差などの物理的バリアだけでなく、より広い意味で障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、心理的なバリアを取り除いていくことにも用いられる。
パブリックコメント	市政への参加機会を拡大するため、市が施策の立案過程において趣旨、目的、背景等を広く公表し、市民等からの意見を求める制度。
BCP(業務継続計画)	Business Continuity Plan の略称で、感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供されるよう、方針、体制、手順等を示した計画。
広島県若年性認知症サポートルーム	広島県が広島県社会福祉士会に委託し、広島県社会福祉会館に開設した若年性認知症相談窓口のこと。
福祉用具貸与	自立した生活が送れるように、車いす・特殊寝台・歩行器・マットレス等の福祉用具を貸与するサービス。
福祉サービス利用支援事業(通称「かけはし」)	広島県社会福祉協議会が行う福祉サービス利用手続き支援のこと。認知症や障害等で、金銭管理や福祉サービス利用手続きが困難な方を対象とし、生活に必要なお金の出し入れ、通帳や印鑑、大切な書類の預かり等を行う。
フレイル	加齢とともに筋力や精神面が衰える状態のことで、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間を意味する。
包括的・継続的ケアマネジメント	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、主治医と介護支援専門員、在宅と施設の連携など利用者ごとに様々な職種が連携し、個々の高齢者の状況やその変化に応じて継続的にフォローアップを行う。
包括的支援事業	地域支援事業の中で実施する事業で、高齢者が自宅や住み慣れた地域で安心して生活を続けられるように、保健・医療・福祉に関するサービスを総合的に行う事業。地域包括支援センターが、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談・支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業などを実践する。
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	訪問介護員(ホームヘルパー)が家庭を訪問して、身体介護や家事など身の回りの生活支援を行うサービス。
訪問看護	訪問看護ステーションや医療機関等から看護師等が家庭を訪問して行う、床ずれの手当などの看護サービス。
訪問入浴介護	入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車で家庭を訪問し、入浴の介助を行うサービス。
訪問リハビリテーション	理学療法士(PT)や作業療法士(OT)等が家庭へ訪問して、リハビリテーションを行うサービス。

【ま行】

看取り	近い将来に死に至ることが予見される人に対し、その身体的・精神的苦痛、苦悩を緩和し、死に至るまでの期間、その人なりに充実して納得して生き抜くことができるように、対象者の尊厳に十分配慮しながら終末期の介護を行うこと。
民生委員･児童委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。職務は、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力など。

【や行】

ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。
要介護認定者	①要介護状態にある65歳以上の人。②要介護状態にある40歳以上65歳未満の人で、その原因である身体上や精神上の障害が特定疾病によって生じた人。
要介護状態	身体上または精神上の障害があるために、入浴・排せつ・食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、６か月にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態であって、要介護状態区分のいずれかに該当するものをいう。
要支援認定者	①要支援状態にある65歳以上の人。②要支援状態にある40歳以上65歳未満の人で、その原因である身体上や精神上の障害が特定疾病によって生じた人。
養護老人ホーム	環境上の理由及び経済的な理由により、自宅での生活が困難な自立した高齢者が、老人福祉法に基づく市町村の措置決定によって入所する施設。

【ら行】

リハビリテーション	介護予防、重度化予防の観点で、施設から在宅まで障害のある人や高齢者が、機能訓練だけでなく生活機能の向上を目指した活動に取り組むこと。
老人介護支援センター(在宅介護支援センター)	老人福祉法に規定される老人福祉施設の一つで、地域の老人の福祉に関する問題について、要援護高齢者やその養護者、地域住民などからの相談に応じて必要な助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整やその他の援助を総合的に行うことを目的とする施設。原則として、24時間を通じて、併設施設等との連携により、必要な対応を行う。

第９期
庄原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

発行年月　令和６(2024)年３月
発　　行　庄原市

庄原市　生活福祉部　高齢者福祉課
〒727-8501　庄原市中本町一丁目 10 番 1 号
Tel　0824-73-1143　　Fax　0824-75-0245
ホームページ
http://www.city.shobara.hiroshima.jp